

令和元年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年12月6日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 3 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 6 議第 4 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 7 議第 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 8 議第 6 号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 7 号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 8 号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 9 号 西和地域病児保育室設置条例の制定について
- 第12 議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 第13 議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定について
- 第14 議第12号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について
- 第15 議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第16 議第14号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第17 議第15号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第18 議第16号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第19 議第17号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第20 議第18号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について

本日の会議に付した事件

第1から第20まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和元年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

今年度も恒例のペガサスフェスタ2019を11月3日に、議員の皆様をはじめ各団体の皆様方の協力をいただき開催をいたしました。当日は天候にも大変恵まれ、来場者は年々増加してきております。来年度は20回目となり、今後も住民の皆様に喜んでいただける、また、楽しんでいただけるようなペガサスフェスタを開催し、にぎわいのあるまちづくりを目指したいと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

議第1号、議第2号につきましては、人事院勧告に伴う法律等の一部改正に伴い、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、及び一般職の職員の給与に関する条例を

一部改正するものでございます。

議第3号は、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、給与に関する必要な事項を定めるため、上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

議第4号は、会計年度任用職員制度により、臨時・嘱託職員の任用根拠をより明確化する必要があるため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するものでございます。

議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備のため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議第6号は、アピタ西大和店がラスパ西大和店に名称変更となったことに伴う上牧町ささゆりルーム設置条例の一部改正でございます。

議第7号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されることとなったため、上牧町印鑑条例を一部改正するものでございます。

議第8号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う、上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正でございます。

議第9号は、保護者の子育てと就労等の両立を支援し、児童の健全な育成を目的に、西和地域病児保育室を令和2年1月15日から開設をいたします。この病児保育室の開設に当たり必要な事項を整備するため、西和地域病児保育室設置条例を制定するものでございます。

議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定、議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定につきましては、学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。公会計とすることにより、学校給食費の管理における透明性が向上し、安定的な給食の実施ができ、教職員の負担軽減が図られます。

議第12号は、奈良県葛城地区清掃事務組合の共同処理する事務及び市町の区分を明確化するため、奈良県葛城地区清掃事務組合規約を一部変更するものでございます。

議第13号 令和元年度一般会計補正予算（第3回）につきましては、6,282万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億5,419万2,000円とさせていただきます。

歳入の主な内容につきましては、障害児施設給付費負担金を国庫負担金で700万円、県負担金で350万円の増額計上をしております。教育費県補助金で、史蹟等整備活用補助金112万

5,000円の増額計上をしております。財政調整基金繰入金で、今回の補正の調整額4,410万9,000円を繰り入れております。繰り入れ後の基金残高は9億2,167万6,000円となっております。諸収入の雑入で、山辺・県北西部広域環境衛生組合精算金を可燃ごみで131万9,000円、不燃ごみで8万6,000円を計上しております。町債におきましては、コミュニティバス整備事業債390万円を計上しております。

歳出の主な内容につきましては、人件費で、人事院勧告に伴う法律等の一部改正により所要額を計上しております。総務費の企画費、コミュニティバス運行費で、令和2年度から運行予定のコミュニティバス1台増とルート見直しに伴うバス停の新設等の経費として需用費71万円、備品購入費で、管理備品としてバス停看板166万円、コミュニティバス購入費453万3,000円を計上しております。電子計算費委託料で、会計年度任用職員対応システム改修委託料106万7,000円、財務会計システム賃金廃止対応業務委託料66万円、学校給食費公会計システム導入業務委託料495万円を計上しております。文化センター費で、光熱水費127万8,000円を増額計上しております。民生費の社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金143万円、高齢者福祉費で、後期高齢者医療特別会計繰出金138万円、介護保険特別会計繰出金154万3,000円を増額計上しております。障害福祉費で、障害児施設給付費1,400万円、障害者自立支援医療費など負担金過年度精算金1,236万円を計上しております。児童福祉総務費で、子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度精算金145万3,000円を計上しております。土木費の道路橋梁費で、道路水路管理補修工事510万円、都市再生整備費の服部台・明星線道路改良事業費で、営業補償費100万5,000円を増額計上しております。

議第14号から議第18号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の各補正予算でございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

(議会運営委員長 吉中隆昭 登壇)

○議会運営委員長(吉中隆昭) 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和元年第4回定例議会の議会運営委員会を、去る12月4日午前10時より、全委員出席により、議会運営について慎重に審議いたしました。

本定例会に付議を予定されております町長提出議案と議員提出議案については、本会議審議か各委員会付託かを審議した結果、議第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議第6号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算(第3回)について、以上の8議案については、総務建設委員会に付託することに決しました。

議第8号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議第9号 西和地域病児保育室設置条例の制定について、議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定について、議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定について、議第12号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について、議第14号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、議第15号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、議第16号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、議第17号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、議第18号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)について、以上の10議案については、文教厚生委員会に付託することに決しました。

また、会期日程につきましては、本日12月6日より12月16日までの11日間と決しました。日程の振り分けとして、本日12月6日、本会議、12月7日、8日、休会、12月9日、文教厚生委員会、12月10日、総務建設委員会、12月11日、休会、12月12日、一般質問、質問者は遠山議員、牧浦議員、吉中議員、石丸議員、康村議員、以上5名、12月13日、一般質問、質問

者は東（あずま）議員、富木議員、竹之内議員、木内議員、東（ひがし）議員、以上5名、12月14日、15日、休会、12月16日、本会議。そして、会議は全て午前10時開会とし、一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、康村議員、9番、遠山議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日まで11日間と決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第3、議第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和元年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されており、この法律の一部改正に準じての改正でございます。

改正内容といたしましては、第1条で、特別職の職員で常勤のものに支給される期末手当の12月に支給する月数を0.05カ月分引き上げるもので、100分の167.5を100分の172.5に、期末手当年間総支給月数を3.40カ月分とする改正でございます。

第2条は、特別職の職員で常勤のものに支給される期末手当年間総支給月数を、6月支給月数、12月支給月数をそれぞれ同じ支給月数に改正するもので、6月支給を100分の167.5を100分の170に、12月支給を100分の172.5を100分の170に改正することで、特別職の職員で常勤のものに支給される期末手当の6月、12月に支給される支給月数をそれぞれ1.70カ月分とする改正でございます。

附則では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行としております。

附則第1条第2項では、改正後の特別職給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用する旨を定めたものです。

附則第2条では、条例改正前に支給された給与は、今回改正された条例による給与の内払いとみなしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第4、議第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和元年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、これに準じて一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、今回の改正に伴う主な改正点は3点ございます。1点目につきましては、勤勉手当の支給割合の改正でございます。2点目につきましては給料表の改正で、3点目につきましては住居手当の改正となっております。

第1条で改正の具体的な内容といたしましては、第16条第2項第1号中につきましては、

職員の勤勉手当の12月支給する月数を0.05カ月分引き上げるもので、100分の92.5を100分の97.5に改めるものでございます。

別表第1は給料表の改正で、平均改定率0.1%の引き上げとなっており、平成31年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、第2条の改正につきましては、第8条第1項中、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円を1万6,000円に改めるものでございます。

同条第2項中、各号に掲げる額を各号に定める額に改め、同項第1号中、住居手当の月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員、家賃の月額から1万2,000円を控除した額から月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員、家賃の月額から1万6,000円を控除した額に改め、同項第2号中、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員、家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1、その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは1万6,000円を1万1,000円に加算した額を、月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員、家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1、その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは1万7,000円を1万1,000円に加算した額に改めるもので、上限を1,000円引き上げ2万7,000円を2万8,000円にするものでございます。

第16条第2項第1号中については、第1条で、改正後の勤勉手当の支給月数を6月、12月とも同じ支給月数に改めるものでございます。

具体的には、職員については6月の支給割合を100分の92.5を100分の95に、12月の支給割合を100分の97.5を100分の95に改めるものでございます。

附則第1条では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行としております。

附則第1条第2項では、改正後の給与条例の規定は平成31年4月1日から適用します。

附則第2条では、条例改正前に支給された給与は、今回改正された条例による給与の内払いとみなします。

附則第3条では、住居手当に関する経過措置を規定しております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第5、議第3号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第3号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第3号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明いたします。

上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号の施行により、地方自治体における特別職の任用及び臨時的に任用の要件を厳格化し、新たに会計年度任用職員制度を制定するものでございます。

それでは、今回の制定に伴う主な内容でございます。

フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項をこの条例で制定するものでございます。

制定する条例の内容といたしましては、第1章は総則としまして第1条から第3条、第1条でこの条例の趣旨を、第2条では定義を、第3条では会計年度任用職員の給与を規定しております。

第2章は、フルタイム会計年度任用職員の給与といたしまして第4条から第17条で、第4条では給料を規定しております。第5条では職務の級、第6条では号給を、第7条では給料の支給を、第8条では地域手当を、第9条では通勤手当を規定し、第10では時間外勤務手当を、第11条では休日勤務手当を、第12条では夜間勤務手当を、第13条では宿日直手当を、第14では期末手当を、第15条では特殊勤務手当を、第16条では勤務1時間当たりの給与額の算

出を、第17条では給与の減額を規定しています。

次に、第3章は、パートタイム会計年度任用職員の給与といたしまして第18条から第25条で、第18条ではパートタイム会計年度任用職員の報酬を、第19条では時間外勤務に係る報酬を、第20条では休日勤務に係る報酬を、第21条では夜間勤務に係る報酬を、第22条では期末手当を、第23条では報酬の支給を、第24条では勤務1時間当たりの報酬額の算出を、第25条では報酬の減額を規定しています。

次に、第4章は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償として第26条、第27条で、第26条では通勤に係る費用弁償を、第27条では公務のための旅行に係る費用弁償を規定しています。

次に、第5章は、雑則としまして第28条から第30条、第28条では給与からの控除を、第29条では町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与を、第30条では委任を規定しています。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行としております。

以上が今回の条例制定の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第6、議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について説明いたします。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、地方自治体における臨時・嘱託職員の任用根拠を明確にし、新たに一般職の任期を定めた採用に関し必要な事項を制定するものでございます。

それでは、今回制定する条例についてでございますが、この条例は職務の内容によって任期を定め、一般職の職員として採用する基準等についてまとめており、その採用基準としては、大きくは専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者の採用、一定期間に業務が終了する場合や事務量の増加が見込まれる業務に対応するための採用などとなっております。

制定する条例の内容といたしましては、第1条でこの条例の趣旨を、第2条、第3条では職員の任期を定めた採用を、第4条では短時間勤務職員の任期を定めた採用を、第5条では任期の特例を、第6条では任期の更新を、第7条では特定任期付職員の給与の特例を、第8条では給与条例の適用除外等を、第9条、第10条では非専門的任期付職員の給与の特例を、第11条では委任を規定しています。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行としております。

以上が今回の条例制定の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第7、議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する条例の制定に伴い関係する条例を整備するため、一括して改正するものでございます。

この条例では、関係条例の一部改正として9条例ございます。

まず、第1条関係では、職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の心身の故障による休職の期間は、地方公務員法の規定により任命権者が定める任期の範囲内とする旨を規定しています。

第2条関係では、上牧町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対して減給処分を行う場合は、報酬、給料相当部分の額について減ずる旨を規定しています。

第3条関係では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、会計年度任用職員の任用厳格化に伴い、勤務時間、休暇等については、職務の性質等を考慮して規則で定める旨を規定しています。

第4条関係では、職員の育児休業等に関する条例につきましては、新たに任期付職員及び非常勤職員の育児休業に関する規定を整備し、第2条の次に2号を追加する旨の改正でございます。

第3号として、一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する短時間勤務の職員を、第4号として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を、第2条の3の育児休業法第2条第1項の条例で定める日を追加する旨の改正でございます。

改正内容につきましては、非常勤職員が育児休業することができる期間の末日までを規定しています。第1号として非常勤職員の子の1歳到達日を、第2号として非常勤職員の子が1歳2カ月に達する日を、第3号として非常勤職員の子が1歳6カ月に達する日を、第2条の4の育児休業法第2条第1項の条例で定める日を追加する旨の改正をしています。

改正内容につきましては、再度育児休業ができる特別の事情としまして、子が1歳6カ月に達した時点で、なお保育所に入れられない等の場合には再度申し出すことにより、育児休業を2歳に達する日まで取得できる旨の改正でございます。

第7条第2項につきましては、会計年度任用職員には勤勉手当を支給しないため、関係規定は適用除外する規定を追加する旨の改正でございます。

第8条につきましては、会計年度任用職員は育児休業から職務に復帰した場合の号給調整の対象外であるため、関係規定は適用除外する規定を追加する旨の改正でございます。

第17条につきましては、部分休業することができない職員で、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員の規定を追加する旨の改正でございます。

第19条第1項につきましては、会計年度任用職員を除外する規定を追加し、第2項では、会計年度任用職員の部分休業に係る勤務しない1時間当たりを減額する規定を追加する旨の改正でございます。

第5条関係では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、臨時・非常勤職員の給与の規定を改正し、会計年度任用職員の給与は別の条例で定める旨の改正でございます。

第6条関係では、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員が本条例の適用となる旨を規定し、特殊勤務手当のうち、し尿収集作業に従事する職員に関する規定を削除する旨の改正でございます。

第7条関係では、技能現業職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用技能労務職員の給与について規定を整備するものでございます。

第8条関係では、職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員が本条例の適用となり、パートタイムは適用外とする旨の改正でございます。

第9条関係では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用企業職員の給与について規定を整備し改正するものでございます。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行しております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 6 号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第 8、議第 6 号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第 6 号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年12月 6 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第 6 号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例につきましては、アピタ西大和店の店名が変わることに伴いまして、第 2 条の表中、アピタ西大和店をラスパ西大和店に改める条例の一部改正を行うものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 7 号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第 9、議第 7 号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について。

上牧町印鑑条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第7号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に係る法律の公布に伴い、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた、印鑑の登録及び証明に関する事務についての別紙、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることに伴い、上牧町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

上牧町印鑑条例第2条第2項第2号に明記しております印鑑登録を受けることができない対象者から、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めます。意思能力を有しない者は印鑑登録を受けることができないとのことから成年被後見人と規定しておりましたが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合に法定代理人が同行し、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは当該成年被後見人は意思能力を有する者と解されることから、成年被後見人の規定を改め、意思表示あるいは法律行為の有効性に関する民法上の制限行為能力者を、意思能力の有しない者として規定いたします。

次に、第5条第3項、第6条第1項第3号及び7号は、住民基本台帳法第6条の第3項の規定及び同法による記載による整備を行わせていただきます。

次に、第12条第1項に示します記録媒体を、磁気ディスクを磁気テープ等に改めます。この改正は、磁気ディスクが利用不可の自治体等が存在することにより、記録媒体の制限を緩和するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上が今回提出いたしました改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のために保留し、次に進みます。

◇

◎議第8号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第10、第8号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第8号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第8号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に基づき、災害により死亡された町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神または身体に著しく障害を受けられた町民に対する災害障害見舞金の支給、及び災害により被害を受けられた世帯の世帯主に対する災害援助資金の貸し付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする条例でございます。

今回の改正につきましては、災害援助資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等を鑑み、災害援助資金に係る償還金の支払い猶予の規定、災害援助資金の償還免除事由の拡大、災害援助資金の償還金の支払い猶予または免除の判断の可否判定のための報告、市町村における合議制の機関など必要な措置を講ずるとし、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部の改正に伴い、所要の規定を整備いたします。

上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項につきましては、改正災害弔慰金法第13条に償還金の支払い猶予を新設し、同法第14条においては、償還免除事由を死亡または重度障害の場合と規定しておりましたが、破産手続の開始決定または再生手続開始の決定を受けたときについても、償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるとし、

同法第16条には、法第13条及び14条の可否を判断するために必要があると認めるときは、収入または資産の状況について報告を求めることができることといたしました。

次に、第5章の章名を雑則に改めます。

第16条支給の審査を追加し、改正前の第16条を第17条に繰り下げをいたします。法及び条例に基づき災害弔慰金及び災害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡または重度障害であるか否かの判断基準が困難な場合等には、支給審査の判定を行う審査会を設置することができることといたしております。

以上が今回提出いたしました改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第11、議第9号 西和地域病児保育室設置条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第9号 西和地域病児保育室設置条例の制定について。

西和地域病児保育室設置条例の制定については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第9号 西和地域病児保育室設置条例についてご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、令和元年第1回臨時会にて、議第3号から議第6号議案により上程し、議会のご承認をいただきました。西和地域広域連携に係る連携協約、病児保育を、平群町、三郷町、斑鳩町、王寺町及び上牧町を含む5町間で令和元年5月21日に締結をさせていただきました。その連携協約に基づき、令和2年1月15日の西和地域における病児保育室開設に向け条例を定めるものでございます。

この保育室は、集団保育を受けることができない病気や病気回復期の子どもを家族の方が仕事などの理由で育児や看護ができないときに、安心して医師や看護師、保育士が見守る中で一時的にお預かりするものでございます。当町では、保護者の子育ての就労等の両立を支援することとともに児童の健やかな育成を図る目的とし、この条例を設置するものでございます。

条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条に、病児保育室の設置についての目的を明示いたしております。

第2条には、病児保育室の名称及び所在地を、第3条には、利用していただく児童の詳細を定めております。例えば、生後6カ月に達する日から小学校6年生までの町内に住所を有する者とし、上牧町を含む5町の児童限定とさせていただきます。

第4条では、利用に際し保護者にご負担いただく費用負担額を別表に定めさせていただきます。

第5条では、この条例の施設の管理及び運営に関し別に定めるとし、5町で締結いたしました広域連携に係る連携協約並びに西和地域病児保育室建設及び事務に関する協定での委任事務を定めております。

この条例の施行は令和2年1月15日からといたしております。

以上が今回提出させていただきました内容等になります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第12、議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定について。

上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

平成31年1月25日に中央教育審議会より新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてと答申が出され、その中に給食費に関して管理の透明性、徴収の公平性、教職員の業務負担の軽減から、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされたところです。このことを受けて文部科学省において学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成するとともに、令和元年7月31日付で学校給食費の徴収に関する公会計等の推進についての通知で、学校給食費の公会計化を求められているところであります。

現在、本町におきましては、学校給食費の徴収・管理については各学校で行っておりますが、令和2年度より学校給食の公会計化を行い、徴収・管理については教育委員会での実施を予定しているところであります。令和2年度の学校給食費の管理運営を実施するに当たり、上牧町立学校給食費の管理に関する条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、第1条では趣旨として、学校給食法第3条第1項の規定による学校給食の管理に関し必要な事項を定めるものとしております。第2条は、定義として用語の意義を定めております。第3条は、学校給食の実施について定めております。第4条は、学校給食費の徴収について定めております。第5条は、学校給食費の額を規則で定めるとしてしております。第6条は、学校給食費の納付について定めております。第7条は、学校給食費の減免等についての定めとなります。

以上が条例の主な内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第13、議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定

について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山本敏光）** 議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定について。

上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

この条例の制定につきましても、中央教育審議会より新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申の中に、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされ、文部科学省においても学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成され、令和元年7月31日付で学校給食費の徴収に関する公会計等の推進についての通知で、学校給食費の公会計化を求められているところであります。

現在、町立上牧幼稚園におきましては、給食費の徴収・管理については幼稚園で行っておりますが、令和2年度より給食費の公会計化を行い、徴収・管理について教育委員会での実施を予定しております。令和2年度の幼稚園給食の管理運営を実施するに当たり、上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第1条では趣旨として、学校給食法第3条第1項の規定による幼稚園給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとしております。第2条は、定義として用語の意義を定めております。第3条は、給食の実施について定めております。第4条は、給食費の徴収について定めております。第5条は、給食費の額を規則で定めるとしてしております。第6条は、給食費の納付についての定めとなっております。第7条は、給食費の減額等についての定めとなっております。

以上が条例の主な内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**議長（服部公英）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第12号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第14、議第12号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第12号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について。

奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第12号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更につきましては、現在、組合を組織する地方公共団体（以下、「組合市町」という）は、全ての組合市町が同一の種類の事務を共同処理していますが、令和2年4月1日から共同処理する事務の種類において共同処理する組合市町が同一でなくなるため、規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容についてご説明いたします。

まず、1点目は、組合の共同処理する事務を定めた第3条では、現在は組合市町が管理するし尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬業務については組合市町共同で行っておりましたが、組合市町のうち御所市において令和2年4月1日よりし尿貯留中継基地からし尿処理施設までの運搬業務を単独で行うことになったため、組合が共同処理する事務及び共同処理する市町の区分を明確にするための変更で、第3条第1項第1号で、し尿処理に関する事務（収集及び運搬）を、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務を改め、また、共同処理する市町につきましては、御所市を除く3市4町に改めるものでございます。

2点目は、3条の変更により組合の共同処理する事務の種類によって共同処理する市町の相違が生じるため、議会の議決事項において共同処理する市町の意向を採択に十分反映され

るよう、地方自治法第287条3第1項の規定に基づき、特別議決の条文を第7条の次に加え、第8条とするものでございます。また、これにより第8条以降の条番号を1条ずつ繰り下げるとともに、関係条文の条番号も改めるものでございます。

3点目は、現行第12条の分担金の区分に関するもので、分担金の区分にし尿運搬に関する経費を新たに追加し、各号に並べかえるための変更でございます。

4点目は、別表に関するもので、現行第12条の変更に伴い別表区分に掲げる関係各号及び備考中の関係各号を改めるものでございます。

施行日につきましては令和2年4月1日としております。

以上、慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第15、議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について説明いたします。

補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,282万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,419万2,000円とするものでございます。

また、第2条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の追加として、8ページの

第2表にコミュニティバスの整備事業債を限度額390万円として追加しております。

今回の補正は、人事院勧告に伴う法律の一部改正により、人件費の調整費やコミュニティバス増便に伴う事業費、また各事業の事業内容の調整費や精算金などもこの補正で計上させていただきます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、予算書4ページの款使用料及び手数料、項使用料、目総務使用料につきましては、香芝市の文化ホールの閉館や利用頻度の増加により文化センターの使用料を70万円増額計上しております。款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金につきましては、障害福祉サービスの児童発達支援・放課後等デイサービスの利用人数の増加により、障害児施設給付費負担金700万円、また、款県支出金、項県負担金、目民生費負担金で350万円増額計上しております。款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事務費補助金53万2,000円増額計上しております。同じく目衛生費国庫補助金につきましては、子育て世代包括支援センター開設に伴う子ども・子育て支援交付金20万5,000円、また、款県支出金、項県補助金、目衛生費県補助金で20万5,000円増額計上しております。款県支出金、項県負担金、目衛生費負担金につきましては、母子衛生費等療育医療負担金の名称が変更になったことに伴い、未熟児療育医療費等負担金に変更させていただきます。項県補助金、目民生費県補助金につきましては、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の申請受け付け事務に対する事務費として、母子家庭等対策総合支援事務費補助金2万9,000円増額計上をしております。同じく目教育費県補助金につきましては、史跡上牧久渡古墳群整備事業に係る補助金として、史跡等整備活用補助金112万5,000円増額計上しております。款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として財政調整基金から4,410万9,000円を繰り入れております。繰り入れ後の基金残高は9億2,167万6,000円となっております。

6ページに移りまして、町債の総務債では、コミュニティバス購入の財源として390万円を増額計上しております。

次に、歳出につきましては、8ページ、款総務費、項総務管理費の企画費で、令和2年4月より計画しておりますコミュニティバス増便に係る事業費として690万3,000円増額計上をしております。目交通安全対策費で、町内各所のカーブミラー4カ所分の修繕料40万円増額計上をしております。目電子計算費で、会計年度任用職員対応システム改修委託料106万7,000

円、財務会計システム歳出7節賃金廃止対応業務委託料66万円、学校給食費公会計システム導入業務委託料495万円増額計上しております。

10ページに移りまして、文化センター費で、ペガサスホールの利用頻度の増加により、光熱水費127万8,000円増額計上しております。

款総務費、項戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード交付事務に係る事業費として53万2,000円増額計上させていただいております。款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費の償還金利子及び割引料で、福祉医療費補助金過年度精算金として84万円増額計上をしております。繰出金として、国民健康保険特別会計143万円、12ページに移りまして、後期高齢者医療特別会計138万円、介護保険特別会計繰出保健事業勘定へ154万3,000円、18ページの公共下水道費で、下水道事業特別会計へ1万9,000円それぞれ増額計上をしております。

12ページに戻りまして、目障害福祉費の障害者総合支援事業費では、利用者の増により障害児施設給付費1,400万円、また、償還金利子及び割引料で、障害者自立支援医療費、障害者入所給付費等の過年度精算金として1,236万円増額計上しております。項児童福祉費、目児童福祉総務費の償還金利子及び割引料で、子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度精算金145万3,000円増額計上しております。

14ページに移りまして、款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費では、櫃原市休日夜間応急診療所における小児深夜診療の利用人数の増加により、小児深夜診療負担金9万9,000円増額、子育て世代包括支援センターの令和2年4月開設に向け、住民さんへの周知並びに啓発を行うためのチラシ、ポスターの印刷製本費として73万7,000円を増額計上しております。目環境衛生費では、町営墓地使用料3件分の返還金として25万5,000円増額計上しております。

16ページに移りまして、款農林商工業費、項農業費、目農業振興費では、出没しているイノシシ対策関係で、有害鳥獣狩猟費に係る費用等として20万4,000円増額計上しております。

18ページに移りまして、款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費では、町内の道路水路管理補修工事としまして510万円増額計上しております。款土木費、項都市計画費、目都市再生整備費で、服部台・明星線道路改良事業に伴う営業補償費100万5,000円増額計上しております。

20ページに移りまして、款消防費、項消防費、目消防施設費で、地下式消火栓設置工事費75万1,000円増額計上しております。款教育費、項教育総務費、目事務局費で、学校給食の公会計に向けた印刷物の費用として8万6,000円増額計上しております。

22ページに移りまして、款教育費、項社会体育費、目生涯スポーツ振興事業費で、台風19号の影響により町民体育祭が中止となったため、損害保険料、テント借り上げ料、合わせて53万1,000円減額計上しております。

以上、補正の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第16、議第14号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第14号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（濱田 寛） 議第14号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,722万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億461万3,000円とするものでございます。

今回ご説明いたします補正予算につきましては、歳入予算の内訳の説明が歳出予算にほぼ関連いたしますので、歳入歳出の並列説明となりますことをご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書、歳入4ページ、5ペー

ジでございます。

歳入におきまして、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2国民健康保険制度関係業務事業費補助金で66万8,000円、目3社会保障税番号制度システム整備費補助金で231万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、説明書の歳出6ページ、7ページの款1総務費、目1一般管理費、節13委託料に、システム改修委託料として2つの補助金合計額の同額の298万3,000円を補正いたしております。国民健康保険制度関係業務事業は、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う外国人被保険者における在留資格関係システム改修になります。社会保障税番号制度システム整備は、マイナンバーカードの健康保険証利用オンライン資格確認の導入に向けたシステムの改修等の内容となります。

次に、款6繰入金、目1一般会計繰入金で143万を、これにつきましては説明書歳出6ページ、7ページの款1総務費、目1一般管理費の節3職員手当等では、人勤によります人件費を、節12役務費に136万2,000円等を補正いたしております。この役務費につきましては、保険証更新によります発送等が主なものになります。

続きまして、目1財政調整基金繰入金で1,281万6,000円を、これにつきましては、説明書歳出6ページ、7ページの款1総務費、目1一般管理費の節8報償費で、健康優良世帯表彰記念品、款5保健事業費、節19負担金及び交付金で人間ドック等補助金を704万円、款6諸支出金、目5償還金で576万6,000円が主な要因となっております。

以上が今回補正計上いたしております内容等になります。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第15号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第17、議第15号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第15号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について。

令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第15号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,139万2,000円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、歳入につきまして、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、節1現年度分で840万2,000円を計上いたしました。これにつきましては、保険料の増収により補正計上いたします。この補正予算に伴いまして、歳出6ページ、7ページの款2後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金、補助及び交付金で同額の840万2,000円を計上いたします。

続きまして、歳入4ページ、5ページに戻ります。款3繰入金、目1一般会計繰入金、節1事務費繰入金で138万を計上しております。この補正に伴い、歳出6ページ、7ページの款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、節19負担金補助及び交付金で、138万の補正計上を行います。内容につきましては、人間ドック、脳ドックの費用助成になります。現在、当初予算で見込んでおりました受診者数を上回る受診の伸びを示しておりますことから、補正計上を行い、一般会計から繰り入れを行うものになります。

以上が今回補正を行いました内容等になります。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第18、議第16号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第

3回)について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長(山本敏光)** 議第16号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について。

令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長(服部公英)** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○**住民福祉部長(濱田 寛)** 議第16号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)についてご説明いたします。

第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ664万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,335万9,000円とするものでございます。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万を追加し、歳入歳出予算の総額を890万7,000円とするものでございます。

今回計上いたします補正予算の主な概要になりますが、人事院勧告によります人件費、保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金認定審査等の委託料、保険給付費、高額介護サービス費、介護給付費適正化事業委託金の手数料などになっております。

保健事業勘定の内容についてご説明いたします。

通常説明書の前ページから歳入から順次説明を行いますが、今回の補正予算に大きな影響を与える部分を先にご説明させていただいた後、歳入ページから順次説明させていただくことをご了承いただきたいと思います。

補正予算に関する説明書6ページ、7ページ、歳出、款2保険給付費、目1高額介護サービス等費、節19負担金、補助及び交付金で580万を補正計上しております。公的介護保険を利用し、自己負担額の合計額が同一月に一定の上限を超えた場合に払い戻される給付費になります。過去の給付をベースに予算算定をいたしますが、今年10月末現在において、前年度対比で26.6%と大きく推移していくことから、決算見込みを勘案し補正計上させていただきます。

続きまして、説明書4ページ、5ページ、歳入に戻っていただきます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料の節1現年保険料で101万4,000円の減額をしております。この減額の内容といたしましては、先ほどご説明申し上げました高額介護サービス等

費580万円に保険給付の財源配分での保険料負担などから算出した額152万6,000円より、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金で254万が確定いたしましたので、この部分、この確定額の254万を差し引いた額101万4,000円を減額しております。保険者機能強化推進交付金の原則は、その財源を保険料に充てることとされております部分でございます。

続きまして、款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金で116万を、項2 国庫補助金、目1 調整交付金で10万7,000円を、款4 支払い基金交付金、目1 介護給付費交付金で156万6,000円を、款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金で72万5,000円を増額いたしております。これにつきましても、先ほど歳出の高額介護サービス等費580万の保険給付の影響によるものでございます。

次に、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金で1万2,000円を、款5 県支出金、項1 県負担金、目1 地域支援事業交付金で6,000円の補正を行います。この補正につきましては、歳出の9ページ、款3 地域支援事業、目1 包括的支援事業の職員人件費の4万3,000円、目2 任意事業費、介護給付費等の費用適正化事業費の1万1,000円の計上によるものでございます。

続きまして、款7 繰入金、目1 一般会計繰入金で154万3,000円を補正計上を行わせていただいております。この補正につきましては、歳出6ページ、7ページ、款1 総務費、款2 保険給付費、款3 地域支援事業費での補正予算の財源内訳での一般財源分79万1,000円、72万5,000円、2万7,000円を一般会計から繰り入れをさせていただきます。

続きまして、歳出に移ります。説明書6ページ、7ページ、款1 総務費、目1 一般管理費におきまして、職員人件費23万円の補正を行いました。この件につきましては、人事院勧告によります人件費の補正となります。

次に、款1 総務費、目1 認定審査費等費、節13委託料で56万1,000円を、このことにつきましては、介護認定審査件数の増加による補正となっております。

次に、款3 地域支援事業、項1 介護予防生活支援サービス事業費、項2 一般介護予防事業費につきましては、歳入4ページ、5ページ、款1 保険料、項1 介護保険料、節1 現年保険料の101万4,000円の減額により、財源内訳の補正を行わせていただいております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。説明書13ページ、14ページ、款1 サービス収入、目1 介護予防サービス計画費収入で152万の計上を行いました。これにつきましては、歳出15ページ、16ページ、款1 サービス事業費、節13委託料で152万円、

予防プラン作成委託料を計上いたしております。委託しておりますケアプラン作成件数が、11月末現在、前年度対比で新規15.6%、継続21.6%の増加によるものでございます。

以上が今回の補正予算の内容になります。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第17号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第19、議第17号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第17号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第17号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1万9,000円追加し、歳入歳出のそれぞれの予算総額を6億2,753万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書4、5ページ、歳入の款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を1万9,000円増額計上させていただいております。

次に、補正予算説明書6、7ページ、歳出におきましては、款1下水道事業費、項1下水道費、目1下水道総務費の職員手当等を8,000円、同じく目1公共下水道事業費の職員手当等を1万1,000円増額計上させていただいております。このことにつきましては、いずれも人件費の調整による増額補正でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第18号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第20、議第18号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第18号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。

令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和元年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第18号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について説明いたします。

既決予算の収益的収入及び支出8万5,000円増額計上し、収益的支出の合計額を4億7,807万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算書2ページ、収益的収入及び支出の支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費を8万5,000円増額計上させていただいております。このことにつきましては、人件費の調整による増額補正でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第1号から議第18号の委員会付託

○議長（服部公英） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第18号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前11時37分

令和元年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年12月12日（木）午前10時開会

第1 一般質問について

9番 遠山 健太郎

1番 牧浦 秀俊

6番 吉中 隆昭

10番 石丸 典子

8番 康村 昌史

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
ま ち づ くり 創 生 課 長	松 井 直 彦	福 祉 課 長	青 山 雅 則
住 民 課 長	岸 田 孝	上 下 水 道 課 長	落 合 和 彦
教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行	社 会 教 育 課 長	森 本 朋 人
政 策 調 整 課 長 補 佐	俵 本 大 輔		

職務のため議場に出席した事務局員

議 会 事 務 局 長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（服部公英） それでは、9番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（9番 遠山健太郎 登壇）

○9番（遠山健太郎） 皆さん、おはようございます。9番、遠山健太郎でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書の記載に従い一般質問をさせていただきます。

令和という新しい元号に変わったことしもいよいよ残り20日弱となりました。ことしは何より統一地方選挙がありまして、我々上牧町議会も新しい体制となりました。令和元年にふさわしい議員活動を私自身できているかどうか、8カ月余りですけども、いま一度年末に向

けて自問自答している日々です。

さて、先月の11月6日から7日にかけての2日間で、我々上牧町議会は総務建設委員会と文教厚生委員会と合同で視察研修へ行ってまいりました。初日は愛知県の半田市、2日目は同じく愛知県の春日井市でした。2日目の春日井市では、学習規律の徹底とICT教育の推進について先進地としての取り組みを伺ってまいりました。学習規律の徹底というのは、話を聞きますと、筆箱の位置、教科書の持ち方、手の上げ方まで全てを春日井スタンダードという名前で統一をしていると。びっくりしたんですけども、なぜそれをしているかという背景には学校間の教育格差をなくすということで徹底をしているという話を聞きました。そして、ICT教育の推進は先進地ということでお話をいろいろ伺ったんですが、奇しくも先月、政府がICT教育を推進するべくパソコンは生徒、児童に1人1台を打ち出したことは大変タイムリーなことだったなというふうに思っています。ICT教育の推進については私も今回、前回をはじめ、幾度となく一般質問でも話させてもらいましたし、今回、次の牧浦議員もICT教育について通告をされていますので、ぜひとも関連に議論をしていただいて、今後の上牧町教育行政の発展に寄与していただきたいというふうに思います。

初日の愛知県半田市は総務建設委員会の所管だったんですが、マイレポ半田という取り組みについて伺いました。こちらについては、今回、富木議員が具体的な通告をされていますが、SNSなどを通じて住民が行政に危険箇所を知らせるというシステムでした。実は、今回、私もこの取り組みを参考にして自分自身の小さな小さなSNSですけども、住民の皆さんに危険箇所をお知らせくださいという取り組みを試験的にやってみました。

今回の質問内容は、その中の幾つかを取り上げた内容となっています。実に反響が多くて大変びっくりしました。自分自身でマイレポ半田ならぬ、しゃれではないですけどマイレポ遠山というふうに名前を名乗りまして、実施してみても見えた課題や問題点などもたくさんありました。これについては、また後日お話しできればというふうに思っています。この場をおかりしまして、まずは視察を受け入れていただきました愛知県半田市並びに春日井市の関係者の皆さん、そしてSNSなどを通じて上牧町内の危険箇所をお知らせいただいた住民の皆さん、本当にありがとうございました。

というわけで、私の一般質問もいよいよ19回目となりました。それでは、具体的に一般質問項目に入ります。私の今回の質問は、大きな項目が1つ。上牧町の交通安全対策についてです。上牧町では、安全で安心なまちづくりを目指し、さまざまな政策を展開しています。安全で安心なまちづくりに不可欠な交通安全対策についていろいろな角度から上牧町の方針

と対策を伺います。

1つ目、自転車の安全対策。令和元年10月15日付で施行された奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について、本条例の施行が上牧町でも自転車に対する安全対策を考えるよい契機になるのではと思っています。本条例の運用と上牧町の方針を伺います。

2つ目、歩行者の安全対策。町内の道路標示について決して安全とは言えない箇所が散見されています。道路については、路面などの維持管理だけでなく歩行者や自転車の安全対策には道路標示の維持管理や補修も必要です。上牧町の方針と対策を伺います。

3つ目、高齢者の安全対策、自家用車にかわる移動手段の検討。運転免許証自主返納制度について3年前の12月議会で質問をしました。その後も悲惨な事故が相次ぎ、高齢者の運転による交通事故については大きな社会問題となっています。いま一度上牧町の方針と対策を伺います。

4つ目、通学路の安全対策。上牧町内の通学路の危険箇所については、各学校のPTA活動でも毎年点検をしていただき危険箇所マップも作成されています。あわせて上牧町のホームページでも危険箇所が公表されています。危険箇所については、危険と知らせることが対策ではなく、それを是正することが真の対策であると考えます。上牧町の方針と対策を伺います。

以上が一般質問項目です。再質問は質問者席からさせていただきますので、順次答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） それでは、1つ目の自転車の安全対策から、順次答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1点目の自転車の安全対策について回答をさせていただくわけですが、その前に、最近の交通事故情勢と伺いますか、奈良県の交通情勢を少しお話しさせていただきます。これにつきましては、令和元年1月から10月末における交通事故の発生状況についてでございます。人身事故件数は2,768件、前年度に比べましてマイナス537件、死者数が25人、前年度同期に比べましてマイナス13人、負傷者数3,454人、前年同期に比べましてマイナス659人で、人身事故件数、負傷者数、死者数は減少しています。しかし、死者数の25人のうち、1番目の自転車の安全対策ですが、自転車の死者数は3人という報告になっております。前年度に比べますと1人の増加となっております。年齢別では65歳以上の高齢者の死者数は14人、前年同期に比べましてマイナス4人で、全体の死者数の半数以上

を占めており依然と厳しい状況となっております。また、飲酒運転の交通事故発生件数は35件、前年同期に比べましてマイナス11件と前年同期より減少していますが死者数は5人、前年同期に比べまして2人の増と増加しており、飲酒運転の根絶にはほど遠い状況となっているのが今最近の奈良県下の情勢でございます。

それでは、自転車の安全対策についての回答をさせていただきます。ご質問でございますように、本条例の運用と本町の方針についてでございますが、自転車条例の中で、第5条県民の役割でもありますように、「県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得その他の自転車の安全で適正な利用に関する取り組みを自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。」となっておりますことから、本町におきましても遵守していかなければならないというふうには考えております。

また、町の方針につきましては、自転車の安全対策だけではなくに全体的な交通安全対策を推進していかなければならないというふうにも考えております。方針の中の部分でございますが、まず町民の皆様がこの奈良県の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の内容をご存じかどうかというところが一番大事であります。多くの方につきましては自転車条例を知らない方がたくさんおられると思います。そのことを踏まえまして、いかにこの情報を発信することができるのかというのが一番大きな問題ではございますが、昨日でございますが、県の方から保育所、幼稚園、小学校、中学校に対しまして、ポスターとリーフレット、リーフレットにつきましては児童、生徒数分の配布がございました。交通安全教育の一層の充実を図るとともに児童、生徒を通じて各家庭への周知する旨の通知もありましたので、児童、生徒並びに保護者に対しての1つの啓発にもなっているのかなというふうには考えております。

また、その他の部分でございますが、全体的な取り組みといたしましては、子どもから親、高齢者の3世代に対して例えば交通安全セミナー等を開催し、町のホームページ、広報等で掲載をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、総務部長の方からことしの交通事故の状況と、あと、略しますけど、奈良県自転車条例の説明をいただきました。今回、私の方から資料1として、この条例について条文を出させていただきましたので、もしよかったら、それを見ていただいたら少しわかりやすいかと思っておりますので見てください。

内容についても少し説明がありましたけれども、その前に、交通事故の話は、減少してい

ますけど、私、やっぱり気になったのが65歳以上の高齢人口の方が半数、14人を占めているという話がありました。そして、この条例の話を少ししていきたいと思うんですが、10月15日付で施行されました。ただ12条から15条については来年4月1日の施行という形になっていますよね。今、生徒、児童に対しての案内があるという話がありましたけども、この条例の中で、第9条で、学校の長は、生徒、児童に対していろいろな推進に努めなければいけない、それを一環を受けてということだと思んですが、この条例の中で、特に実は12条から15条、来年の1月施行になったところについて大変興味を持っているところがあります。その中で、特に来年4月1日施行の条文の中で第13条を見ていただきたいんですが、ここに書いてあるのが高齢者のヘルメットの着用の努力義務が規定されています。いろいろな条例を見ましたけれども、高齢者の方にヘルメットの着用の努力義務を課しているような自転車条例は余り多くないですよ。どちらかというと僕は見たことがないぐらいのイメージだったんです。

実は、この高齢者のヘルメット着用については、何年か前、3年前、5年前ぐらいですか、当時長岡前議員が質問をされたというふうに私は記憶をしています。その際は、実は財源などの問題、そのときはヘルメットについて何らかの助成をしてくれないだろうかという質問だったんですけども、財源などの問題もあってちょっと難しいなという話がありました。ただ、今回、条例で努力義務とはいえ、65歳以上の高齢者の方はヘルメットをつけるように努めなければいけないというふうに書いてありますので、これは町としても何らかの手だてをやっぱり講じなければいけないのじゃないかなというふうに思っています。ちなみに上牧町の65歳以上の人口といいますか、高齢者の人口ビジョンというのを見ると、平成22年ぐらいの統計データでは、平成31年、だから令和元年は大体7,500人ぐらいというイメージだと思うんですけども、手元に資料がなかったらあれなんですけども、大体そのぐらいの人数がいらっしゃるのでしょうか。高齢者の人口だけ教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、手元には資料は持ってないんですが、7,471名でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 人口ビジョンとほぼ同じですね。約7,500人ということで、このヘルメット努力着用努力義務ということもあわせて、先ほど言いました住民の皆さんへの周知に何か活用できないかというふうに思いまして、実は、通告の3つ目ぐらいですか、高齢者の安全対策という中にもかこつけるじゃないですけども、私、1個、提案したいといいますが、

今すぐは無理なんですけど考えてほしいのが、高齢者の方にヘルメットを購入する際の助成を検討していただきたい。本来は7,500人全員に上限例えば5,000円とかというふうにしたら幾らになりますか。3,000万円ぐらいになるのかな、わからないですけど、それが無理であれば、例えば、高齢者の方が、いきなり直球で言いますけど、免許返納制度にかこつけて免許返納をした高齢者の方には、ヘルメット、購入しなければいけないので、ある程度の例えば助成をすとか補助をする。そういう検討をすることによって、3番の話になってしまうんですけども、高齢者の安全対策ということになるんじゃないかなと。そういうことをすることによって、この条例が、こういう条文があるんだよということがわかるんじゃないかな。先を見据えてそういう周知の方も検討していただきたい。その辺、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 周知の部分につきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、町のホームページ、広報等で第13条の高齢者の乗用のヘルメットの着用という部分も自転車条例の中にうたわれておりますので、そういう部分につきましてもしっかり情報発信をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ということで、できればヘルメットの着用、ちょっとしつこいですけど、高齢者に対してのヘルメットの着用を周知しなければいけないです。努力義務ですから。高齢者の65歳以上の方はヘルメットを着用してくださいよという案内は、町からも、そして県からもあるでしょうけども、しなければいけない。そのときに、そんな言われたってそんな急に買われへんという方がたくさんいらっしゃると思うんですよ。その辺の担保はぜひ今後検討していただきたい。検討していただいてその結果を教えていただきたいというふうに思うんですけど、いま一度どうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ヘルメットの着用というのは大変大事なところになってくるのかなというふうに考えております。以前にも、ヘルメットじゃなしに自転車の、次の第14条の損害賠償の責任保険の加入等の部分の話もございました。この部分につきましては、義務化というふうな形になっておりますので、この部分につきましてもしっかりと情報を発信していきたいというふうに考えておるところでございます。それと同時に、この損害賠償につきましても、以前神戸市で地方裁判所で判決が下されたように、加入をしていなかったために約9,500万円ほどの自転車事故の高額な賠償事例があったというふうにも報告が以前にもあっ

たと思います。これと同時に、ヘルメットの着用につきましてもしっかりと情報の発信をしながら進めていくわけですが、今議員の質問にもありましたように、ヘルメットの助成の部分につきましては財源等の問題もございますので、この部分につきましてはもう少し研究をさせていただいて、どれが、ヘルメットがいいのか、どういうふうな形がいいのかという部分も財源と相談しながら研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） もちろんそのとおりです。すぐには言わないです。この条例にかこつけて、選択肢のうちの1個にぜひ入れていただきたい。そのほか自主返納したら例えば何かタクシーチケットを渡すとか、いろんな制度があると思うんですけども、この条例があるので、このヘルメットはある意味チャンスじゃないかな、チャンスだと思うんです。ぜひ検討してもらいたいと思います。

では、条例はちょっとおいておきまして、次に、自転車の交通ルールについて少しお話をしたいと思います。自転車の交通ルールについては、たしか東議員があしたの一般質問の通告をされていますので、私はここでちょっと予備知識として確認をしたいと。私自身、これをいろいろ調べていく中ですごい疑問に思っていたこと、なるほどと思ったことがあって、車道と歩道がある道、歩道のある道路で自転車はどこを走るんだろうということ。歩道がなかったら自転車はどこを走るんだろうということとどの程度の方がご存じなんだろうということなんです。自転車は道路交通法上実は車両なので、車道を走る場合は左側を走らなきゃいけないんですよね。ただ、歩道を走ることがいいかどうかというと、道路交通法の中では自転車は歩道を走っちゃいけないと書いてないので、歩道を走ってもいいんですよね。ただし歩行者に気をつけなければいけないと書いてある。ということは、まとめると、自転車は車道を走る場合は左側を走らなきゃいけないんですけど、歩道は実はきをつければどっちでもいいんです。というのが道路交通法という法律の内容だと思うんです。なので、自転車と歩行者の問題、自転車と車の問題ということで大変危険なので、今、自治体の中ではいいですか、道、皆さんご存じだと思うんですが、自転車専用レーンを色分けしている自治体もふえました。ここで、私、資料2を出させていただいているんですけども、写真がつつらとありますが、参考で(12)、見にくいんですけど、これは自転車専用レーンが書いてあるものですよ。こういう形であります。これとは別に、ちょっとここでおさらいなんですけど、これも余談になりますけど、皆さん、記憶があると思うんですけども、車道の横にある白線って皆さん、どんなものかというのをご存じですか。実は、車道の横にある白線という

のは2種類ありまして、この資料の1のもの、ちょっと見にくいですけど、左側に少し白線があるのはわかりますか。この白線と、同じく資料2の(5)の白線。これは実は意味が全く違う白線なんです。参考までに話をしますと、歩道のない白線というのは路側帯と言われるものです。路側帯の外側は歩道扱いなので車は通っちゃいけませんということです。歩道のあるところの白線というのは、これは車道外側線といいまして、これ以上車が寄ったら危ないよという危険を示すラインなので、この線の外側はあくまでも車道なんです。ということで、自転車を走るところはどこなのかということになるんですけども、路側帯の中は実は左右どちらでも走っていいんです。ただ、車道外側帯の外側というのは車道なので左側を走らなきゃいけない。そんなルールがあるんですけども、何が言いたいかというと、この条例制定を機にこういう交通安全のルールもいま一度皆さんに周知をしてもらいたいというふうに思っています。

私、つらつらしゃべってしまいますけど、実は10月26日に上牧町議会議会報告会を開催しまして、参加者の方より滝川の遊歩道整備の質問がありまして、その方がはっきり言われたんですけども、対岸に自転車道をつくることは反対だというふうに言われました。お話を聞くうちにある意味なるほどと思ったことがあります。滝川沿いに自転車道をつくったら、それに並行して走る町道下牧高田線の自転車はどうするんだと。そっちを走らなアカんのかと。町道下牧高田線も走っていいのかどうなのかということで、滝川の整備はもちろん大事だが、町民の安全を守るという観点から、下牧高田線の自転車安全対策がまず先じゃないのかと。実際、皆さんも走られたことがあるかもしれないですが、下牧高田線、自転車で走ると本当にわかりますが、めっちゃ危ないです、危険です。車の往来が多いし、かといって歩道を自転車走ろうと思うと切り下げが多いので、ハンプというんですか、段差がすごくてすごい走りにくい。これについて伺いたいんですが、町道下牧高田線、上牧の南北を走る主要幹線と私は思っているんですが、自転車の安全対策についてはどうお考えですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、2番でご指摘の内容で、下牧高田線の車道の歩道、自転車の通る安全対策ということで、全線現場を確認させていただきました。基本は今議員が言われましたように、原則は車道の左側を自転車が走るというルールが道路交通法の考え方でございます。下牧高田線については、車道幅が9メートル、歩道が3.5、3.5の16メートルでございます。車道の路側体は引いてあるんですけども、車道のアスファルトと路肩がちょっと段差ができてるところもございます。そういったことも含めまして、マスも修理せんなん、

車道とのアスファルトの段差も解消していかなあかんという観点からして、今回、滝川の歩道の再整備と。反対側に自転車を整備することによって下牧高田線を代替じゃないんですけども、安全に通行してもらえるように滝川の整備をそういう形で考えさせてもろたというのが町の考え方でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） そうなんです。あの自転車道というのは、私、どちらかというと滝川と同じで住民の方の健康増進という意味での自転車、銀輪の道というんですか、そんなイメージだと思っていて、そうではなくて、あくまで下牧高田線の自転車が危ないのでそちらを通過してほしい、でしたら、そういう周知をこれからしてほしいというふうに思います。理解をしました。

自転車の話はここまでにするんですけど、（5）を見てもらえますか。（5）の友誼会病院のところの下牧高田線なんですけど、全く余談になっちゃいます。自転車と関係がない話になっちゃうんですけど、たまたま写真を撮ったら、これは実は住民の方からいただいたんですけど、自転車のところに人がいるの、見えますか。これはシルバー人材の方なんです。めっちゃ危なくないですか。見えますか。めっちゃ危ないでしょう。万一バランスを崩して車道の方にころんといったらどうなるのかなって怖くて仕方がないと。今回、この質問はしません。ただ、私、以前からシルバー人材センターの角のところ危険じゃないかという話をしたら、危険じゃないところはしないと言われてたんですけど、これを見る限りは大変危険なので、これはいつかまた議論したいと思うので予備知識として置いておきたいというふうに思います。

では、次に行きます。2、歩行者の安全対策についてです。先に話させてもらいます。先ほど冒頭でお話ししたマイルポ遠山と言いましたけど、住民の皆様からいただいた情報が資料の2にありますけども、ほとんどが横断歩道の話だったんです。見てのとおりほとんど横断歩道なんですけども、奇しくも横断歩道については、さきの総務建設委員会の補正予算審議の中で友が丘の新設横断歩道の話がたくさんありました。資料2の前に、前後しますけど、資料4を見てもらいたいんです。新聞の切り抜きです。それと、あと2枚目が交通安全母の会、これが先月の月末に町内に全戸配布した便りです。私が通告した翌日で大変タイムリーだなと思ったんですけども、この切り抜きの右側を見てもらいたいんですけど、信号機のない横断歩道の県内での一時停止率がJ A Fの調べによると16.1%、8割以上と、6台に1台以上がとまらないという危険な数値が出ています。一番とまるのが長野県の68.6%で、その

県よりも50%以上も低いと。ちょうどこの母の会の案内でも、信号のない横断歩道では車はとまりましょうということで黄色い紙で通知されていて、実にタイムリーだというふうに思ったんですけど、そもそも何でとまらないんだろうというふうに考えたんです。もちろん運転者のモラルとか意識の問題も多々あると思いますが、今回、危険箇所の情報をいただいて1つ気づきました。先ほどの資料の2に戻っていただいて、いろいろな横断歩道を見ていただくと、とにかく横断歩道がわかりにくい。特に運転者の視線から横断歩道がどこにあるかわからん。特に夜はほとんど見えない。これじゃとまれないなというふうに思いました。

この中で、(3)はラスパの西大和店に上がる南都銀行の前の交差点、これは信号機があります。(4)が上牧町の上牧交番の前の信号機のない横断歩道です。これは、交番の前で私、いたんですけども、びっくりしたんですけど、渡ろうと思っても交番の前でも車はとまらないです。

それと、6は服部台の入り口、8は柿の葉寿司、これは信号機つきです。そのほか友が丘の入り口などの写真もたくさんいただきました。そこでお尋ねするんですが、上牧町を南北に縦断する主要道路の町道下牧高田線についてちょっと伺いたいんですが、これは町道です。道路にある道路標示はどこが管轄して、薄くなっている箇所の補修はどこがするのか。そこに町は道路管理者として早期に修繕するよう依頼するような立場でないのか、この辺、教えていただけますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、議員の方で写真を送っていただいて拝見させていただきます。横断歩道につきましては、基本は警察が実施されて管理をされているというのが状況でございます。現場を拝見していると、写真のとおり横断歩道が消えている箇所もございます。これにつきましては、現場の写真を撮って位置図を添えて丁寧に警察と要望活動をしていきたいと思っております。その中で、5番の方の黄色のセンターラインについても、これは警察が実施していきますので、そういった方法でまた要望していきます。路側線については道路管理者がしていきますので、消えているところについては随時維持管理、補修費なし交通安全交付金で実施していくと思っております。

それと、舗装をやらせていただいております。その中で舗装の修繕のときに、これは壊して新しくしていくんですけども、道路管理者がそのときに横断歩道も路側帯もマークとか、標示は違いますけども、路面標示は全部道路管理者がしていくというのでやっていっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、ちょうど下牧高田線のセンターラインの話がありましたけど、皆さん、知っていますか。下牧高田線のセンターラインがありますけど、黄色は追い越し禁止ですよ。白線は追い越ししてもいいですよ。してもいいと言っちゃいけないですけど、皆さん、知っていますか。おくやまの交差点より北側はラインが何色だかわかりますか。黄色ですよ。南側は知っていますか。白なんですよ。わかりますか。ほとんど見えませんよ、白のライン。今度走って見てみてください。おくやまより南側の下牧高田線のラインはほとんどわからない。唯一わかるところが葛城台の橋のところ。補修してくれたので、そこだけぴちっときれいなラインがありますけど、それを終えた瞬間にホワイト線はほとんど見えません。昔、あれは黄色だったのかな。何かその名残があるのかな、わかりませんけど。見てください。そういうこともあるので、うまく言えないんですけど、安全・安心の町、上牧に入った瞬間にラインが消えるんです。それはちょっといけないなと思ったので、その辺、お願いしたいと思います。

それと、横断歩道の話をしましたけども、カラー化の話を知りたいんです。ことしの1月に国交省の道路局から対策事例ということで、いろんな冊子78枚ぐらいあったので資料には出さなかったもので、今度見てみてください。ネットでググったら出てくるので。横断歩道のカラー化、あと交差点のカラー化の事例集というのがたくさんありまして、写真のときには間に合わなかったんですけど、例えばこの近所だったら三宅町の伴堂の交差点かな、三宅の役場の北側のところというのは、歩道は緑のラインがあるので緑のラインの上に横断歩道が書いてあるんです。なので、遠くからも見ても横断歩道がよくわかるんです。という形のカラー化を検討してもらいたい。というのは、きのう、おとといか、総務建設委員会で思ったんですけど、友が丘の新設の横断歩道は上からおりてきたらすごいスピードで来るんですわ。いろいろな対策を講じると言いましたが、ハンプといって段差をつけたら危ないんですけど、あそこはやっぱりカラー化しないとわかりにくいんじゃないかな。少なくとも、あとは横断歩道があるときの道路標識がありますよね。横断歩道というか道路標識とか、おとといは旗のやつを置きますみたいな話がありましたけど、旗ももちろん大事ですけども、実際の道路標識、横断歩道とかできれば通学路とか、そういう形の標識とかも検討してもらいたい。友が丘の話はともかくとして、横断歩道のカラー化は順次進めてもらいたいというふうに思うんですけども、どうですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 横断歩道のカラー化につきましては、今まで所轄の警察の方でやっておられた事例は僕も拝見させていただいております。今所轄の警察の方で聞きましたら、あんまり効果がないということでカラー化は控えていると。今、上牧町はいち早く交通安全の対策として路側体にカラー化をさせていただいて、交差点に赤のカラーを塗っているというところが今の現状ですので、警察の方のやりとりは今担当の方も確認したら、今現在は自重しているというのが回答としていただいております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 多分そういう話だろうと思いましたが。ただ、ことしの1月に国交省が事例集を出しているということは否定はしてないんですよ。推測ですよ。なぜ自重しているのか。お金がかかるんですよ。で、すぐ剥げるんです。剥げるので直さなきゃいけないんです。そのお金が、もったいないとは言わないですけど、であるけれども、やっぱり新しい横断歩道もそうですけど、あと、歩道の話を少ししますと、7番を見てくれますか。これは服部台の入り口のところです。これは吉野議員のご自宅の近所だと思うんですけど、前ですよ。この歩道、きれいですよね。あと、ジョーシンの裏のところ、これは多分通学路になっているからなのかな。すごいきれいです。こういう形で色分けしている。半面、さっき言いました1番、2番、見てください。悲しいです。どこが歩道かわかりますか。という話です。通学路と通学路じゃない差はあるかもしれないけども、特に1番、役場の北側の道路入り口部分、左側に線が薄くありますよね。この左側が多分歩道というか路側体に該当する部分なので、人が通るところです。逆に言うと、車が入っちゃいけないラインですよ。というところがこの薄さという意味では、こういうところをしっかりと検討していただいて、安全・安心の町という意味の中では何らかの策は講じなければいけないというふうに思っています。いま一度、歩道、歩行者の安全確保という意味で、ぜひこういうところは点検していただいて実施してもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1番、2番のところの路側帯、路側線につきましては、消えるということで道路管理者が行えるということなので、すぐさまそれ以外のところも道路パトロールして点検してやれるところは早急にやっていきたいというふうに思っております。

横断歩道につきましても、先ほど冒頭で述べましたように、写真と位置図をつけて丁寧に警察の方で要望活動をしていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 本当にお願ひします。2番もそうですよね。米山台の入り口のところ、歩道が右側なんです。めっちゃ見えないですよ。すごい危ないなと思うので、今、部長から答弁をいただきました。限りのある予算、財源の中ですぐには難しいと思うんですけども、今、私が認識したのは、道路の路面の要はパトロールだけではなくて、そういうことも頭の中に入れていただきたいんです。路面を直した、そしたら、それ以外のところはいいのかじゃなくて、よくあるのは、しゃれじゃないですけど、9番、これは県道だから関係がないですけど、片岡台団地の裏側なんですけど、見てのとおり、これは道路外側線なんですけど、手前は多分これは路面整備をしたんでしょうね。きれいですよね。これ、ぶちって切れるんです。というのはなぜかという、奥が道路整備をしてないからですよ。多分校区の関係上かわからないですけども、こういう形で整備したところはすごいきれいになるけど、その先、ぶちっと切れてこの先ないのかなという話になるんですけど、薄くある。そういうことも踏まえてパトロールをこれからお願いしたいというふうに思います。ということで、この2番についてはここまでにしたいと思います。

次に、3番に行きます。高齢者の安全対策、自家用車にかわる移動手段の検討ということで、先ほどヘルメットの話をし少ししましたが、ちょっとここで先に話しますと、さきの総務建設委員会の補正予算の審議でコミュニティバスの増便の話がありました、まさに高齢者の足の確保ということで、総務課長もそのとき答弁されてましたよね。高齢者の足の確保を第一に考えたのがコミュニティバスだということで、そういう意味では、高齢者の交通安全対策という意味では、コミュニティバスを充実させるということはとても評価ができる政策じゃないかというふうに思います。これからの超高齢社会、今、高齢化社会と言わならしいです。もう高齢化は終わっているらしいです。高齢社会というらしいです。超高齢社会というものを迎えるに当たって、町内の高齢者に対する安全対策はほんまに喫緊の課題であると思います。さきに提案したヘルメットの補助などいろいろなアンテナを張って悲惨な事故が起きないように対策してほしいと思うんですが、あわせて、実はこの問題、私、これも3年前の12月議会で話をしたんです。その際には、僕はどちらかというと自主返納というよりも長い間で安全に運転してほしいので、上牧町で独自のでもいいから高齢者向けの運転研修などもしてほしいということも提案しました。それも踏まえて交通、高齢者の安全対策などについての町の方針を教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 3番目のご質問でございます。これにつきましては、先ほど議員の

方からもありましたように、例えば自動車学校で高齢者の人を集めてそれを町の方が少し補助をしながら高齢者の方の運転免許の運転の技術を云々というふうなお話もいただきました。

その後でございますが、その部分につきましてはなかなか自動車学校の教習所でやるというのは難しい状況もございましたので、その部分につきましては、そのかわりではございますが、やはり高齢者の講習会等、それと啓発等を進めてきたような状況でございます。平成31年2月19日に役場の西館3階で交通安全セミナーをさせていただきました。そのときの内容といたしましては、子どもの行動と交通安全について、それと、トラックの運転席に乗って安全を確かめようというのと、もう1点が、高齢者の行動と交通安全についてというふうな題名をさせていただきながら、子どもから高齢者、また保護者の方にわたりましてのセミナーを開催させていただいたところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 対策はしっかりしていただいているんじゃないかと思います。本当は、僕、心の中で提案をしたいのが、運転免許センターで高齢者の運転講習がありますよね。そこに上牧町内の高齢者の方はどうやっていくんだろうと思ったんです。ここに例えば、月に1回ぐらいだと思えるので上牧町のバスを出すとかという形にして、ぜひ上牧町のバスを利用して乗って行ってくださいよと。やっぱり行くのがおっくうだから行かない方もたくさんいらっしゃると思うので、そういうことも踏まえて今後検討していただきたいというふうに思います。

高齢者の免許証というのがすごい私自身難しく、じゃあ、通常の足、どうしたらいいんだということで、よく今言われるのは、やっぱりいろいろ比べられるんですよ。田原本はやっている。三郷もやっていますか、今、乗り合いタクシーみたいなのを。あとほかの近隣でもやっているじゃないですか。上牧ではしてないと。なぜ上牧はしてないんだと。財源がやっぱりちょっと厳しいしというのも、何でコミュニティバスを増便したという話だと思うんですけども、そのあたりの検討というのは、検討はしたけども無理だった、そういう認識でよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今までコミュニティバスの部分につきましては、商店街、それと、病院、公共施設等々がございました。そういうふうな形で2台のコミュニティバスの運行をさせていただいた経緯がございます。それに基づきましてアンケート調査をさせていただきました。アンケート調査の中にも増便をしてほしい。それと、また、バス停を設けてほしい

というふうないろいろなご意見もいただきました。その中でもデマンドタクシーというふうな話もございましたが、町の施策と申しますか、きめ細やかに住民さんに対しましてコミュニティバスを1台増便するのが一番いいのではないかというふうな形をもちまして、今回、コミュニティバスを1台増便させていただいた経緯でございます。

今言っていただきましたように、免許証の返納をされれば、例えば斑鳩町さんでしたらI C O C Aの5,000円とか、王寺町さんでしたらパスカードとか、いろいろなこういうふうな施策をやられておりますが、それだけではなしに、これでしたらなかなかそういうふうな高齢者の方だけの施策に例えばなってしまうというふうな部分もございます。町といたしましては、コミュニティバスを1台増便することにより、高齢者の方もそうでございますが、いろいろ方に対しましてきめ細かな対応ができるため、コミュニティバスを1台増便させていただいたという経緯でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） しっかりそういう信念を持ってやられているということで私は理解しているし、今その答弁もいただきました。上牧町、6.14という小さな町なので、タクシーを走らせなくてもコミュニティバスを増便することによってくまなく行き渡るんじゃないかということも認識はします。そのとおりだと思います。であれば、その形で徹底をしていこうと。コミュニティバスを増便した。本来は、僕、上牧町って結構交通量が多いので難しいんですけど、本来はバス停だけじゃなくて1便だけでもゆっくりでもいいので好きなところでおいて好きなところで乗れるようなバスがあってもいいのかなというのも考えたりはするんです。そのかわりそのバスはめっちゃ遅いですよ。例えば下手をしたら米山台からアピタに行くのに40分ぐらいかかるかもわからないです。いろいろなところにとまったりおいたりするのでね。でも、そうすることによって足を確保していくということも考えたいなと思ったんですけど、ただ、いかんせん上牧というのは道の問題、交通量が多い問題で、それは難しかろうということでバスをふやしてバス停もふやしたということは認識しています。

今回、竹之内議員も質問されましたけども、ちょっと遠回りするんじゃないかという話があるかもしれないけれども、逆に帰りは早いからいいと課長は言われましたね。全くそのとおりだと思うんですよ。だってどこかは絶対そういう形になるわけで、そういうことをいろいろ考えた結果で、私もちょっと余談ながら、何で学童の前にバス停があるんだ、あれはおくやま対策だったんだというのはすごいよくわかりました。おくやまの前は危ないですもんね。学童の裏におりたら安全に信号を渡っておくやまに行ける。そういうことまで配慮して

いるんだなということがよくわかりました。なので、今後も高齢者の方の声を聞きもっていろいろな対策、コミュニティバス、考えていただきたいと思います。もちろん今回バス停のいろいろふやすに当たって予算計上されましたけども、さまざまこれで走ってみてさまざまいろいろなアンケートも繰り返しながら、また変更とか見直し、増設ということもこれから考える予定というのはあるというふうに思ってよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今後につきましては、またそういうふうな部分で検討していかなければならない部分がございます。それと、また、総合計画の方にも載っておりますが、公共交通の部分も掲載をさせていただいております。将来的なそういうふうな部分も協議会を立ち上げながら進めていかなければならないというふうに考えておりますが、現状につきましては、現在進めておりますコミュニティバス1台増便で当分の間といいますか、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひ思い切って全面に出してください。コミュニティバスの増便というのは、誰でも乗れるので高齢者の方向けとは言わないですが、そういう安全という意味からもぜひともご利用してくださいと。運転免許のことも踏まえて何らかの検討をしてくださいということで周知してもらいたいというふうに思います。そうすることによって1便ふえるというのは大変意義がある。ほほえみ号、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

では、次に行きます。4つ目、最後になります。通学路の安全対策になります。ここも移動している間に私、少しお話をしたいと思うんですけども、ホームページに通学路の危険箇所（対策箇所公表）ということで、今回、資料の3で、私、提示させてもらったやつです。

3枚、PDFでホームページにありますけど、この公表なんですけども、11月30日現在とどこかに書いてあったんですけど、日付がないんですが、これは一体いつのものかだけ、まず教えていただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） この部分につきましては、上牧町ホームページの中の上牧町からのお知らせという部分で、平成25年2月1日に公表したものであります。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 平成25年2月ということは6年半前のものです。これがある意味最新

という形で載っているということで、最新かどうかはともかくとして、これを載せた経緯、これを調査したのは誰が調査してどういった経緯で公表することにしたのか。もし資料があったら教えていただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） これについて載せた経緯というということにつきますと、次の質問にもかかわってくるんですけども、本町では、各学校からの通学路の危険箇所またはPTAによる危険箇所の洗い出し等を行っていただき、また、関係機関からの情報によって年に1回、9月から11月ごろにかけてですけど、教育委員会、まちづくり創生課、総務課、西和警察署、高田土木事務所等で合同で危険箇所を点検するというをやっており、今後の対策を現地で練っております。その部分の公表ということになっております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） では、端的に伺います。それが平成25年2月が最新になっていると。最近公表していない理由はありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ローリングして公表するべきものだと考えておりますが、公表した方法がホームページ内の上牧町からのお知らせという部分を使ったために、本来なら普通消えていくもので、偶然データとしてインターネット上に残ってきた部分もあるので、それで今見られたんですけども、こちらとしてもその部分が漏れ落ちして、今後は、教育委員会のホームページ内にコーナーまたはページをつくってちゃんとしたローリングをやっていこうと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いします。継続的に公表するのであれば、今、部長が言われましたけども、各学校、幼稚園のPTAで構成する町のPTA協議会で毎年、危険箇所をチェックしていますよね。危険箇所マップもつくっているし、それとリンクをしているという話がありましたので、ぜひ、今後継続して公表するのであれば、交通安全の場所の公表、僕はいいと思うんですよ。何か不審者が出るような情報というのは逆に出すべきじゃないんですけども、こういうのは、出すべきであれば古い情報を順次更新していくような形でお願いをしたいというふうに思います。

それと、ここでちょっと時間的にもうあれなので、通学路の話で、部長出てきていただいたんですけど、多分環境部長になるかなと思うんですけど、通学路の危険なブロックの撤去

に対する助成という話があったじゃないですか。補正予算で上がったやつです。大阪で痛ましい事故が、事件か事故かわからないですけどもあったことを受けて、いま一度上牧町の通学路の危険なブロック塀の助成、いま一度助成内容と、皆さんご存じだと思うんですけど、どの程度執行されているのか教えていただけますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 平成30年10月1日に要綱をつくらせていただきました。当初、平成30年度へ予算100万円をいただいて、その年度につきましては2件。それと、平成31年度で同じく100万円を予算をいただきまして2件をやってもらっているというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 100万円でしたしか10万円だったですよ。10件予定していたのが2件、ことしも2件ということで、執行が少ない理由、どんな分析をしていますか。この通学路のブロック塀の撤去というのは、どちらかという、通学路が危ないので何カ所かチェックされて結構数があるからこういうのをやろうという話になったというのが多分予算審議であったと思うんですけど、実際、危険なところだけでも残っているところはたくさんあると思うんです。でも、執行されていない理由、これをどう分析されて、今後どうしていくかというのは何か考えられていることがありますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 当時の考え方につきましては、大阪で痛ましい事故がございました。そのことから通学路を主体として補助を出していこうというのが当町の考えでございました。やってもらえるために1軒1軒チラシを配り、丁寧に説明も担当課の方はしてくれましたと思います。それについての広報なりも啓発をしていったわけですけども、ふたをあけてみたら2件ということで、大変残念な結果だと思います。それも引き続きもう一度十分に説明をしてチラシをまいて広報なり配ってやっていきたいというふうに当町は考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） これについてですけども、当時のときに、僕、直接委員会で質疑をしたか、課の方に行ってお話をしたか記憶がないんですけども、ポイントは、僕の中でそこで思っていたのが、10万円、撤去に関する費用だったんですよ。この助成はたしか補修に関しては入らない。例えば何ちゃらブロックとって、補修というか補強する費用はだめなんですよ、撤去するだけなんですよ。新たに設置する費用もなくて、とりあえず撤去だけ

の上限10万円という話だったと思うので、そのあたりも原因にあるんじゃないのかなというふうに私自身思ったりするんです。周知の方法が足りないからこれから周知をもっとしよう。でも、僕は広報でもちゃんとしていたと思いますし、折り込みも入ったかな。すごいやっているんだけどもされないというのは、その助成の方法に問題、上限10万円は構わないと思うんですけども、例えば撤去とか造成含めて上限10万円、額は一緒なので、という形の助成の方法自体も見直す必要があるんじゃないか。そのあたりの検討はされてないですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 状況を見てみますと、旧村については大変なお金を費用をかけて生駒石みたいなものをつくられたその上に石垣をつくられて、やはりそれを撤去してやられるということはかなり費用負担もかかるということでは思っております。町は、やはり子どもの安全ということを守ってほしいということで啓発をしていくわけなんですけども、改めてそういった趣旨をもう一度理解してもらって、個人宅に回って啓発していきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） これは個人の権利だし個人の財産なので、すごい難しいと思うんです。かといって、そこが通学路、通学路じゃなくても子どもが通るところがありますよね。通学路に行くまでに子どもたちって歩きますので、そこが危ないので今回それをしようと思った。でも、やっぱりその方にとっては代々昔ながらの石垣もあってその上にブロックがあるからそれは直したくないという意向も当然あると思う。かといって、今回助成しようとした背景というのが、先日来の大阪の事故があったから何とかしなきゃいけない。そういうふうに思ったところはあるので、権利と利害、いろいろなことが関係して難しいと思うんですけれども、いま一度そのあたりをしっかりと検討していただいて、これについては執行残が残らないぐらいで10名超えたらどうしよう、このとき言っていたんですけど、補正予算が出てほしいなという話をしたと思うんです。そのぐらい活用してもらいたいと思うので、ぜひお願いしたいと思います。いま一度どうですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） やはり何度も言いますように、子どもの安全を守ることが教育委員会もそうだし町の考え方も持っていますので、やってもらえるようにもう一度、一軒一軒丁寧に説明していきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。きょうは、年末ということで私もいき
ってしまってたくさんしゃべりました。私、実はしゃべるときに事前にしゃべりたいことを
書くんですけど、今回16枚あって、しゃべったら1枚で3分ぐらいかかるんです。なので、
大丈夫かなと思いながらですけども、きょうは本当に的確に答弁をいただいたということで
感謝をしています。長時間にわたり丁寧な答弁をいただき、また、事前にさまざまな資料の
提供をさせていただきましたけども、スムーズに載せていただきましたことにお礼を申し上
げまして、私の一般質問を終わらせてもらいたいと思います。本当にきょうはありがとうご
ざいました。来年もまたよろしくお願ひします。

○議長（服部公英） 以上で、9番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（服部公英） 次に、1番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（1番 牧浦秀俊 登壇）

○1番（牧浦秀俊） 1番、牧浦秀俊です。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い
まして一般質問させていただきます。まずは、台風19号で被害に遭われた方々にお見舞いを
申し上げます。

さて、台風19号による豪雨災害、氾濫などによる浸水範囲は去年の西日本豪雨を超えたほ
か、土砂災害も1つの台風によるものとしては最も多くなるなど国が対策の見直しを迫られ
る記録的な豪雨災害になりました。NHKが各地の放送局を通じてまとめたところ、台風19
号で亡くなった人は全国で93名、3人が行方不明となっています。国土交通省によりますと、

台風19号による豪雨で川の堤防が壊れる決壊が発生したのは7つの県の合わせて71河川、140河川となっています。16都県の延べ301河川で反乱が発生し、浸水した面積は少なくとも2万5,000ヘクタールと去年の西日本豪雨を超える記録的な豪雨災害となっています。台風19号による豪雨で発生した土砂災害はこれまでに20の都県で合わせて821件確認され、1つの台風で発生した土砂災害としては記録が残る昭和57年以降最も多くなったことが国土交通省のまとめでわかりました。

大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸した台風19号は翌日にかけて関東や東北を通過しながら各地で観測史上1位の値を更新する豪雨をもたらしました。また、台風19号による豪雨災害で浸水した建物で死亡した人のうち半数以上は2階建ての1階で被害に遭っていて、その多くが高齢者だったことが専門家の調査でわかりました。浸水の深さが1メートル20センチ程度で犠牲になったケースもあり、専門家は比較的浸水が浅くても浸水が始まってからでは2階に逃げることもさへ難しかった可能性があると分析しております。

このように想定外の震災がここ何年か各地で発生しております。上牧町でも想定外の災害が発生しないとも限りません。そこで、マスコミでも問題提起された部分も質問内容に組み入れさせていただき、当町での水害、土砂災害について質問させていただきます。

水害、土砂災害について。

1つ目、葛下川の氾濫について。危険水量の判断はどこがするのか。また、そのとき、町はどのような行動をとるのか。県と地区自治会長との連携は。貯留浸透施設はあるのか、また、遊水池を指定している場所はあるのか。災害の際、バックウオーターを防ぐため古川、中筋川の水門はどこが担当するのか。葛下川側の水門は災害時どこが担当するのか。香芝市は平成31年、葛下川における想定規模降雨による洪水浸水想定区域を指定、公表しているが、当町のハザードマップの見直しは。

2番目、葛下川と滝川の合流点での氾濫の対策は。

3つ目、大和川の危険水量の状況連絡はどこからどこに入るのか。

4番目、当町の水防活動はどうしているのか。

5番目、自助ができなくて命を落とす事例が多いが対策を考えているのか。

6つ目、民有地の土砂災害が起きたときの対応は。

それでは2つ目に、読売新聞の11月27日に載っておりました記事について。小・中学校パソコン1人1台、24年度までに国が無償配備という見出しで、政府は全国の小・中学校で高速大容量通信を整備した上で児童、生徒に1人1台の学習用パソコンかタブレット型端末を

無償で配備する方針を固めた。遅くとも2024年度までに実現を目指す国の指導で教育環境の地域格差を解消する狙いがある。今回、パソコンかタブレットを1人1台ずつ配備するのに必要な残りの予算は自治体に補助金として支給する。これとあわせ小・中・高を対象に有線、無線の校内情報通信網LANの整備費を半額補助する方向だとあります。そのことから、ICTを活用した教育について伺います。

1つ目、近隣市町村のICT機器、タブレット導入の状況は。

2つ目、国が2024年までに小・中学校PC1人1台、国が無償配備する方向が固まった。当町のタイムスケジュールはどうなっているのか。来春から小学5年生以上を中心にプログラミング教育が始まるが、相互関係はどうなっているのか。小・中・高を対象に有線、無線の校内情報通信網LANの整備費を半額補助されるが、当町の計画は。

3つ目、教育のICT機器の活用方法や授業の進め方の研修はどう考えているのか。

再質問については質問者席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、1番目から、葛下川の氾濫について危険水位の判断はどこがするのか、また、そのとき町はどのような行動をとるのか、地区自治会長の連絡は。これをお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1つ目の葛下川の氾濫について説明をさせていただきます。

この部分につきましては、奈良県の防災情報システムにより上牧町に通報が入ってきます。この情報により町職員が現場を調査させていただき、上牧町地域防災計画の水害に関する避難情報の葛下川の推移に基づく基準に基づきまして上牧町災害対策本部で判断をしていくこととなります。

避難情報の発令は防災行政無線のお知らせやエリアメール等でお知らせをさせていただき、また、必要に応じて自治会長との連絡をさせていただきながら、公用車におきましても広報活動を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） これは大筋こういう方向でやっていくということなんですけども、だんだん細かく掘り下げていきます。

それでは、貯留浸透施設はあるのか、また、遊水池を指定する場所はあるのか聞かせてください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 続きまして、2番の貯留浸透施設、また、遊水池の指定している場所はあるかということで回答させていただきます。

今回の葛下川沿いということで、今、パチンコ屋のところの駐車場で透水性舗装をやられているというのは現状でございます。面積は7,525.9平米、それと貯留量は40立米でございます。それと、最近50戸ぐらいの戸建ての住宅のところ調整池を民間でされております。その面積は155.84平米、貯留量は222.3立米でございます。それと、遊水池につきましては、今現在は指定しているところはありません。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。パチンコのところと、それと、今この50戸ほど建つところに貯水池ができていくということで、それで十分なんではないでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 十分と言いますと、葛下の降雨量にもよるんですけども、今現在、葛下の水門のところ写真を見てももらいますと、中筋川のところの推移が43.2メートルです。川床が40.7メートルで、中筋川のところは氾濫注意水位になっておりますので、この危険水位を今総務部長が言いましたように、降雨量の加減もでございます。内水も考えられますけども、これで賄えるかというのは多分南上牧の地区にとってはまだまだ不足しているかなというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） まだまだ本当に不足はしていると思うんですけども、何年前かに香芝の方で、葛下川の上の方で家、何軒か流れたと思うんです。それからすると、大和川には貯留浸透施設はあります。ずっと追っていけば必ず出てくるんですけども、葛下川はこういう貯留浸透施設はつくらないのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 基本的に貯留施設というのは公共施設を利用してグラウンドとか公園の中でそういうふうな形でやっているというのが公共施設として今のやり方なんですけども、民間では、先日までに3,000立米以上の面積の開発については調整池が必要だったんですけども、奈良県の方で1,000立米に引き下げられて、今後はより一層大和川の下流で氾濫が、危険も増していることから知事の方も緊急対策として遊水池もやっていこうやないかということで示されております。その中で当町としてもできるだけことは、開発業者にも指

導し、やっていきたいなというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。まだまだ足りないと思うんですけども、遊水池、また、次、そのほかにまだ指定しようと思っている場所等々とかこれからこうしたいという思いというのはあるでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 思いといいますと、やはり開発担当者として民間開発で子育てというか少子化ということで住宅、人口も減っているということで、どんどんやはり住宅を建ててもらいたいというので、その中で民間の開発を促す方向、それと、やはり自分らでできる、家の中でタンクを設けるとか、そういったいろいろな方法もあると思います。そういったこともまた当町で考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。よろしく願いいたします。ほか、遊水池の候補、挙がっているところがありますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今のところ、計画を手を挙げたところは南上牧の県道をおりた左側のところで挙げさせてもらったというのが状況、そこは議員も知っているように水門の問題があって、葛下の水位が上がったから、上がることによってそこをためたらなということだと思っていたんですけども、選考で面積が小さいということで、もっと上流の方がやられたらということで採択はされなかったというのが現状でございます。ほかに遊水池を探したんですけども、今のところは見つからないというのが状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 本当に想定外の災害がここ近年多くなってきております。葛下川も上へ行けば行くほど細くなっていて、本当にこっちの方で氾濫するやろうなというイメージがあります。遊水池も本当に大事な部分やと思います。被害が一番少なくなるようにつくる、水をためていく場所だと思うので、また次の次の来年のそういう時期になるまでには選定をよろしく願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今の県の考え方については、第1次候補として挙げられて、次、今の勉強不足なんですけども、どういった状況になっておるかわかりませんが、もしそ

ういうふうに遊水池で住民さんが声をかけていただけるようであれば、またそこを県のほうに提出できる。要は、基本的には葛下川の横でしていくのが一番ベターなので、それを住宅内で遊水池を設けたところで意味がないと思いますけども、基本的に葛下の横でというのは思っておりますので、そういうところで、もし話ができれば、また手を挙げていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） よろしくお願いたします。それでは、バックウオーターのことについてお願いしたいんですが、バックウオーターを防ぐために古川、中筋川の水門側がどこが担当するのかということなんですけども。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 3番、災害のバックウオーターと葛下川の水門の災害というのは一緒だと思うので、一緒に回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○1番（牧浦秀俊） はい。

○都市環境部長（杉浦俊行） 基本的に先ほど述べさせてもろた奈良県の国土交通省の川の防災情報の中で、水防団の待機水位が1.5メートル、氾濫注意水位が3.1メートル、避難判断水位が3.6メートル、氾濫危険水位が4.1メートルという基準がございます。葛下川の当該では一応奈良県が管理しております。葛下の水位によってバックウオーター、古川に氾濫を防ぐ水門を閉鎖していきますが、そのときに内水も危険になるかなと思います。そういった判断はやはり地元では難しいと思います。今の氾濫注意水位がございます。そういったときには、上牧町の防災本部が判断し、危険水位と判断した場合には最終的には対策本部長である町長が判断し、奈良県もそうだし、上牧町自治会の方にも連絡をとってそういう旨の通達をしていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 何とかわかったんですけども、私はこの件に関して総務課の方にもまちづくりの方にも聞きに行きました。もちろん地区総代に、地区自治会長にも行った。それが、申し送りができてなくてどこがするんやろうという答えが返ってきました。それで、例えば災害でないときは葛下川の水門は県ですよ。県の管理ですよ。例えば災害時でないときは、古川と、もう1つのそっちの川は水門は災害時以外のときに担当というのはどこになっているんですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 災害時といいますと、ふだんは氾濫注意水位の高さまで要は上がることは到底ないというふうには思っております。そやけど、先ほど議員の方で台風19号、これは、100年ぐらいの確率のもとで降る量だというように推定しています。そのときに危険だということを判断した場合には、当然台風だったり対策本部が設置されますので、そのときにパトロールをして情報を本部の方に入れてもらって、自治会の方に流していくというのが推移だと思います。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今、議員お尋ねのふだんはどこが管理をしているのかということでございます。その部分につきましては、古川、中筋川ともに、あれは農業用水路も兼ねております。そのことから、取水するために農業委員会または水利組合が管理されているというところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。本当に古川と中筋川は水利組合、こっちの葛下川は県の土木事務所が災害時以外は管理されてということですね。そこが一番ふだんややこしい話で、災害時になったときにはどうするのかというのが、皆、回答が違ったということなんです。そやから、今、総務部長が一番初めに言ってくれはったように、災害対策本部が決めて順次それで自治会長と相談してやっていきますということによかったんですね。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 私の記憶しているところによりますと、葛下川、今、改修の方はなっておりますが、議員もご存じかどうかとは思いますが、大分昔に南上牧地区が浸水したという経過がございます。このときに水門が設置されまして河川改修ができるまで水門を閉めて内水を防ぐという形をとられておったと。

一方、先ほどのご質問の中筋川、古川につきましては取水するための水門を地区の内部に設置されたということでございます。それで、葛下川の水門につきましては、川側の水門です。おっしゃるとおり先ほど答弁させていただいたような形となっております。ただ、実際、近年、降雨により水位がどんどん上がっております。そのときの判断としては、先ほどの答弁のように、最終的には水防の方で上牧町がその判断を下すという形になります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。これも関連する自治会長の人たちとやっぱり情報を共有していただきたいと思いますので、また、その辺のマニュアルになるのでしょうか。何にな

るのかわからないんですけども、その辺をよろしく願いいたします。

それでは、次に行かせてもらいます。次、葛下川と滝川の合流点での氾濫対策はということなんですけども、これに対しては、本当に例えば滝川でこんなことがあるのかと。ずっと滝川っていろいろそんなに今までなかった場所やと思うんですけども、想定外ということから考えますと、やはり葛下川と滝川の合流地点でもあるのかなと。そして、次の3番もそうなんですけども、一番起こりやすいところって大和川の藤井地区というところなんですけども、これも藤井地区と今葛下川と滝川の合流地点に非常に近いと思うんですけども、この辺のことはどう考えておられますでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 葛下川と滝川の合流の氾濫対策という形でよろしいでしょうか。

台風19号の豪雨で多くの河川の堤防が決壊して大水害となりました。堤防が決壊しやすい本流と支流との合流点周辺では水位が高くなる、堤防の決壊につながるというふうに思っております。万が一発生した場合は甚大な被害が想定されます。このことから、奈良県高田土木事務所、王寺もかかわると思います。河合町もかかわっていきます。上牧町とともに連絡体制を十分にとりながら現状の確認と災害時の巡視を行えるよう体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 本当にこれは難しいことやと思いますが、これについてのそういうマニュアル等々というのをつくる方向というのはあるのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今のところはございませんけども、一度関係者が寄って協議をしていきたいというふうには思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 大和川をネットで追っていくと、そういう答えが出てくるんですよ。ところが、葛下川とかを追っていくとなかなかその答えが出るところがないということなので、その辺、また調べておいてください。お願いいたします。

ちょっと飛ばしたかもわからないですけども、香芝市の想定規模降雨による洪水浸水想定区域を指定しているんだけど、当町はどうなるのかということをお願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ハザードマップの見直しということで、今現在、上牧町でハザ

ードマップの指定をさせていただいております。洪水に対する住民の避難に活用されるよう作成業務を今年度で発注しているというのが状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 前回、ハザードマップ、まだできて間がないですよ。そんなにたっていないです。例えばその前のハザードマップと、これからできる新しいハザードマップ、新しいということ、新しいハザードマップをつくりましたという広報をどうやってやっていくか聞かせてください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 前は地震のハザードマップだと思います。今回、洪水のハザードマップということで、ご理解の方お願いします。それと、3月中に作成しまして、今後全戸配布という形で考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それはわかっているんですけども、新しいハザードマップだという認識をやっぱり町民さんに認知してもらいたいと思うんですよ。今、19号があつて、その後、新しいハザードマップができましたと。これだけ危険箇所がふえたんですよという認知をどういうふうにされますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今現在、葛下川の洪水に対するハザードマップをつくりますので、それについては、作成しまして危険の水位状況をこういうときに危険だからこういうふうにしてくださいというのをつくっていきますので、それを作成して、上牧町に全戸配布したいと思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） よろしく願いいたします。

それでは、水防活動なんですけども、当町ではどうされているのか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今ご質問の④番でいいんでしょうか。

○1番（牧浦秀俊） はい、そうです。

○総務部長（阪本正人） 水防活動につきましては、消防団が水防団を兼ねておるのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 消防団は、ふだんその水防に関してどういう活動をされているのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 最近で言いましたら、台風で災害対策本部を開かしていただいたときにつきましては、この消防団の方につきましては招集をかけていないというのが今現状でございます。昔ですか、以前でしたら、消防団が水防団も兼ねているというふうな状況があって、その河川等の現場を確認していただいたり、あとは氾濫しそうな部分につきましても土のう積みだったり、そういう部分でやっていたというふうな経緯がございます。

今後につきましても、消防団の活用というんですか、議員も以前消防団に入っておられたのでよくご存じかと思うんですが、消防団につきましても、今後、災害対策本部を立ち上げたときに再度もう一度どういうふうな形が一番いいのかというのも視野に入れながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 私も本当に以前消防団に入っていて、県から1回水防活動ってありましたよね。もう今はやってないのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 来年、大和川の件でそういうふうな部分があるというふうにはお聞きしております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、その件についてはわかりました。ありがとうございます。

それでは、5番目の自助ができていなく命を落とす事例が多いが対策は何かありますかということなんですけども。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 5番目の自助ができなくて命を落とす事例が多い。これは台風19号のことをお話しされているのかなというふうに考えております。まず、上牧町の場合といたしますか、先ほども議員がおっしゃいましたように、未曾有な災害はいつ起こるかわからないというふうな状況がございます。上牧町におきまして、防災ガイドブックというのを昨年度、全戸に配布をさせていただきました。その中で、まず一番大事なのは自助の行動、それとともに共助。共助が一番連携してくるのかなと。公助は、災害が起これば公助の部分は、こういう言い方は語弊に当たるかはわかりませんが、なかなか職員が最終できないような状況も

ございます。そういうふうな部分も含めながら、やはり自助、共助で一番最初にやっていたのが身を守るというか、命を落とす事例が多いとおっしゃっておりますが、そういうふうな部分で協力をしていただきながらやっていくのが一番大事な部分になってくるのかなというふうには考えます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） まさにそうですね。でも、私の考える公助というのは、公助の方法というのは、これは本当に台風19号から、これマスコミの中で言われていたことなんですけども、幾ら避難してくださいと言ったところで避難しないと。そこで亡くなられたという方がたくさんおられると。だから、災害が起こってからではなく、ふだんから避難行動がとれるような啓蒙をすることだと考えています。だから、本当にそういう災害が起こったときに助けに行くんじゃなくて、災害が起こる前に避難する行動をとれるような啓蒙というんですか、これが大事だと思うんですけど、この辺はどうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたところにつきましては、その部分も大事になってくるのかなというふうには考えております。方法いたしまして、以前に町の方でDIG、災害図上訓練をさせていただきました。このDIGにつきましては、地域の方々が住んでおられる地域の災害の危険性を把握していただき、例えば地震災害が起こったとき、どのような対応をするのがよいのか等、また、その訓練を通じて参加者が地図を囲みながら議論し、気づいた点を情報を全体で共有してその目的としているのがDIGの内容になってくるのかなと。このDIGの部分につきましては、地域の防災のために役立つ場所、機関、それと、先ほどの共助じゃないですけど、災害時に頼りになる人がいる場所、それと、土砂災害の危険箇所などを図上訓練ですので、シールを張ってそういうふうな部分で対応していただくというのも1つの方法ではないのかなというふうには考えております。ですから、やはり住民さん一人一人が、先ほども申しましたように、自助、共助の部分でやっていただくというのが一番大事な部分になってくるのかなというふうには思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） これから本当にこういう想定外のことが起こると思いますが、またこの辺をよろしく願いいたします。

それでは、6番目の土砂災害が起きたときの対応は、中でも民有地ということなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 6番目のご質問でございます。この民有地の土砂災害が起きたときの対応につきましては、やはりまず一番大事なのが人命でございます。人命を一番大事に進めていかなければならないというふうには考えておるところでございます。

それと、例えば道路とかが封鎖するような状況にあった場合、この部分につきましては、町と建設協会等々で協力をしながらその災害の通行に支障がない形で対応していくというのが一番いいのかなというふうに考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 恐らくそんな答えしかできないと思います。これもマスコミの方で言っておられたんですけども、頭を痛めておられます。土砂災害を受けた場所の所有者も罹災者でありますということなんです。だから、これはどうしようもできないけどもという問題提起をされていました。このことの情報を集めようと思ってもなかなか情報が集まってきません。本当に民有地で土砂災害が起きました、道路は、今部長がおっしゃられたようにどないかできます。でも、次の土砂災害を防ぐためのことというのは、やっぱり民有地の所有者の人がやっていかななくてはいけないと思うんですけども、これはやっぱりその所有者も罹災者であるということなんです。だから、これはどうするのかという問題提起をされているんですけども、なかなかその情報が全然、今も僕もきのうも見てきましたが情報が出てきません。この辺の情報をまたこれから集めておいていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、民有地の土砂災害のところでは避難、被災された方がおるといふような状況のご質問なんです、情報を集めてくださいというふうな部分でございますが、例えばどういうふうな形での情報というのをおっしゃっておるのか、具体的にわかるのであれば、その辺の部分もお聞きさせていただいたらいいのかなというふうに考えます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 言葉足らずですいません。本当に崖崩れが起きました。それを、道に来た分は自治体が直すか県が直すかですけども、その後をどうするのかというのがなかなか難しいということなんです。これの情報がなかなか出てこないし、どうやられているかもまだ全然出てきてない状態です。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問で、極端に言ったら、議員いわく、民有地、民民の話に

なってくるんですが、それを例えば町なりが関与してその部分をやっていきなさいよというふうな言い回しの話なんですか。それとも、その情報を集めるだけでいいのかというその辺の境がなかなか難しいところがあるので、その辺はどうなんですか。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） まさにそこなんです。本当に町が関与するものなのかどうか。これが、報道では問題提起されているんです。民民の話というのは、普通は関与はしません。でも、そうなったときにはどうですかと。想定外のことが起こっていて、そうなっているときにどうしたものかという問題提起なんです。これは、これからの多分いろいろ考えなくてはいけない点やと思います。これ以上回答を求めるとするのは難しいので、これでこれは終わらせていただきますが、その辺もよく、もし情報が入りましたら、また教えてください。

最後に、この私の質問に対しても、総務課と都市環境課と部局が移ります。災害時にはやっぱり総務課であるとかまちづくりであるかとか、なかなか言うておられないんですよ。それが、いろんなことで部局を横断的に考えなくてはいけないと思うんですが、ロスなしに対策を講じる方法というのは、今恐らく考えられていると思うんですけども、その辺をお聞かせください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今ご質問の内容につきましては、ほかの担当課にわたってのご回答をさせていただいておるわけでございますが、この災害の部分につきましては、庁内部局、連携をさせていただきながら進めているというふうな状況でございます。例えば避難所を開設するにしても、今現在は2000年会館の方で開設をさせていただいておるわけでございますが、そういうふうな部分につきましては福祉課等々の連携もさせていただきながら進めているような状況で、庁内連携を進めながら今後も進めていく形になっております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。これから本当に想定外のことで大変考えていただかなければならないことがいっぱいあると思いますが、これからもよろしく願いいたします。これについては、これで終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、1番目の近隣市町村のICT機器、タブレット導入の状況をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 近隣の北葛城郡の状況ということで報告させていただきます。王寺町は、各小学校、中学校、それぞれタブレットを10台ずつ設置し、パソコン教室に40台のパソコンを設置している状況です。また、そのパソコン教室の40台につきましては、脱着型を採用されており、ディスプレイ部分を外せばタブレットになるというものを使っておられます。

広陵町は、7小・中、7校中小学校、中学校1校ずつに計2校になりますが、実験的に66台のタブレットを今整備されております。また、全ての小・中学校にパソコン教室に40台のパソコンを設置されております。これは脱着式ではありません。

河合町につきましては、全ての小・中学校の生徒用タブレットとして40台配置されています。また、パソコン教室については、小1、中1、2校のみ40台のパソコンを設置されている状況であります。ちなみに本町の状況につきましては、小・中学校全てにパソコン教室40台を設置しております。うち、本年度小学校3校につきましては、パソコンの入れかえを行いましたので、この部分についてはキーボード脱着式のパソコンを採用させていただいておるとおりであります。

○**議長（服部公英）** 牧浦議員。

○**1番（牧浦秀俊）** わかりました。教育サミットに行かしていただいて、ICT環境の奈良県の整備状況ですか、これは全国的に見てみますと、教育用PCは奈良県は47都道府県で5.92人に1台、39位。1位は佐賀県、1.8人に1台。例えば普通教室校内LAN、奈良県は35位、1位は長野県。校務支援システム、奈良県は44位、17.9%。1位は鳥取県、100%という結果が出ています。本当にいかに奈良県がおくれているかがよくわかります。

それでは、2番目の国が2024年までに小・中学校PC1台、当町のタイムスケジュールについてお願いします。

○**議長（服部公英）** 教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 現在、本町の整備計画といたしましては、教育用パソコン今回、今年度、小学校3校に実施したところであります。小学校は40台ずつパソコンを設置し、キーボード脱着式でタブレットとしても使えるようにしております。令和2年度には、中学校2校の教育用パソコン、パソコン教室のパソコンを同一のパソコンとの入れかえを計画しております。また、教員が主に授業で使用するICTセットにつきましても、順次、令和元年度では、各小学校に4セットずつ、上牧中学校は7セット、上牧第二中学校は4セット整備しております。令和2年度は、新たに小学校に3セットずつ、令和3年度には上牧中学校に6

セット、上牧第二中学校に3セットを新たに整備する予定であります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。本当にこれからも目まぐるしくがーっと来年も予算が出てくると思いますので、一斉に用意ドンというスタートを切ると思うんです。そのときに上牧町はどのくらいやっておかなくてはいけないかというのをお願いしたいと思います。その今バロメーターとして、来春から5年生以上を中心にプログラミング教育というのが始まります。それとICT教育と、どのくらいの相互関係があるのか教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） プログラミング教育を行う上には当然パソコンが必要となってきます。その部分も含めて、今現在設置させていただいてるパソコン、脱着式ということで、それには現在2種類のプログラミング教育用のソフトを入れております。これについては、無線LANまではまだできませんけども、各教室で使用も可能という形で進めているところがあります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そしたら、そのときの、もう既に指導される教員の教育というのはもう終わっているということですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 昨年度に1回、実際のこのようなソフトを使っての教職員の研修は行いました。また、今年度も進めていく予定をしております。また今後も各学校においてそのような研修を進めてもらうように指導しているところであります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。それでは、無線LANのことについてお聞きします。整備費を半額補助されるけども、当町の計画はどうなっているのか。また、今、当町での小・中・高の無線LANの状況を教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 無線LANの補助金ということで、今、政府の方で閣議決定された等の情報は入っておりますが、2分の1等の話も出ていますが、まだ詳しい状況はまだ来ないと。当然、その詳しい状況が来た場合、即それにのりたいとは考えております。

また、現在、当町の状況におきましては、各教室までには光ケーブルを引かせていただいて、今、各教室内において先ほど言いましたICTセットの中に教室内だけの無線LANを

設置して使っている状況であります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 上牧町でも幾分かは無線LANができているとは思いますが、それを次の次の国が言うICTの教育にその無線LANが使えるかどうかなんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今使っている無線LANは各教室ごとなので、恐らく容量的には行けると思っています。ただ、台数としては、現在4台とかそういう形になっているので、まだまだ足りない状況ではあります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ということは、ルーターをその教室には置いているということですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今言われたルーターを何台か持っており、それを持ち運びして各教室で使っているという状況です。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。それが、1人1台PCになってくると、そのルーターでは足りないかもわからないですよ。また、その辺、調べておいてください。

それでは、3つ目の教員のICT機器の活用方法や授業の進め方の研修はどう考えておられるのか。僕は、この質問でここが一番重要かと思うんですが、お願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教員のICT機器の活用に関する研修につきましては、平成29年度から実施しております。全教職員を対象に、また、去年については、先ほど言いましたプログラミング教育の研修もあわせてやっているところであります。また今後も、先ほども言いましたように研修を進めていくと。ただ、教育委員会だけでは当然無理なので、各学校でのそういうグループをつくってもらって研修会を開いてもらうなり、学校間との協力体制を今求めているところであります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ということは、上牧町の児童、生徒にこのソフトや機材が必要か、また要らないソフト、機材選定も必要なんですけども、その中でやっていくということですね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのようになりますが、今現在も予算要望等でそういう部分も上がってきて、それに対応しているところであります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。次の問題点は、教員は絶えず異動を繰り返します。どのように継続、引き継ぎをやっていこうと考えていますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほど言いましたように、学校内の研修の中で、当然学年というのがありますので、学年で統一した研修、また情報の共有をしていただくことによって、学年全部、動くということはまずないと思いますので、そのまま引き継いでいただければと考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。本当にそんなことから考えますと、2つの中学、3つの小学校の合同の研修を頻度を多く持たなければならないと思いますが、教員に対しても、働き方改革とどのように両立されるのか。いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然、働き方改革というものは守っていくべきものでありますが、現在、研修につきましては、水曜日については5時間授業等で子どもたちが早く帰る日になっておりますので、基本的に水曜日を研修日という形で各学校、自校研修を行いながら、また、うちの研修を入れたりという形で行っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。ここが本当に肝やと思います。教員がICTを使わず、倉庫に寝ていることも今現状で起こっております。それから、ICTを使いこなせる各学校の教員をどのように育てるかが成功の鍵だと先進地で成功したところは言っておられますが、この辺はどう考えられますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在、機械について配置が少ないところもあり、ある意味取り合い的なところだと聞いております。ただ、先ほど言われたように、各先生の研修等も含めながら、授業研究の中で当然進めていくべきだと思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 本当に児童、生徒ファーストでお願いしたいと思います。

最後に、ICTの教育は教員の誰もがよくわかる授業を目指し、教材研究、指導案検討、模擬授業と日々奮闘してもらわなくてはなりません。上牧町の児童、生徒に学びのわざを持って情熱を持って教育委員会は養成をお願いしたいと思います。本当に校長先生までは行くけども、なかなかその下の先生までは、大変やと思いますが、その辺はよろしく願います。何か最後、ありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今言われましたように、確かに校舎長会があるので、そこで言うことは簡単ではありますが、それ以前に、2年ほど前から学校のプロジェクトチームをつくっておりますので、教頭先生や教務主任等とのつながりも深まってきておりますので、その辺を通して今言われたようなことを実施していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 恐らくこれは予算がついて全国一斉に用意ドンです。この辺、また本当に上牧町の教育の方、よろしく願います。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、1番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を行います。



◇吉 中 隆 昭

○議長（服部公英） 次に、6番、吉中議員の発言を許します。

吉中議員。

（6番 吉中隆昭 登壇）

○6番（吉中隆昭） 6番、吉中隆昭でございます。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問の通告書に従い一般質問をさせていただきます。これからはちょっと眠い時間帯に入っておりますので、頑張って私もやりますので、皆様のご協力よろしく願いいたします。

私の質問は大きく分けて2つです。1つ目は、現在、上牧町の各自治会で公民館として老人憩の家として使用している施設についてでございます。まず1点目として、施設のできた時期についてであります。

そして、2点目として、施設の土地所有者についてです。

3点目として、建物の費用負担者についてです。

そして、4点目として、施設の耐震検査、耐震工事について、また、その費用負担についてでございます。

5点目として、どこかの自治会から公民館建設の要望とか計画はありますかについて。

6点目として、新たな施設の計画に対する費用負担の規則、要綱はありますかをお尋ねしたいと思います。

大きく2つ目でございますが、夜の防犯についてです。場所としては友紘会病院前、また、レインボープラザ周辺の街灯についてであります。まず、その1点目は街灯器具の点検についてであります。

2点目は街灯器具の交換について。

3点目は街灯器具の増設についてであります。

再質問については質問者席から行います。どうかよろしく願います。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 順次ご答弁をお願いしたいと思います。まず、大きな1つ目の公民館及び老人憩の家についての1点目として、施設のできた時期について。2点目として、施設の土地所有者について。3点目として、建物の費用負担者についてを答弁願いたいと思います。

この3点につきましては資料を提出されております。その資料を見させていただきましたが、ある程度は予想はしていましたが、資料に目を通した時点で大変びっくりしております。と申しますのは、施設の土地、建物の費用負担はほとんど上牧町負担となっております。まずその1点目から、1点目、2点目、3点目について、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今ご質問のありました1点目、2点目、3点目、ここは直接順

次並列してご説明させていただくような形でよろしいでしょうか。

○6番（吉中隆昭） はい。

○住民福祉部長（濱田 寛） まとめてお答えさせていただきます。まず、住民福祉部福祉課の所管しております施設、各老人憩の家の現況になります。その分からまずご説明差し上げます。福祉課の所管で管轄している老人憩の家は資料のとおり8件ございます。建物年度の古い順からお答えさせていただきます。施設名、片岡台老人憩の家、建設年月日、昭和49年12月となります。土地所有者はUR都市機構、建築の費用負担は上牧町になっております。それと、若干4番にも付随いたしますが、この部分についての耐震化状況でございますが未済みでございます。

次に、施設名、新町老人憩の家、建築年月日、和50年10月、土地所有者、個人となっております。建設の費用負担、上牧町、耐震化状況は未済みでございます。

続きまして、五軒屋老人憩の家、昭和52年6月、土地所有者、上牧町でございます。建物費用負担、上牧町、耐震化の状況は未済みでございます。

続きまして、米山老人憩の家、昭和53年9月、上牧町、費用の負担も上牧町でございます。耐震化状況も未済みでございます。

続きまして、友が丘老人憩の家、建築年月日、昭和54年12月、土地所有者、上牧町、建物費用負担、上牧町、耐震化状況、未済みでございます。

続きまして、服部老人憩の家、建築年月日、昭和56年3月、土地所有者、上牧町、建物費用負担、上牧町、耐震化状況、未済みでございます。

続きまして、梅が丘老人憩の家、昭和56年3月建築、土地所有者、上牧町、建物費用負担、上牧町でございます。耐震化状況、未済みでございます。

続きまして、桜ヶ丘老人憩の家、建築年月日、昭和57年4月、土地所有者、上牧町、建物費用負担、上牧町、耐震化状況、新耐震基準であります。

この部分が住民福祉課が所管いたします老人憩の家の現状でございます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 続きまして、教育委員会所管の公民館について、同じように施設名、建築年月日、建物負担、耐震化状況について説明させていただきます。

片岡台1丁目公民館、昭和54年10月、上牧町で、耐震につきましては未済みということになっております。未済みじゃなくてまだできてないということになっております。

片岡台2丁目公民館、昭和54年10月、上牧町、建物負担も上牧町、耐震についてはまだ済

んでおりません。

南上牧公民館、昭和55年11月、上牧町、建物負担も上牧町。そして、耐震についてはまだできてない状態であります。

松里園公民館、昭和62年7月、上牧町で建物負担も上牧町。これは、新耐震基準に合った建物となっております。

桜ヶ丘公民館、平成2年7月、上牧町、建物負担も上牧町。これについても新耐震基準になっております。

米山公民館、平成4年3月、上牧町で費用負担も上牧町であります。耐震についても新耐震基準になっております。

金富公民館、昭和51年9月、上牧町、建物負担、上牧町。これについては耐震については未済みということになっております。

葛城台公民館、昭和59年6月、土地所有者、上牧町、建物負担、上牧町。これについても、新耐震基準になっております。

滝川台公民館、平成7年4月、土地、上牧町、建物負担も上牧町。これについても耐震基準を満たしております。

友が丘公民館、平成16年5月、土地、上牧町、建物負担、上牧町。新耐震基準となっております。

ゆりが丘公民館、平成17年6月、土地、上牧町、建物、上牧町。新耐震基準となっております。

下牧文化館、昭和49年10月、現在の土地所有者、上牧町、建物負担については下牧自治会。耐震基準については未済みということになっております。

以上です。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） ただいま資料についてのご質疑をいただきました。そこで、建物費用負担者はほとんど上牧町になっております。上牧町となっておりますのは、これは全額負担ですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 全額負担となっております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 全額負担になっておるという説明でございます。そこで、公民館等建設

費用については上牧町が全額負担するという上牧町の公民館等の建設に対する補助規定というのか、補助規約というのか、要綱といいますのか、それはそのようになっておるんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございます。老人憩の家、それと、公民館につきましては、以前に老人憩の家の補助金、国の補助金です。公民館につきましても補助金を活用させていただいて上牧町が設置したという経緯はございます。今おっしゃっている要綱の部分につきましては、当時、そういうふうな要綱はございませんでした。ですから、補助金を活用して設置をさせていただいたというのが主な内容になっております。

それと、公民館等の集会施設等の補助金要綱はございます。この要綱につきましては、時期の方はいつ設置されたのかは明確ではないんですが、公民館等集会施設補修補助金交付要綱というのがございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 要綱等はあると判断していいんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 要綱といいますのは、修繕に対しての町が今補助金を出しておるとい、公民館等の集会施設補修補助金交付要綱は現在でございます。ですから、上限100万円以下の部分について、その補助金の割合を定めた要綱はございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 今、総務部長が言っておられる要綱というのは、私も資料としてもらっておりますが、上牧町公民館等集会施設補修補助金交付要綱のことですね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 私の聞きたいのは、この要綱があるのははっきりして非常に結構でございますが、公民館と老人憩の家を含めまして、この資料を見る限りでは、新築というのか、新設を希望された場合、町がほとんど面倒を見てくれるという判断をしておられる住民が非常に多いんです。それで、この資料を見る限りでは、この条件のように続いておるのかどうかということ。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。今おっしゃっていただきましたように、集会施設補修補助金

要綱につきましては今現在も生きております。実際のところ生きております。ですけど、公共施設等の総合管理計画、平成29年3月に、質問がまた6番に飛んでしまう可能性がございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。公共施設等の総合管理計画を策定させていただきました。これは、平成29年3月に策定をさせていただいたわけですが、この背景には過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることとなります。一方で、地方公共団体の財政は依然と厳しい状況にあるわけですが、そこで、人口減少等により今後の公共施設等の利用事業が変化していく中で施設全体の公共施設の最適化が必要になってくるわけですが、その部分を含めまして、令和2年度中に個別施設計画を策定させていただき、その個別施設計画の中では、以前にも少しお話をさせていただいたと思うんですが、公共施設の統廃合なり廃止なり、また、長寿命化なりというのをいろいろと計画していかなければならない部分がたくさんございます。そういうふうな部分を全部視野に入れながら、個別施設計画を今現在策定している状況でございます。そのことを含めながら、今後のこの集会施設補修等補助金交付要綱におきましては、新たな集会施設整備費等の補助金交付要綱を策定していかなければならないというふうに考えております。

その中で、今後、以前でしたらその補助金を活用させていただいてこういう施設等々を建設させていただいたわけですが、この個別施設計画が策定でき、その後、集会施設等補修補助金要綱を作成する中で、町負担として、やはり先ほど説明させていただいたように100%丸々その建設費等の部分につきましては補助はできないというふうに考えておるところでございます。やはりそういうふうな部分も含めながら、今後、施設計画の中で進めていく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） いろいろ考えておるといふことで、また、今までどおり100%町負担で新しい施設をつくっていくことはできないということもよくわかります。私のきょうの質問で、お願いというか意見を言いたいのは、公民館等の新築に対しての土地建物に対する上牧町の補助規定もしくは要綱といいますか、その点を明確にしてほしいというのが目的でございます。というのは、いろいろ考えておられるのはわかるんですけども、はっきりとその考えの結論を出していただかないと、非常に何回も同じようなことを聞かれます。私、議員をやっておる関係上ね。それで、私が答えるのは、上牧町の今の財源では、今までどおり資料を出してもらったように、上牧町が公民館といいますか、老人憩の家等の施設についてはとても無理ですよとってはおるんですけども、今の状態では、何でよ、どんどん要望したら

やってるやないかというような状態にまだなっておると思うんです。そこで、いろいろ考えておられることはわかるんですが、その結論は早急に出るんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 同じような回答になるかもわかりませんが、個別施設計画を令和2年度中に策定をさせていただく予定をしております。その後、公民館、老人憩の家等々の部分につきまして、また議員の皆様方にはお示しさせていただいて、また、ご意見等も聞かなければいけないところではございますが、そういう部分も含めながら令和2年度中に策定をさせていただき、今後、その集会施設等の補修補助金交付要綱を新たな部分として策定をするというふうにご理解いただけたらと考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） それでは、令和2年度中に補助要綱というか、補助規定というか、その作成をやってもらうことをお願いしておきます。

それで、私の意見としては、補助を絶対やってほしい、いやいや補助は要らない、そういうことで言っておるのではありません。できないものはできない。やれることはやれるということをはっきりしてほしいということです。よろしく願いを申し上げます。

それでは、1点目から3点目につきましては結構でございます。

次に、4点目でございますが、施設の耐震でございます。各地区の公民館、老人憩の家は大変老朽化も進んでいる建物がたくさんあります。老朽化が進んでおる建物について、耐震検査、耐震工事はどうなっておりますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 耐震検査、耐震工事についてでございます。この費用負担につきましては、現在活用させていただいております公民館等集会施設補修補助金交付要綱にのっとりやっていきたいというふうを考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 先ほどから要綱をいただいておりますが、この範囲でやっていくという今答弁でございますが、耐震検査とか耐震工事で100万円という金額は、これはほとんど町で面倒を見ないという判断になりますね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） これは100万円を限度としております。100万円を超えた部分につきまして、対象経費のうち25万円を超えた額はその分を引かさせていただいて、あとの部分は自

治会の方で持っていただくというふうな形になっておりますので、金額的に耐震検査がどれぐらいの費用がかかるのかというのは今はわからない状態でございますが、耐震工事をするに当たればすごい金額が発生してくるのかなというふうには考えております。ですから、先ほども言いましたように、令和2年度中に新たな補助金交付要綱を策定させていただきますので、その中で考えていただく必要が出てくるのかなというふうにも考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 補修補助金交付要綱では、町が補助するのは最高75万円ですやろ。という事は、もし1,000万円かかったら925万円か、これは自治会が持つという計算になるんでしょう。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） それはそれで決めておられるんだったらいいんですけど、耐震工事をするとなったら、100万円、200万円の話と違いますやろ。それはそれでいいんですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今の総務部長の答弁でございます。これは、現在、耐震診断並びに耐震の工事を各自治会が行おうとされる場合につきましては現在の要綱でしかないという意味で答弁をさせていただいているということでございます。それで、将来的にと申しますか、公民館、それから老人憩の家、その他1つにまとめまして地区集会施設というふうな形で解釈させていただきますと、その部分については、今後のあり方を先ほど部長が答弁させていただきましたように、どういう形のものになるのかと。例えば統廃合もしくは廃止、ただ、地区集会施設という考え方になりますと、必ずしも廃止という形にもならないという考えもございます。ただ、先ほどの資料についての説明もさせていただきましたが、老朽化しているところ、また、新耐震基準というところもでございます。それを踏まえて個別施設計画の中でどういうふうな形で、今後、施設のあり方をまとめていくということでございます。その中で、今ご質問の耐震診断、それから耐震工事でございます。その部分につきましても、個々の施設のあり方を整理した中で補助金を出していくのか、もしくはその部分についてはどこかで統廃合になるのか、もしくは町の近隣にある公共施設を利用させていただくような考え方もまたあるということでございます。そういうことで、今後、そういうふうなことについてもしっかりまとめていきたいと思っております。

総務部長の申しましたのは、今、議員ご質問の、現在、耐震診断をしようとなるとどうなんだ、耐震工事を行うとするとどうなんだと申しますと、今現在ある要綱でしか適用できないというふうな回答をさせていただいたものでございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 今、総務部長から説明いただいたように、そういう補助規定しかないとおっしゃるんでしたら、それはそれで結構でございます。それを補助規定で、ちょっと念を押しますのやけれども、耐震検査、耐震工事含めて、極端に言うたら75万円までの補助だという判断でよろしいんですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 重ねてと同じような回答になるかもわかりませんが、現段階においてやろうとすると要綱はそれしかないということでございます。先ほどから部長が答弁させていただいておりますように、令和2年度を期限といたしましてその施設、今言いました公民館、それから老人憩の家、そのほかの施設もでございます。個別施設計画の中でその施設のあり方を整理させていただいて、例えば話をこの場でするのもいかがなものかと思えますけれども、その施設についてそのまま利用というふうな形の考え方に至ったといたしましたら、その部分について今申されました耐震診断、それから耐震工事、また、改修工事等についてはどういうふうにするんだということもまとめさせていただきたいなというふうに思います。そうなりますと、現在ある補助金要綱についても見直しをして、どういうふうにするのかということまで改正をしていきたいなというふうに今は考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 補助金等については結構でございますが、どこかの自治会から公民館及び老人憩の家について非常に心配だ、耐震検査をやってほしいという要望はかなり出てますね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 新設の公民館とかそういうふうな部分の要望はございます。2自治会の要望が上がっておる状況でございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 今聞いたのは耐震検査、耐震工事だから、新設のことを聞いてるんじゃないしに、まず、耐震検査の要望は出てますやろ。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 耐震検査の要望につきましては、下牧の自治会の方から出ております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 下牧とおっしゃるから下牧から出ているんでしょう。くどいようやけど、どこから出てるじゃない、何カ所も出てますやろ。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 服部の方で耐震とはお聞きしてませんが、修理とかそういう部分のものは服部憩の家の方からは、ただ、これが耐震審査をしてほしいという具体的な内容ではなく、そういうことは服部憩の家の方からはお聞きしている部分がございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） あんまりこんなことでしつこく聞くのは何ですけど、出ておるのは出ておるといふことで、その耐震検査はやりましたか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それは来年度の予算として今出ているところなので、今のところ何もまだやってない状態です。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 申しわけありません。私の勘違いで、服部自治会の方で自治会要望といたしまして、耐震の部分で耐震基準の適合が重要ということで公民館の耐震診断、耐震の改修についてという要望は自治会要望としていただいております。申しわけありませんでした。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） あちこちから出ていると思います。そして、さっきちょっと聞きましたら、耐震検査、やってませんね。もしそれをやってないとしたら、大丈夫だという判断でやってないんですね。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） おっしゃっていただいています建物建築自身はいろいろさっきから古いです。古い建物がたくさんあります。これが大丈夫だから、これが大丈夫でないからという判断は多分あり得ないと思います。当然古い建物、大きな振動の部分については非常に危険な部分もあるかと思ひます。それも先ほど申させてもらった、すぐ、本当はそういう部分では検査等の云々あるんですが、先ほど総務部長からも申しましたように、ここを統

括してどういうふうにしていくかを今後、令和2年の個別施設計画の中で公共施設のあり方を検討していきたいと思います。ただ、おっしゃっているように、そしたら、大丈夫か、おまえ、保障できるかと言われますと、その保障は私はしかねると。ただ、その震度にもよりますし、その部分もありますから、今現在はその部分については大丈夫だというお答えは控えさせていただきます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 今、大丈夫だという答弁やったかな。どういうことなの。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 大丈夫だというお答えはできませんということで、私はお答えさせていただいたつもりでございます。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 大丈夫だと言うことはできない。それはどう判断していいのかな。大丈夫だという判断ができなかったら、耐震審査、やらんとあかんのと違いますか。それをまた、やらんということは、費用の関係、いろいろあると思いますよ。最悪の場合を考えると、耐震検査の要望は出ておるけれども、やらないと。極端なことを言うたら、使用をとめんとあかんことにもなるのと違うかな。使用禁止に、それからはっきりと自治会に町の補助は最高75万円しか出ませんよということを言ってますか。何も答えをしてませんのと違うの、耐震検査について。

○議長（服部公英） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

町長。

○町長（今中富夫） 先ほどからそれぞれの部長がお答えをさせていただいておりますが、吉中議員、なかなか納得ができない部分があるかと思いますが。それで、一つずつ整理しながら私の方から説明をさせていただきたいと思います。施設の数、先ほど説明しましたように、集会施設、公民館、老人憩の家の区分けは別にして20施設、今、資料で出ておると思います。

その中で古いもの、新しいものがあるわけですが、個別の整備計画をそれぞれ立てる必要がございます。令和2年度中にそれをつくり上げるということになっております。その中身は、それぞれ必要な施設でございますが、変えられる代替の施設がある場合、それと、そういうことも加味をしながら数を調整する必要があるというふうに町としては考えております。

今、服部台のお話をさせていただいておりますが、それ以外でも私の地元なんかでも、以前から建設の要望は出ておりますし、三軒家地区でも出ておりますし、いろいろなところから出ています。そういう中で、今、個別にそれをどうするこうするということではなしに、令和2年度中の適正化計画をまとめ上げた上で次の段階に進んでいこうというふうに今考えているところでございます。

それで、吉中議員がおっしゃっているように、要望は出てるけども耐震検査をしないのかという今質問でございますが、今の段階で適正化計画がどうなるかわからないのにその財源を投資するということは我々としてはできないわけでございますので、もし危険があるというのであれば、その施設の閉鎖も考えざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） それで、私はそれを聞いているつもりやけど、耐震検査の要望は出ると。それで、いろいろ理事者としては考えというか案を持っておられるという中で、耐震検査の要望は出てるけれども、いろいろな案がまとまるまでは耐震検査にしる、耐震工事にしる、上牧町の財源ではそうたやすく投資できないということだというのはよくわかります。そこで、私は、わかるんだけれども、耐震検査をやらずに延ばしておるということは、耐震検査をやらなくてもまだまだ1年、2年、3年は大丈夫という判断で置いとるんでしょ。それしか考えようがないんだけどね。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） そういうふうにおっしゃられればそのとおりだというふうに答えざるを得ないのかなというふうには思います。ただ、地区の人たちがやっぱり集会の施設として利用しておられるということであれば、利用できる範囲は利用していただいたらいいのかなと。ただ、今おっしゃるように、使っている最中に地震が起こったらどうするんだと、これは当然この意見もあるわけでございますので、やっぱりそういう心配があるとしたら、これは施設を使用を許可しないということに踏み切らざるを得ないのかなというふうに思います。ただし、もし集まる場所がないのではないのかなということであれば、例えば、今、吉中議員

は服部台という限定でお話をされておりますので、服部台であれば文化センター、2000年会館が近くにありますので、会議室があいておればそこをお使いいただくということで十分集会としては事が足りるのではないのかなど。そんな何キロも離れておるような場所でもございませんし、車で5分かかるかかからないで来ていただけるわけでございますので、そういうところで集会をおやりいただければ安全で安心してお集まりいただけるのではないのかなというふうに我々としては考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 今、町長から、私が質問しとるのは服部台を限定して聞いておるんでしょうと、違いますよ。何も私、服部台のことだけを聞いとるんじゃないんですよ。服部台の場合やったら、町長、今説明くれたように、自治会長も皆に聞かれたら、よく説明しております。2000年会館を利用する方法があるということを知っておるのは服部台の自治会長はよく説明しております。私が言うとは上牧町全体のことを言うておるので、ほかにも耐震検査の要望が出ておるとおっしゃっているでしょう。それを含めて私は言うておるのでね。そやから、大体耐震のこともいろいろ答弁いただきましたので、これはこれで置いておきます。

次に、町長からもさっき話が出ましたけど、5点目として、どこかの自治会から公民館等の建設要望とか計画の相談はありますかについて、簡単をお願いします。どこの自治会とかそんなのは結構ですから。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほど少しお話しさせていただきましたように、2自治会から要望が出ております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） その要望に対しての町としての補助規定というのか要綱については、先ほどからいろいろ答弁いただきましたので、その点はもう結構でございます。

それで、公民館また老人憩の家については、ご答弁、どうもありがとうございました。結構でございます。

続いて、大きな2つ目の夜の防犯についてでございます。場所は友誼会病院前、また、前レインボープラザ周辺の街灯についてでございます。私も現場確認で歩いてみました。最初は昼間でした。そのときは立派な水銀灯も数多くついておる。なぜこれだけ水銀灯がついておるのに暗い、非常に危ないという意見がいろいろと出たんだと思ひまして、また夜、確認

しました。それが、昼間、大丈夫だと思っておりましたら、夜、行ってみると、もうスーパー、レインボープラザが閉鎖状態でその明かりが全てなくなったということで、水銀灯はついておるけれども数もあるんだけど、非常にろうそくの火のように、私の判断ですよ、ただついておるだけで防犯のために役に立っておらないという判断で、私はその水銀灯に対するお願いというか意見がございます。その意見としては、街灯器具の点検をお願いしたいということ。その点で、まずご答弁頼みます。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、議員の質問、1、2、3点、点検、交換、設置という形で答弁を一括でもよろしいでしょうか。

○6番（吉中隆昭） はい、結構です。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、議員の方からお昼と夜間についても見ていただいたと。僕もきのう、夜の9時、きょうの朝5時、歩いて見てきました。確かに夜の9時でしたら、旧のレインボープラザ、それと、車道についても明かりがあってまだ街灯の方も車道の方に照らして構造物からの反射もあって危険ではないと。朝、5時、見に行きましたら、やっぱり旧のレインボープラザの方もボーリング場のところも施設の街灯が消えとって、水銀灯だけが道路に照らされていると。念のために葛城台からずっと単車で西名阪まで見てきました。川沿いについては1本飛ばしぐらいで水銀灯はついておりました。服部台地区の今の言うてるところについても、1本飛ばしで薄暗い状態ですけども、一応道路を照らして、両側を照らしているという状態でございます。上牧から葛城台については、東側についても水銀灯がございます。それと、住宅街についても自治会の防犯灯もございました。服部の方は店側の方は水銀灯はついてるんですけど、住宅街の方は自治会の防犯灯がないというのが状態なんですけども、今ご指摘のところの、ただ1カ所、水銀灯が消えている状態ですけども、満遍なく水銀灯は道路に照らし合わせて車とかが通行できる状態かなというふうに思っています。今言うてるように、球が切れているところについては早急に処置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 私の判断では、水銀灯が非常に老朽化しておるためだと思っております。そして、また、道路に対して片方ばかりについておるわね。あれは町で管理するというのが責任を持ってくれるのは、反対側、西側は自治会になるんですか。水銀灯とか防犯をつけるのは。片方ということも原因しておると思うけどね。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 西側の考え方ですけども、今、東側の水銀灯は車道も照らしているのですが、街灯の水銀灯ですので、要は人が通って暗かったら上牧から葛城台みたいに自治会が防犯灯をつけられたら危険を回避ができるかなというふうに僕は思っております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） 都市建設部長の判断と私の判断は大変食い違っておりますけれども、私も年が年で目が悪くなっておるといことも原因しておるかもしれませんが、スーパーレインボープラザの前を歩行される人にとっては非常に気持ち悪いと、それだけ暗いんだという意見がたくさん出ておりますので、なるべく街灯器具の交換または交換してもらってもとてもしないけど明るくならないという状態が起きれば、何とか増設も考えていただきたいなという思いでございますが、その点どうですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今の議員の発言の中で、歩道という形がございました。それについては、防犯灯で事足りるのかなと思います。やっぱり現状を見ると、年数もたつてカバーにクモが張ったりとか球がちょっと暗くなっているとかというののところどころ見かけますので、道路管理者として点検しながら危険なところは修理していくということで考えております。

○議長（服部公英） 吉中議員。

○6番（吉中隆昭） それではまず、街灯器具の点検をやっていただいて、その都合でまたよろしくお願いを申し上げます。長々と質問しましたが、ご協力ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（服部公英） 以上で、6番、吉中議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（服部公英） 再開いたします。

◇石丸典子

○議長（服部公英） 次に、10番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。議長から許可をいただきましたので、通告書の内容で一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回、3点にわたり質問をいたします。1つ目は、水道事業について。2つ目、屋根つきゲートボール場の活用について。3つ目、平和記念映画館についてです。

まず、1つ目の水道事業についてですが、今回、一般質問の通告書が少し乱暴な書き方にとられたような点もありましたが、要はこの3項目についてお答えをいただきたいと思いません。2018年12月、昨年、水道法が改正されました。第1条、目的のうち、基盤の強化という文言で経営改善がうたわれました。広域化、民営化を推進することにつながると大変危惧する面もあります。また、奈良県では、既に奈良モデルの一環としてこれまでの消防の広域化、国保の県単位化に続いて、県域水道一体化に向け進められているところです。

県域水道一体化については、7年後に経営統合が予定され、今、議論がされているところです。また、上牧町においては、北葛城郡の中の上牧町、王寺町、河合町の3町で施設の共同化に向けて今協議が行われております。この施設共同化の実施は令和4年ということで3年後が予定されているところです。町民の命の水を確保することは上牧町の責任です。水道会計は企業会計ということで、主に利用者の水道料金をもって営業が行われておりますので、今後、配水池、また庁舎の耐震化が課題と言われているところです。

上牧町では、昨年度、水道施設の更新と資金確保、経営戦略が策定されました。8月9日に行われました議員懇談会の席上では、この計画のアセットマネジメント計画の概要版が配布されたところです。大体簡単に見させていただいたところですが、議員には配布はされましたけれども、内容等についての説明はまだ行われておりませんが、この内容にも少し触れていただき、説明、質問の関連するところについてお答えをいただきたいと思えます。

まず1つ目は、上牧、王寺、河合町、3町での施設の共同化について、その後の取り組み状況をお伺いいたします。

2つ目は、配水池の更新についてです。

そして、3つ目は、水道の庁舎の耐震化の計画について伺いたいと思います。

大きな2つ目、屋根つきゲートボール場の活用についてです。保健福祉センター、通称2000年会館は2000年12月12日にオープンしました。このことから2000年会館というふうにつけられたわけですが、私がなぜ12月12日と明確に覚えているかということにつきましては、このオープンの記念セレモニー、式典で王寺町選出の当時の県会議員がお祝いの言葉の中で、上牧町もこれから1、2、1、2とこの保健福祉センターを活用し、取り組まれていくことであろうという挨拶が大変頭に残っております。この保健福祉センターに隣接する屋根つきゲートボール場、オープン当初はシルバークラブが管理運営をされていたというふうに記録があります。現在は、屋根つきゲートボール場は2コートあり、それぞれ1コートずつ1時間の使用について100円の利用料で利用できるとされているところですが、現在の利用状況をお伺いいたします。

3つ目、平和祈念映画会についてです。ことし11月24日にはフランシスコローマ教皇が長崎と広島を訪れ、核兵器廃絶を訴えられました。このフランシスコローマ教皇のメッセージは若い世代にも真剣に受けとめられました。上牧町では、平和祈念の事業として、毎年8月にペガサスホールロビーにて平和のパネル展が開催されています。以前、平成12年から6年間はペガサスホールにおいて名画鑑賞の企画が同時に行われていました。この中で、平成12年から平成17年までの6年間の作品は通告書に書いている内容で行われていたところです。6年間行われていたけれども、上牧の財政状況の悪化でペガサスホールが閉鎖となり、この事業もなくなったという経緯があります。以前行われていたこのような平和祈念の企画、名画座の再開を提案いたします。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、1つ目の水道事業の3点について、それぞれお答えをお願いいたします。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 1点ずつでいいですか。

○10番（石丸典子） はい。

○水道部長（中村 真） それでは、1つ目の3町での施設共同化について、目的を説明させていただきます。施設の共同化の目的でございますが、水需要の減少、施設の老朽化など水

道事業の運営がますます厳しくなる状況のもと、将来継続して安定的に安全でおいしい水道水を提供できるよう施設共同化によって事故等の緊急対策に係る危機管理能力を高めるとともに3町の水道事業経営の合理化を図ることを目的として平成29年10月25日、奈良県と上牧町、王寺町及び河合町の間で広域的な水道施設の共同化に向け、協力して取り組むこととした関係する基本事項について覚書の締結を行なっておるという内容でございます。

その詳しい内容でございますが、王寺町は平成29年、河合町は令和4年をめどに県営水道100%に転換されることによりまして、それぞれ浄水場を1つ廃止されます。このことによりまして、県営水道は上牧町と王寺町の配水池の余剰容量を県営水道緊急貯留施設の代替と位置づけ、3町の緊急貯留池として活用することで県営水道の送水体系の強化を図ることとしておりますというような内容でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 一つずつ行きたいと思いますが、それがこれまでの経緯ですけども、河合町では既に給水タンクを廃止されておりますけれども、これまでお聞きしていた内容では、令和元年度、今年度、3町での協議が整うというふうなことです。その後の動き等については、今言われたのが全てですか。今年度と来年度の予定等ありましたらお願いいたします。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 具体的に協議といいますのは正直行ってはおりません。スケジュールといたしましては、先ほども申しました通り、王寺町、河合町が県営水道100%になります。浄水場が一つずつ廃止されます。今年度におきましては、河合町が西大和配水池、3棟あるうちの全部を解体し、ダウンサイジングをしまして1つ新たに設置されます。その後は先ほど議員がおっしゃられますとおり、令和4年に施設の共同化を行うという体制でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 王寺町では、既に県営水道からの引き込みということで100%になっております。この施設共同化については、これまでも町長等からも説明がありましたけれども、上牧町はもともと地下水、自己水に頼れないということで、地盤がかたくて地下水の掘削ができないというふうな経緯もあり、当初から県営水道からの引水ということで、上牧町としてはこの件に関しては何ら問題がないんだろうというのは私も推測をするところです。

今年度、平成31年度の予算委員会の際にこの3町での施設の共同化のところでは他の議員が質問で、3町の施設共同化については平成31年度で協議をし、次の年度、令和2年度にな

りますけれども覚書をするということの控えを持っていたものですからお聞きをしたわけですが、今は新たに動きがないという理解でよろしいですね。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 先ほども申しましたとおり、協議は行っておりません。覚書の締結は、先ほど言いましたとおり平成29年10月にもう既に終わっております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） はい、わかりました。

それでは、配水池の更新についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 配水池の更新についてでございます。配水池の法定耐用年数は60年でございます。第1号配水池の築造が昭和49年で45年が経過し、2号配水池の築造が昭和53年で、現在41年が経過しております。以前に実施いたしました耐震診断業務におきまして、阪神大震災や東日本大震災級の地震に遭遇しても給水池本体については倒壊等大きな被害を受けるものではないという結果が出ております。当初の設計基準であっても安全性の高いところにあると言えますが、経年劣化による安全性の低下を考えると、新耐震法の基準に準ずる補強等が必要になると思われまます。今後は、まず、築造以来45年が経過しております1号配水池の下部の耐震ケーブルの引張耐力、引っ張って耐える力でございますが、それが低下している部分を補強し、補助金等を活用し、来年度から取り組んでいきたいと考えております。

さらに、その後は、奈良県と市町村が取り組んでおります県域水道一体化の状況を見ながらダウンサイジング等も視野に入れ、関係機関等の意見を取り入れ、研究検討をしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） はい、わかりました。来年度からこの給水池、タンクのことですね。

更新に取りかかれるということでお聞きをしておきます。

それでは、庁舎、建物のところについてはいかがですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 次に、庁舎耐震化についてでございます。これも過去の耐震診断において南北方向の1階でいずれも構造耐震指標が構造判定指標をかなり下回っており、耐震性が不足しているとの結果が出ております。この方向に強い揺れが生じると、1階部分の

ポンプ室、機械室、発電機室が倒壊するおそれがあります。配水池はもとより、ポンプ室、機械室、発電室は安全でおいしい水道水を住民の皆様提供する心臓部となるところでございます。よって庁舎の耐震化におきましても、配水池と同様に補助金等を活用して来年度から取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それぞれ計画があるということですが、管路の更新については、既に平成27年、2015年から実施をされています。ですから、配水池、庁舎、管路の更新、それぞれその3つについて来年度はそろって取りかかれるという理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 管路の更新につきましては、年次計画で漏水箇所の多いところ等、取り組んではいるところではございます。管路の具体的更新といたしましては、別にアセットマネジメント計画で平準化をして2028年から毎年の管路更新を平準化いたしまして本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、それぞれの耐震化であるとか更新の費用については、これまで水道の特別会計の剰余金の活用という理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 剰余金を活用して更新してまいりたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 先ほど県の補助金ということもありましたけれども、県からのそういう支援も含めてということですが、そこで、経営戦略ということでこの水道事業のアセットマネジメント計画ということで、概要版をぱらぱらと見させていただいたんですけれども、40年近い計画ということになっておりまして、その以前に策定された水道ビジョンについては20年計画ということで、このアセットマネジメント計画というのはなかなかその費用とか出てこないんですけれども、40年間の中では何年かにわたって料金の改定ということが出てきます。4回改定されるということであるんですけれども、これ、見てみますと、法定耐用年数とは別に更新の基準を定めて更新をしていくということでありましたので、先ほど管理費費用負担、平準化するということで例えば管路であれば2028年度からの計画ということで、耐用年数を超えてもなだらかな形で行けるようにするというふうなことが書かれていたかと思いますが、このアセットマネジメント計画について簡単にご説明いただけま

すか。具体的な項目は今後の取り組み方針という中で、配水池の更新や庁舎の耐震化と、それとさきに定めた水道ビジョンの改定も必要であるというところを、最後のところでは、今後の取り組み方針ということで書かれているんですけども、いろいろデータで試算をされているわけですけども、要はしっかり経営できるというふうな資料だと思いますけど、その辺、ちょっと説明をお願いいただけますか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） まず、最初からかいつまんで説明させていただきます。水道資産の老朽化の現状といたしまして、水道資産内の法定耐用年数を経過している資産は構造物及び設備が8.8%、管路におきましては36.3%になっております。その施設を更新しない場合、2026年度に建築と設備の経年化により健全資産は27.2%まで減少します。2036年度には45.4%が老朽化資産となり、2042年度には健全資産はなくなり、2058年度には全体の78.2%が老朽資産となってまいります。管路におきましても、23年度に経年化管路が健全管路を上回り、その後、32年度に老朽管路が発生します。2058年度には健全管路はなくなり、老朽管路の割合は83.0%となってまいります。そして、議員、先ほども申されましたとおり、資産の更新計画は重要で、更新要求の緊急を考慮し、更新時期の決定を行う必要がございます。また、年間実施可能工事量には限度があり、さらにその再建を確保しなければならないことから、更新工事量の平準化を図ることとしております。

更新計画でございます。構造物及び設備におきましては法定耐用年数の1.5倍、管路におきましては一定年度に更新管路が固まり、費用が莫大になる年度がございますので、管路の更新は平準化で行うということにしております。

更新費用でございますが、剰余金を使い、補助金も活用しながら更新を行ってまいります。その場合2043年度には資金残高がマイナスになってまいります。そうなりますと、その先更新事業を行うことができないという状況に陥りますので事業費が倍に膨れ上がる2035年度に第1回目の料金改定10%をお願いしなければならないという計画になっております。第2回目が、その5年後の2040年、同じく10%、3回目の2045年に15%、最終2050年度に15%の料金値上げをさせていただく計画となり、2057年度には資金残高が赤字にならないように事業を継続していくという計画になっております。

簡単には以上でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。それで、このアセットマネジメント計画に基

づいたさらに具体的な計画というのはまだという理解でいいですね。今回、来年度から行われる更新であるとか耐震化はこれを踏まえた形という理解でよろしいですか。要は、3町の方の施設の共同化であるとか、県域水道一体化というのも今後出てきますので、それらを含めると少し、上牧町には余り影響がないとはいえ、費用負担等のところで影響があったりしますので、その辺は、今後どういうふうな流れになりますか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 配水池の耐震化に関しましては、3町の施設共同化も関連してまいります。というのは、本町の配水池と王寺町の配水池の余剰容量を利用して県水の事故等による配水ができない場合に、3町に水道水を送るという役目を本町と王寺町の配水池がなっておりますので、そのこともございますので耐震化ということになってまいります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 資金の収入の流れですけれども、先ほど3町の施設共同化で県からもっと支援がというふうに言われましたけれども、それは水道会計ではそういう補助金というのはありませんから、一般会計の方で受けるという流れですか、資金の流れは。その辺、説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 本町と王寺町、代替施設で県水に貸すという形にはなりますので、県水の方から令和4年度から令和22年度まで、年間126万円、19年間の間に1億7,300万円という補助がされるという予定になっております。水道会計で受けることはできません。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） はい、わかりました。水道事業、大変経営のところが問われてきますけれども、やはり町民の命の水という観点で大事な事業でありますので、私はこのあたりで民営化の流れも一部ではありますけれども、しっかり地方自治体としてこの役割を果たせるような形でしていただきたいと思います。わかりました。お聞きをしておきます。ありがとうございました。

それでは、次の屋根つきゲートボール場の活用状況、利用状況をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） それでは、2つ目のご質問の保健福祉センターに隣接する屋根つきゲートボールの利用状況についてご説明いたします。まず、平成30年度の使用時間になります。ゲートボールとして使用されたのが257時間でございます。その前の平成29年にな

りますと308時間、それと、令和元年度、ことしの4月、直近では4月から9月の約半年の利用で126時間の利用となっております。それと、ゲートボール以外につきましては、ご存じだと思いますが、ペガサスフェスタのときの部分に使っていただいたり、社会福祉協が行う「ふれあい社協まつり」、それに、社会福祉協議会が防災に関する部分で防災ボランティアセンターの運営訓練等などにご使用いただいているのが現在の状況でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 時間で言っていたんですけれども、利用者が減っている感がありますけれども、ゲートボールをされる方が減ってきてグラウンドゴルフの方に移行されているようなこともありますけれども、それぞれの各地域地域にも野外のそういうゲートボール場もありますけれども、今は使われていないところもたくさん地域で見受けられるんです。以前はされていたけども、そういうのはないということで、ちょっと草ぼうぼう状態になっているところもあります。ここのところは特に公共の施設で屋根つきということで雨の日でも活用できるということなんです。誰でも利用できるんですけれども、要はスティックとボールが要るんですよね。持ち込んでということになると思います。私はせっかくあいているところであるので、もっと多くの方に使っていただけるような工夫なりPRが要ると思います。実は、私、初めてゲートボールの体験をすることができたんですけど、10月に、それも本町からは随分離れた川上村のスポーツ施設で用具を借りて友人グループで行ったんですけれども、スポーツが苦手な方もちょっと楽しめると。少しルールはあってなかなか難しいところもありますけれども、はまる方ははまるみたいで楽しかったという方もあります。この辺で、せっかくのこういう施設がありますので、もう少しPRをしていただいて、家族でとか家族で楽しむとか、高齢者から小さい子どもも一緒に楽しむことができるので、そういうことで何らかの工夫はされないのかなと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 多分やっていたら楽しい部分もあるかと思います。また、やらずに、こんなん言うたら失礼ですが、高齢者のスポーツやというふうに考えておられる方、私も以前、ゲートボールではないんですが、フロアカーリングというのを高齢者のいろいろな方とさせていただいて、初めはちょっとそんなもんというふうなイメージを持っていたんですが、結構楽しくさせていただきました。だから、確かに今議員がおっしゃっていただきますように、ゲートボール人口というのは年々下降傾向にあるのかな、他のスポーツのグラウンドゴルフないしそういう部分の競技とか、趣味、趣向がいろいろございますし、そう

いう形はあると思います。ただ、今おっしゃっていただいておりますように、ゲートボールのPRについてもまたいろいろ考えて、PRさせていただくのであればどういう形をとっていただく、大会を全員、子どもさんに盛んに入っていただけてやっていただくようなPRをするのか、その辺は具体的にまたいろいろを考えさせていただいて、これはゲートボール人口の増加に向けるという部分ではないと思いますが、その辺のPRはまたいろいろ考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町でゲートボール大会をしてくださいとかいうふうなことを言っているわけではないんです。これまではシルバークラブの方が主にされていたと思います。ところが、それ以外の一般の方で利用されるというのは、私、ほとんどないと思うんです。社協の方で受付のところちょっと聞かしてもらったりしたんですけども、土日でもあいているときもありますということで、以前のようにそういう大会とかいうのは余りされてないんですかね。だからそっちが優先みたいな町民の皆さんもそう思われると思いますので、わざわざ遠くに行かなくても上牧町でもこういう誰でも道具を持ち込んでいただければ使えますというふうな、せっかくの施設ですから使えるような形でまたPRをしていただきたいと思います。用具をそろえて町の方で貸し出しをしたりするのは管理が大変だと思います。そこまではあれですので、川上村は全て料金のところで道具は貸し出しということで、そこも行くまでは少しちょっと閑古鳥が鳴いていたような感じでしたけれども、ある施設は有効に活用ということでしていただけるようお願いしたいと思います。また、災害時ではそこでもいろいろなこともできる場合もありますし、いろいろな社協の訓練も行われています。災害時の取り組みもできますので、その周りは駐車場等で狭い駐車場の一角でこういう施設をしておりますので、車はよくいっぱいだとめられないということで、階段を上って2000年会館に入るという観点で駐車場が狭いというのはよく言われます。高齢者用の一定の駐車場はありますけれどもすぐいっぱいになりますものね。施設があいていると余計気にもなりますし、有効に活用できるようにまたPRもお願いしたいと思いますし、講習会等もあつたらいいなとは個人的には思いますけれども、またよろしくお願いしたいと思います。

以上で、また取り組み、よろしくお願いいたします。安くて使えますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、3つ目の映画会の再開についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） そしたら、3つ目のご質問の平和祈念映画会について回答させていただきます。議員の質問によりますと、以前、ペガサス平和祈念企画、名画座の再開を提案しますとの質問でございますが、映画の上映につきましては、一応平和祈念資料展の中の事業の1つというふうに考えておりますので、私の方から回答させていただきたいと思います。

映画等に関する質問につきましては、平成30年第3回の定例会の中で少し石丸議員の中から平和資料展の開催時にアニメ等の映画会の開催も工夫されてはいかがでしょうかというようなご質問をいただいたということで記憶しております。このときの回答といたしましては、現地の資料館とも調節をさせていただきながら、いろいろな世代の方に見に来ていただけるように考えていきたいと思っているところですよというような回答をさせていただいたところでございます。ただ、本町が掲げる非核平和都市宣言の町の推進の一環として平和祈念資料展を毎年開催させていただいており、多くの方々にご来場いただき、啓発できるよう毎年テーマ、内容を変えながら取り組んでいるところでございます。また、本年におきましては、上中さんがうちの方が平和資料展を実施しております間に平和学習というようなことでも少し文化センターの方で学習会も開かれたということもございまして、この平和資料展にも参加もいただいたりとかいう形で、1人でも多くの方に資料展を見ていただきまして、より関心を深めていって戦争の悲惨さを後世に伝えていくような形での取り組みを進めているところでございます。今後におきましても、いろいろなことを工夫させていただきながら事業の方は続けていきたいと考えているところでございます。

現在におきましても、来年の平和資料展の実施に向けまして、内部の方でも少し検討、調整等させていただいておりますので、その中で映画も来ていただく中の啓発の1つかなというのも思っているところでございます。といいますのも、今年度、例年アンケートの方はとらせていただいておりますが、ことしのアンケートの結果を見せていただくと、やはり高齢者の方が多く来ていただいているものの、アンケートの結果を分析させていただきますと、なかなか20代以下の方に来ていただけないというふうなことも結果としても出ておりますので、こういう結果も踏まえながら、映画の上映会の中で小さい子ども向けさんというんですか、以前ご質問いただきましたアニメという中でも少し検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） しっかり検討させていただきたいと思います。この映画で、何もペガサスホ

ールでしなくてはいけないというものではなく、会議室、また、2000年会館の多目的室等も利用ということを考えていただけたらと思います。上映会用のDVDがレンタルできるというふうな仕組みもありますので費用もそんなにかからないというふうにも聞いておりますので、しっかり検討をいただきたいと思います。何度も同じような内容を質問させていただきましたけれども、しっかり覚えていただきまして検討いただいているということで、わかりました。ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇康村昌史

○議長（服部公英） 次に、8番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（8番 康村昌史 登壇）

○8番（康村昌史） 8番、自由民主党、康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。一般質問に入る前に、私の一般質問にも関係いたします新聞報道を一部読み上げたいと思います。

まず、12月7日土曜日の産経新聞の朝刊の一面でございます。表題として、出生数90万人割れ、過去最少、推計より2年早く。内容に入ります。ことし生まれた赤ちゃんの数が明治32年の統計開始から初めて90万人割れし、過去最少となるのが確実になったことが6日、厚生労働省への取材でわかった。同省の研究機関はこれまで90万人割れを令和3年と見込んでおり、推計より2年早い。想定を超えて加速する少子化に政府関係者は大変厳しい状況だと

し、社会保障制度などへの影響を懸念した。厚生労働省は、今月下旬に出生数や出生率をまとめた人口動態統計の年間推計を公表する予定だ。関係者はことしの出生数が86万人程度にとどまる可能性を示唆している。また、出産適齢期とされる25歳から39歳の女性の数は大きく減っている。昨年10月1日時点で、30歳代女性が696万人、20歳代では578万人だった。出生数は今後さらに減っていく可能性が高いと。

また、12月11日付の産経新聞の朝刊です。一面で、表題は、出生数87万人下回る見込みと。内容を読み上げます。衛藤少子化対策担当大臣は10日の閣議後、記者会見で令和元年の出生数が87万人を下回る可能性があることを明らかにした。衛藤氏は抜本的かつ総合的な少子化対策を推進していかなければいけないと話しました。また、国立社人研は平成29年の推計で令和元年の出生数を92万1,000人、令和2年は90万2,000人と見込み、令和3年に大台を割り込み、88万6,000人になると想定していた。出生数が初めて100万人を割ったのは平成28年で97万7,242人でありました。

以上で新聞報道の読み上げは終わらせていただきます。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。私の一般質問の質問事項は3点から成っております。

1、上牧町の将来見通しについて。2、安全・安心なまちづくりについて。3、町おこしについてであります。1の質問事項に対しての質問の要旨は、上牧町、奈良県、国の合計特殊出生率に関して、1、上牧町の合計特殊出生率の最近の動向について。

2、上牧町の少子化対策と上牧町の未来について町当局にお尋ねいたします。

質問事項の2番目です。安全・安心なまちづくりについて。町のマイクロバスに専用カーナビが備えられていないので安全上問題があると思われませんが、町の見解を求めます。

3番目、町おこしについてです。令和元年9月28日土曜日、29日日曜日、両日とも午前11時から午後4時まで馬見丘陵公園集いの丘で、第8回おもしろ歴史フェスティバル、歴史を楽しむが開催されました。

1、奈良県、その他多くの市町村が後援しましたが、そのイベントの内容についてお尋ねいたします。

2、上牧町はそこで一体何を行ったのかをお尋ねいたします。

再質問は質問者席で行いますが、理事者側におきましては、簡便、的確な答弁をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、1番目の上牧町の合計特殊出生率の最近の動向についてなんですけれども、まず、奈良県の資料から、奈良県推計人口年報から平成30年、2018年10月1日現在、奈良県の人口は134万70人で、2000年以降19年連続の減少と。また、年少人口は12.03%、約16万人。生産年齢人口、57.17%で76万人。老年人口は30.8%で41万人とありました。また、平成25年の奈良県の合計特殊出生率は、奈良県は1.31%、全国の合計特殊出生率は1.43%、上牧町の合計特殊出生率は0.99%となっております。

合計特殊出生率の計算は、15歳から49歳の5歳刻みで算出しますので計算が複雑でなかなか最近の資料を探すことができなかつたのですが、最近の上牧町の合計特殊出生率について、町当局が把握している範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今のご質問でございます。先ほど議員の方からおっしゃいました上牧町、平成25年は0.96とおっしゃっていただきましたでしょうか。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 平成25年が0.99%です。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私どもの方がお答えさせていただきます。私どもの方で上牧町の合計特殊出生率を調べさせていただいた部分でございます。これは、奈良県の統計課の出生率につきまして、11月末の報道発表に基づくものでございます。平成25年1.00%、出生率124人、平成26年0.96%、出生数110人、平成27年度0.90%、出生者99名、平成28年0.96%、出生数99名でございます。それと、平成29年になります。1.01%、出生、子ども様の数が101人。これが奈良県の統計課による出生率になります。ただ、平成30年度、これはまだ統計ではないんですが、住民基本台帳に基づきまして算出をさせていただきました。これは若干統計課の数値とは異なる可能性もございます。そこをご了承していただいて、平成30年度1.18%、出生人数が121名。これは平成30年12月31日分までを住民基本台帳と出生と拾い上げて、15歳から19歳の特殊出生率を重ねていったものが1.18%という結果でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。そこで、2番目の上牧町の少子化対策と上牧町の未来についてなんですけれども、上牧町は少子化対策に本当に力を入れてきております。こども支援課も創設し、妊娠、出産、育児について一体的に支援されてきています。また、マリサポ

の婚活活動にも力を入れ、若者の結婚を応援されています。しかし、なかなか上牧町の合計特殊出生率、出生数が上がらないのですが、担当部局として一体何が不足していると思われ
ますか。このままではさらに出生数は減少すると思われ
ます。先ほど述べましたように、衛藤少子化担当大臣が言いますように、抜本的かつ総合的な少子化対策を推進していかなければならないと先ほど述べたとおりでございます。担当部局として本当に一体何が欠けているのでしょうか。つまり、妊娠、出産、育児に関して心理的な心配、妊婦のそういった心配に
対して、また、子育て費用の経済的な負担等さまざまな理由があると思うんですけれども、
どこをどう改善すればいいのでしょうか。いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 担当部局として、総合的な部分じゃなく担当部局としてお答え
させていただきます。議員もご存じのように、この部分については、即効性というのがはっ
きりいうてございません。今おっしゃっていただいている婚活にしてもそうですし、いろい
ろな部分でも即効性というのは多分そんなにかないかなというふうに、ただ、今現在、私ど
ものやっている創生総合戦略と第5次総合計画の中で今現在させていただいている部分につ
いて、検証等々も行っていただいて、どの部分が不足しておるのか、どの部分を改善してい
かなければならないのか、その部分につきましても、いろいろ思案させていただきながら、
どれをどういうふうに取り組んでいくものなのか、これもまたいろいろなことを考え、今後、
いろいろな解釈をとらせていただきたい。ただ、ご存じかと思いますが、いろいろな施策は
させていただいていることは議員もご存じかと思いますが、ただ、それについて、その結果、
すぐに答えが出てこないという部分もあるかなというふうに考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。なかなか即効性がないんですけれども、先ほど新聞
報道を読み上げましたけれども、ここまで子どもの数が減っていく。まさか90万人割れると
は思っていたんですけれども、86万人台とは本当にびっくりしたもので、ということは、再
来年はさらにまた5万人ほど減少して、ついに80万人を切るんじゃないかという本当に危惧
いたしております。

この間、自治連合会で滋賀県の甲賀市に研修で行きました。そのときに、俵本課長補佐が
上牧町の現状についてお話しされたんですけれども、もしよろしければ、どのような今現状
を答えられたかをお話し願いたいと思います。

○議長（服部公英） 政策調整課長補佐。

○政策調整課長補佐（俵本大輔） 自治連合会の研修で上牧町の現状をお話しさせていただきました。それが、社人研の方で人口が2040年度、今、総務省の方でも2040年度問題ということで、人口が半減するであろうということを申しております。さらに、職員数につきましても半減することも予想され、そのことから人口減少によって役場の運営も苦しくなっていくだろうということが示されておりました。その中で、上牧町におきましては、2015年の社人研の報告によりまして、消滅可能性の市町村というぐあいで報道されました。それで、奈良県は消滅可能性市町村が3分の2の市町村が可能性がある。そのため、上牧町におきましても、人口ビジョン総合戦略というものを立てて対策を行っているところだというふうに説明させていただきました。その中で、平成30年3月30日に社人研の新しい推計人口が報告された中で、上牧町におきましては半減、大体今2万2,300人いるんですけれども、2040年には1万2,000人ぐらいの数字になるであろうという報告があって、これからは地域力、役場だけで行政、地域の運営は難しいと思いますので、まちづくり協議会というものも視野に入れながら、地域の力もかりながら行政を運営していかなければならないということを発表いたしました。

以上でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 本当にあのときに上牧町の現状について俵本課長補佐がお話しされて、私も本当にびっくりしたんですけれども、職員もやっぱり上牧町の将来について非常に心配されて頑張っているということがわかりました。職員も私ら議員も住民もそんなんですけれども、この危機を何としてでも乗り越えないとあきません。やはり少子化対策が一番大事なので、先ほどから言うてますように、抜本的かつ総合的な少子化対策を思い切って上牧町としてやっていただきたい。政府、官僚を相手にしていても、これはもう無理だなと。何でも公平、公正とかおっしゃっている。だから、この辺で上牧町からのろしを上げるというんでしょうか、全国から視察に来るようなそういった少子化対策を期待しております。その辺、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員がおっしゃっていただいたように、そういう部分につきましては、やはり財政的な部分もあります。一度その対策を始めさせていただくと、継続させていただかないと途中で切るわけにはいきません。だから、継続のできる部分と、それと財政的な部分、それともう1つ、三拍子、どういう形ですれば来ていただけるのか。そこ

を統括的に考えさせていただいて、いろいろなことやこれから先のことも考えていきたいというふうに考えます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） ありがとうございます。要はやっぱり第一に財政の裏づけだということだと思います。その点については、副町長、どうですか。意見をお願いします。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今、担当の方から財政的な面というところもございましたが、上牧町といたしましては、当然国全体で少子化になっているのは事実でございます。ただ、その中で上牧町定住対策も打っておりますし、また、「産み育てやすいまち」という形の施策もいろいろ打っております。その中で、例えば今議会の中でも図っていただきました病児保育というところもそうですし、また、そのほかでもいろいろな形で「産み育てやすいまち」にするんだという形で施策をとります。そういう形で、先ほどもありましたように、即効性で、例えば上牧町に住んでいただいて、そして子どもが生まれれば補助をするとか、また、お祝い金を出すとかいうところもございます。そういう自治体もございますが、上牧町としてはそういうふうな施策ではなしに、即効性はないにしてもいろいろな施策を講じさせていただいて、産み、そして育てやすい、そういうふうな町を築くためにいろいろな施策を講じていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。即効性はないんですけれども、もうそろそろお尻に火がついていると私はそのように認識しておりますので、財政の張りつけ等できるだけお願いしたいと思います。

この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、2番目の町のマイクロバスについてですが、町のマイクロバス、自治会等の研修に本当に役立っております。マイクロバスの運転手は本当に親切で安全運転に努めていらっしゃいます。今回の質問は、決して運転手のことを言っているのではないということをまず申し上げておきます。

さて、自治会等の研修先は多岐にわたっております。行き先についてはナビに頼っているのが現状であります。しかし、マイクロバスには専用のカーナビがなく、運転士さんの個人のスマホを活用していると、住民から安全上問題があると指摘されました。12月1日からは

ながら運転の厳罰化になり、専用のカーナビの装着を求めるが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員の方からお話しいただいた内容でございます。カーナビにつきましては、今、車社会になっております。全国的にと言ったら変なんですけど、車を購入する際は大概皆様、カーナビをつけていただいておりますというのが現状であるのかなというふうにも考えております。それと、日本全国どこの部分もそうなんですけど、道路状況等々が変わってきます。新しい道路等々の整備もされてカーナビで対応できない部分も発生してきておるのではないのかなというふうに考えておるところでございます。

対策としましては、カーナビにつきましては、対応が必要になってくるのかなと思います。ですから、カーナビに対しましては、低額なカーナビから高額なカーナビまでいろいろなカーナビがございます。例えば音声機能がついている、ついていない等がありますので、そういうふうな部分につきましては検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） ありがとうございます。それでは、この質問は終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 3番目のまちおこしについてであります。第8回おもしろ歴史フェスティバル「歴史を愉しむ！」は、主催が歴史フェスティバル実行委員会、共催が奈良新聞社で、奈良県、奈良県教育委員会、9市10町村、その他多くの団体が後援されております。このイベントの主なもののは県の補助金、奈良県記紀万葉文化資源補助金で採択された事業であり、主催者側の発表によりますと、9月28日土曜日、2,000人、29日日曜日は3,500人の参加者でにぎわったそうです。また、第7回までのおもしろ歴史フェスティバル「歴史を愉しむ！」は、飛鳥歴史公園石舞台で行われましたが、ことし初めて馬見丘陵公園で行われたと聞いています。

そこで、1つ目の質問ですが、こういったイベントが行われたのでしょうか。また、このイベントの開催を上牧町の住民に広報したのかをお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 1つ目のどういうイベントの内容であったかということでございます。先ほど議員の中でも少しお話が出ておりました。これが奈良県が推進する記紀万葉プロジェクトと並行して歴史文化資源を取り入れた地域住民参加型イベントでございます。この分につきましては、中南和地域を盛り上げようというような趣旨で開催されているもので

ございます。内容といたしましては、有識者による講演が行われたほか、記紀万葉の謎解きゲームや後援市町村による物産事業、観光などのPRや販売ブース、また、県内特産食材やB級グルメなどの物産が出展されました。先ほども少し議員の方からありましたように、子どもから大人まで2日間で550人ぐらいが来場されまして、中南和地域の歴史、文化財の魅力を発信し、地域の観光振興活性化の一端を担うことができたイベントであってものかなというふうに感じているところございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 行われた内容についてはよくわかりました。そこで、9月29日、日曜日に行われたイベント、11時からまりこふん氏のトークショーと古墳ツアー、次に、12時から1時、14時から14時45分は市町村PR、エンタメステージといったイベントがありましたが、これについて上牧町はどのようにされたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） この部分につきましては、少し2の方ともかかわってくることもあるんですが、本町といたしましては、本来ならば2日間物産展をブースとして出展してほしいという話でしたが、最終的には社会福祉協議会と本町が取り組みます出会い、結婚、子育て応援事業、上牧マリッジサポーターさんによる結婚支援事業のPR活動を2日間で、1日ずつではございますが両日ここに参加していただいたということになっております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 今の説明で、社協とマリッジサポーターにこの出展を依頼したということですね。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 出展依頼といいますか、先ほども少しありました。奈良新聞社さんの方からお話をいただきまして、この後援名義の依頼がございまして、議員もご存じのように後援名義ということでうちの名義要綱に沿いまして後援名義をさせていただきました。その中で、一応名義をさせていただいたところでPRブースの出展というお話がございまして、その中で、物産並びに観光のPR等々の販売ブースの出展というお話がございまして、その中で協議をさせていただきまして、なかなか本町におきまして物産というなかなかないものの中で、少し社会福祉協議会の方とも調整をさせていただきまして、1日だけではあるんですが、パウンドケーキの販売を行っていただいたというものでございます。ただ、奈良

おもしろ歴史フェスティバルにすると、まだ2日間出展してほしいということもございましたので、こういった形で出展するのがいいのかということを協議させていただきまして、本町としても今現在取り組みを進めております出会い、結婚、子育て応援事業の上牧未来創造マリッジサポーターさんによる結婚応援事業のPR活動を行わせていただいたというところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。この2日間のイベントで、上牧町の職員は参加協力されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 職員としましては参加しておりません。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 主催者は歴史フェスティバル実行委員会と。基本的には奈良新聞社がこの補助金を活用して事務局があるようです。その人にも電話をして確認したのですが、このイベントは、今まで石舞台、つまり飛鳥歴史公園でやっていたのを今年度、初めて馬見丘陵でやったということです。そこで、ちょっと時間的にいろいろな不都合が出て、聞くところによりますと、上牧町の参加がおくれたというのでしょうか、参加に入ってなかったというふうにおっしゃっていました。そのために、上牧町がこのイベントの準備する時間がなかったというふうな説明を聞いております。しかし、こういった大事なイベントですので、上牧町のPRのためにもぜひとも有効活用していただきたいと思います。また、この歴史フェスティバル実行委員会の方の話では、来年も馬見丘陵公園で開催するとおっしゃっていましたので、来年度は広報も含めて上牧町を挙げて頑張っていたいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただいたとおりでございます。本町に話が来たといいますのも、奈良新聞さんが開催地の馬見丘陵公園ということで広陵町の町長さんにこういう事業をするということでお話しに行かれたときに、広陵町の町長さんから北葛城は「すむ・奈良・ほっかつ！」ということで4町で取り組んでいる部分があるので、ぜひ上牧町にも声をかけてあげてほしいというお話を、奈良新聞さんが受けまして、そちらの方からうちの方にお話が来たということもございまして、今、議員がおっしゃっていただいたとおり、時間的なこともございまして広報には掲載はさせていただくことはできなかったん

ですが、折り込みという形で第9回馬見フラワーフェスタというような、奈良馬見丘陵公園が出しておられるパンフレットを広報の中に折り込みという形で掲載をさせていただいたという、ちょっと時間的なことでそういう形の周知しかできなかったということでございますので、今少しお話を聞かせていただきますと、来年も馬見丘陵公園で実施されるというお話でございますので、その時点で啓発等もしながらこういった形の参加ができるのかどうかも含めてお話があった時点で検討していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、8番、康村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時32分

令和元年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和元年12月13日（金）午前10時開会

第1 一般質問について

2番 東 初子

7番 富木 つや子

5番 竹之内 剛

4番 木内 利雄

11番 東 充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
まちづくり創生課長	松 井 直 彦	生 活 環 境 課 長	吉 川 昭 仁
福 祉 課 長	青 山 雅 則	こ ども 支 援 課 長	寺 口 万 佐 代
生 き 活 き 対 策 課 長	林 栄 子	住 民 課 長	岸 田 孝
上 下 水 道 課 長	落 合 和 彦	教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行
社 会 教 育 課 長	森 本 朋 人	政 策 調 整 課 長 補 佐	俵 本 大 輔

職務のため議場に出席した事務局員

議 会 事 務 局 長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇東 初子

○議長（服部公英） それでは、2番、東議員の発言を許します。

東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） おはようございます。2番、公明党、東 初子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。本年3回目の一般質問ですが、ふなれでございますので、よろしくをお願いいたします。

厚生労働省はこのほど、乳幼児の重い胃腸炎を引き起こすロタウイルス感染症の予防ワクチンを定期接種化する方針を決めました。ロタウイルスは乳幼児における下痢症の主要な病

原体です。冬場から春先にかけて流行し、発症すると激しい下痢や嘔吐、発熱などの症状を引き起こし、通常は1週間から2週間で自然に治まりますが、まれに重症化し、死亡する例もあります。感染力が強く、世界中でほとんどの乳幼児が5歳から6歳までに1度はロタウイルスの感染を経験します。定期接種化は2020年10月からで、原則無料になる予定です。同年8月以降に生まれたゼロ歳児が対象となります。

上牧町では現在ロタウイルスワクチンの接種費用を一部助成しており、先進的な取り組みをしていただいていると認識しております。しかしながら、接種費用は2万円から3万円前後と高額であるため、保護者の方からは家計への負担が大きいとの声もお聞きしております。定期接種化で負担が軽減されれば、多くの子どもがワクチンを接種できることになり、社会全体でロタウイルス感染症を防ぐことは自己防衛のみならず社会の公衆衛生も守ることになります。そして、ロタウイルスワクチン接種は子育て支援施策にも合致していると思います。

そこで、質問事項の1番目、ロタウイルス感染症予防ワクチンを定期接種化の費用についてお伺いいたします。

1番、本町の現状について。

2番目に、同年4月から7月までの接種費用助成の本町の考え方についてでございます。

次の質問事項は「おくやみコーナー」について。

身内が亡くなると、遺族は気持ちの整理がつかないまま葬儀、行政手続を行わなければなりません。手続は個々の状況によって異なる上、複雑でもあり、遺族の大きな負担になっています。こうした手続を一括化して手助けする窓口の開設が静かに広まっています。本町でもこうした住民サービスの向上は取り入れてほしいとの声も届いています。

そこで、本町の手続の現状をお伺いします。

1番目、家族が亡くなった場合の本町の手続について。

2番目に、手続の簡素化についてお伺いします。

よろしくお伺いいたします。再質問につきましては質問者席にて行わせていただきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） それでは、ロタウイルス感染症予防ワクチン定期接種化の接種費用についての本町の現状についてお伺いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、1つ目の本町の現状からお答えさせていただきたいと思っています。

本町では、乳児の健康の保持及び増進に資すること並びに保護者の子育てを支援することを目的に、ロタウイルスワクチン予防接種費助成を町負担として平成29年4月から実施させていただいております。これは生後6週から32週までの乳児を対象とし、あくまで現在任意接種。予防接種法に基づくものではなく、希望者が接種するとして実施をさせていただいております。助成額につきましては7,000円を上限といたしまして、交付回数は1人1回としております。

それと、参考になりますが、先ほど東委員がおっしゃいましたロタリックスとロタテックという2種類のワクチンがございます。その部分につきましては、ロタリックスにつきましては2回の投与が必要となっております。1回の接種は1万2,000円を2回の接種で投与していただく。それと、もう1つのロタテック、これにつきましては現状が約8,000円とお聞きしておりますが、この分については3回の投与。その部分によっては若干投与の回数が違うということをお含みいただきたいことと、あと、そこまでの利用の状況についてでございます。平成29年度はゼロ歳児の方が101名で、約51.5%、52名の方に対して助成をさせていただいたりしております。平成30年度におきましては、121名中71名の約58.7%を助成させていただいて、令和元年度につきましては、これはまだ11月末現在でしか統計がとれておりませんが、67人中44名、65.7%の方の接種及び申請がありましたので、多くの方が利用して接種していただいているのが今の現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。2種類のワクチンがあって、2回とか3回。3回の方はこれ、8,000円を3回ということになるのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その2種類の処方がございますが、先ほど申しました8,000円のロタテックというふうな部分でございますが、これはメーカー部分によって3回となっております。それと、先ほど言いましたロタリックスの場合はちょっと高額になりますが、これは2回でおおよそ2万4,000円の形になるのかなというふうになっております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。やはり高額で、7,000円の上限の補助では3回とか2回とかということになってきますと、先ほど申しましたように2万円から3万円というのはやっぱり額が大きかったなというふうに思います。今回、2020年10月から原則無料になるということはすばらしい子育て支援になるんじゃないかなというふうに思っております。

今年度が現在で67名が生まれていて、44名がロタウイルスのワクチンを接種しているというので、これは割合的には平均的なんですか。それともちょっと多めというふうに考えるんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今年度に際しましては、先ほど申させていただきましたように、全体的に見ますと65.7%の方が受けておられます。ただ、先ほども言いましたように、若干多くなってきている、年々多くなってきている。というのは、29年度の状況では51.5%でした。それと30年度の状況では58.7%、それと今お答えさせていただいたように11月末現在では65.7%。やっぱり年々増加の傾向が見えるかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 本町の現状で一応上限7,000円という補助を受けて接種をさせていただいているということなんですが、それはわかりましたので2番目に行かせていただきますね。

同年4月から7月までの接種費用助成ということで本町の考え方をお伺いしたいんです。同年というのは、2020年の10月から原則無料になりますが、その手前の同学年になる4月から7月生まれの接種費用の助成についてのお考えをお聞かせください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2番目の同年4月から7月生まれの接種、どうしても施行が2020年10月からになりますから、その部分のことをお尋ねと思います。ロタウイルスワクチンは安全性の観点から初回の標準接種期間が生後2カ月から生後14週の6日まで。これが国が望んでおる形でございます。この部分につきましても、どうしても施行日で任意接種から定期接種に変わる。これもロタウイルスも今、現状はお話させていただいているんですけど、そのほかの任意から定期に変わった、無料の区分になった部分についても現状、今までどおりに私どもの方では厚労省と準則といいますか、それに準じて行わせていただいております。結局この部分、ロタウイルスにつきましてもその分を推奨させていただいて、申しわけございませんが、4月から7月生まれの方については今まで現状のとおり、一部助成の7,000円で行わせていただいて、10月の部分からについては現状無料と。そこまでの部分は申しわけございませんが、今までのとおり一部の、現行7,000円の助成額ということで進めさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 今のご意見は聞かせていただきましたが、やっぱり同学年の4月から7

月までの子と、また10月以降の子で格差が生まれるというのは公平性に欠けるのではないかと
いうふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいているように、その年度、2020年度生
まれの4月の方と当然その期間で格差は生まれる。それは私どもも重々その辺の部分が。そ
したら、議員さんがおっしゃりましたどの部分に前倒ししていくのかという。だから、この
部分もまた4月からということになれば、ほな3月の子は大丈夫なのか、そしたら2月の子
はまだこのままなのかというふうな。どの辺で区切りをつけなければならないというのはや
っぱり重要だと思いますので、どうしてもその部分であれば、国が定めていただいているよ
うにこの部分を遵守することによって、不公平になるかとは思いますが、その辺を遂行させ
ていただく。そうでないと4月から7月はいけるのか。そしたら、先ほど申しました3月か
らはどうなのか。それでもやっぱり7,000円になってしまいます。その辺はやっぱり一定のラ
インを引かせていただくことで、こういうふうにさせていただきたい。

以上でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） おっしゃっていることはわかりました。このロタウイルスというのは本
当に大変な症状でして、私も実は数年前にロタウイルスにかかりまして、もう本当に大変な
思いをしたんです。すごい症状で、もうすごくしんどいんですね。ですので、これが子ども
たちにそういう思いをさせるというのはやっぱり本当に大変だなという、胸が痛くなります。
そういう意味でこういう施行をされるというのは本当にありがたい。このことによって今の
65%程度の人たちがやはり100%に近く、無料であればできるんじゃないかなというふうに思
っておりますので、できれば私の思いとしては町独自の判断をいただいて、現在で67名です
ので、4月から7月までの何カ月間じゃ人数はそんなにたくさんおられないと思いますので、
できればお願いしたいというのが私の思いでございます。そういう思いで質問を終わらせて
いただきます。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） それでは、2番目の「おくやみコーナー」について伺います。

先ほど申しましたように、身内が亡くなると、遺族は気持ちの整理がつかないまま葬儀、
行政手続を行わなければなりません。家族を亡くした後の手続は大変という声がありますの
で、現在の手続の現状をお伺いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2つ目の「おくやみコーナー」についてでございます。それと、家族が亡くなった場合の本町の手続ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、家族が亡くなられた場合、本町の手続はまず死亡届、これが当然、事実を知った日から7日以内に役所に届けていただく。それと、そこでは役所の死体火葬許可等を発行させていただく。多分、東議員がおっしゃっているのはこの次の手続が大変だと。まず、届け出にいられた方に対してご存じの「くらしの手続きチェックリスト」の「おくやみ」というこちらのこういうチェックリストを配付させていただいております。それに伴って後日、ご家族の方が手続にいられるかと思いますが、そのチェックリストの中にはいろいろ区分させていただきまして、住民課、保険年金課、こども支援課、福祉課、税務課等々あって、その各課別に手続内容を記載させていただいております。それについて、それには何が必要なのかという部分を記載したものを現在お渡しさせていただいております。当町の現在の手続については、家族の方々にそういう「おくやみ」、どのような手続が必要なのかを「くらしの手続きチェックリスト」「おくやみ」とお渡しさせて、この冊子においてお亡くなりになられた方のご遺族が先ほどのようにどのような手続を行っていくかということを確認していただいて、ご本人様で進めていっていただくというふうな形をとらせていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。チェックリストをいただいて、それをもとに手続に回るということでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員おっしゃっていただいているように、こちらの中身を一旦見ていただいたらよくわかるんですが、まず、1の住民課であればどういう手続をしていく、その横には手続を行う日程、それと必要な物、これを確認して。当然ご遺族の方はこれの全部に該当する方もおられる可能性もありますが、その中で自分の家族のものではどういふものが必要なのかというのは、多分いろいろパターンが違うと思いますので、それを見ていただいて、ご本人様の方で窓口に行ってくださいというシステムになっております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 身内を亡くすというのは、やっぱりなかなか人生のうちでそんなに数多いものではないというふうに考えますが、チェックリストを私も先に見させていただきまし

たが、そのふなれな状況でそれをもとに自分で必要な書類を用意しながら次々回っていくというのも大変だということを知っています。行った先、行った先で名前と判ことみたいな感じも多く、次にどこに行けばいいのかということもなかなかわからず、要領が得なくてあっちに行って、こっちに行ってというような感じですが、時間もかかるということを知っていますが、上牧町もやっぱりそれが現状なんではないでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） おっしゃいますように、ご家族の方が亡くなって、これは何回も何回も来るものでもありませんので、多分何回か少数だと思うんですが、ただ今おっしゃっていただいたように、実情では現状はそういう形をとっていただく。だから住民課の窓口に行って、おっしゃっていただいたように住所を書いていただく。お子さんがかわりに来ていただいて、また住所と名前を書いていただく。その辺の手続は煩雑になりますが、今の現状ではそういうふうな形をとらせていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。多分それに、やはり半日なり1日なりかかるんじゃないかなというふうに思います。

もうご存じのこととは思いますが、奈良市の状況ですね。奈良市の方では「おくやみコーナー」を開設してワンストップでいけるということで、二度手間にならないようにサポートしながらということではされているんですが、それにはやはりシステムの構築などで費用もかかります。これは市の場合ですのであれですが、そういうような何か方法というのはございませんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、東議員おっしゃっていただいているように、私も奈良市の部分でちょっと調べさせていただきました。本年11月1日より「おくやみコーナー」というのを設置され、端末のタッチパネルですかね、それを質問項目に答え、住所、氏名等を記入されていくと、その方の申請書とか必要な手続と持ち物一覧、それと一番おっしゃっていただいているように、一括で用紙が作成されるということを知っています。

それを当町で取り入れられるかという部分もあるんですが、コスト的な部分がまず1点書かれております。これが初期導入費で600万かかるということを書かせていただいたのと、それとここはちょっと失礼な話なんですけど、死亡される方が奈良市では1カ月に約250名程度。これは1年に換算して約3,000人ぐらいになるのかな。上牧町では1年間に約300人程度。人

口規模も違いますので、その辺で600万導入して云々の話は、基本的なことはちょっとおきまして、これは今後、その部分に対していろんなことを検討していかなければなりません。ただ、今後は当町といたしましては、ご遺族の方のご苦勞を少しでもお助けできるような形で、いろんな関係各課に回っていただきますので関係各課で協議を図り、そしたら先ほどの部分でどういうふうな部分にしたら簡素化、要するにご遺族の方が何度も何度も同じようなことを繰り返さずに済むようなことを当上牧町の現状と合わせて、それを考えていって、若干になるかもしれませんが、そういう簡素化の方に向かうような形を、町独自のものを一応考えていきたいというのが今の現状で考えてございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） そのように考えていただいてありがたいと思います。例ですが、費用をかけずにとということであれば、別府市のコーナーではお客様シートに死亡者の氏名や生年月日を書き込み、職員がデータを入力すると必要な手続が導き出されて、関係書類が一括して作成されるということがございます。遺族はどの課でどんな手続をするのかを記した一覧表をもとに説明を受け、窓口へ行って、死亡者の情報を伝えられた各窓口の方では事前に準備されていて、窓口では「お待ちしていました」と迎えていただくというそういう優しい心遣いがあるということで、体の不自由な方が来られた場合は反対に職員の方がコーナーに出向いていくというような真心のそういう手続を、やっぱり心を痛めてはるその方に寄り添うという思いでされておられるという例もございます。

やっぱり本町の財政的なこともございますので、ソフトをあれすとかそういうことは難しいかもしれませんが、やはり町として、町長もおっしゃられておりますように、人に優しいまちづくりということで、本当にそういう方に心を痛めておられる方に寄り添う形の、そういう「おくやみコーナー」という形で寄り添っていただければスムーズにいきますし、漏れもないのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、東議員のおっしゃいましたいろんなパターンがあります。先ほどはタッチパネルは奈良市の方、初期導入費が云々とお答えさせてもらって、今度はそしたら今、別府市の方はこういう形でもいろいろやっている。それも踏まえまして今後、要するにどういう形が費用を最小限に抑えて、遺族の方が簡素化できる。その旨を模索しながら、それが町として住民の方が一番喜んでいただけるような形をとらせていただく方向でいろいろ考えさせていただいて、その方向で少しでも実行させていただきたいというふうには

考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。本当に住民の皆さんのために一日も早く上牧町独自のすばらしい「おくやみコーナー」が開設していただきますようによろしく願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇富 木 つや子

○議長（服部公英） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。7番、公明党、富木つや子でございます。ただいま議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして大きく3項目について質問してまいります。

まず、大きな1項目めはSDGsの取り組みについてでございます。最近あちらこちらでSDGsという言葉聞くようになり、オリンピックのバッジと一緒にこの虹色のドーナツ型のバッジを胸につけている方を随分お見かけするようになりました。私も今つけておりますが、このバッジです。SDGsとはサステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、持続可能な開発目標という意味で、2015年9月の国連総会において採択され、世界全体として目指していこうという目標です。誰も置き去りにしないという理念のもと、貧困問題をはじめ、

気候変動や生物多様性、エネルギーなど持続可能な社会をつくるため、全世界で取り組むべき課題と17項目の目標に分け、さらにそれを169の具体的な項目や指標があります。これは後進国や先進国を問わず、同じ方向で全世界が取り組んでいくべき目標ということで今、注目をされております。

日本でも2016年3月、政府内にSDGsの推進本部が設置をされており、自治体に対しても積極的にSDGsの取り組みを後押ししています。地方創生の観点ではSDGsは地方創生の強力な推進力になる。平成30年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版において、地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みの推進が示され、自治体行政においても医療や福祉や教育、ごみ、インフラ、まちづくり等日常の業務においてSDGsの理念を適用していけるものです。全国でも先駆的に取り組む自治体もあり、県内でもSDGsの先進的な取り組みを行う自治体として2町がSDGs未来都市に選定されております。したがって本町においてもSDGsの視点を取り入れ、乗りおくれることなく、日々の行政運営を通して意識を持っていただきたいというふうに感じております。

そこでお尋ねいたします。大きな1項目め、SDGsの取り組みについて。

①SDGsの基本理念や内容に対する本町の認識と今後の取り組みについて。

②SDGsの視点を踏まえた第5次上牧町総合計画や総合戦略に対する反映について。

③2020年から使用される新学習指導要領にSDGsの理念が反映されていることから児童、生徒の学習機会の確保など学校教育でのSDGsに対する取り組みについて。

④職員、町内業者、町民が認識を共有するための周知の必要について。

大きな2項目め、子育て支援として本町独自の子育て支援について。

10月から始まった幼児教育・保育の無償化は3歳～5歳児全てとゼロ歳～2歳、住民非課税世帯が対象で、全国で約300万人が恩恵を受ける見通しです。この無償化は子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを行う支援です。少子化対策が若い世代の定住対策にもつながるよう、子育てと教育のまちとして、今回の国の制度にあわせて本町独自の支援策の考えをお尋ねいたします。

①課税世帯のゼロ歳～2歳児に対する無償化の実施について。

②学童保育の運営体制と保育時間の延長について。

大きな3項目め。まちづくりとして町民と協働型のまちづくりについて。

常任委員会合同の研修で、総務委員会は11月6日、愛知県半田市へ市民と協働型のまちづ

くり「マイレポはんだ」の運用について行政視察をしてまいりました。この事業は市民がスマートフォン、パソコンを利用して道路の陥没など問題箇所を撮影、場所の状況をサイトに発信することでインターネット上で地図の場所が表示され、町の担当者が投稿を見て対応するものです。期待される効果としては、みんなが対応状況を確認でき、行政対応透明化を高めることができるなどが挙げられています。身近な地域の課題、問題を町民のニーズに素早く対応し、住みよいまちづくり、住民満足度の向上に向けて本町でも検討されてはどうか。見解をお伺いいたします。

以上が質問の内容です。再質問は質問者席で行ってまいります。明快なるご答弁よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、1番目の大きな1項目めですね。①SDGsの基本理念や内容に対する本町の認識と今後の取り組みについてお伺いをしていきたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） それでは、1つ目についてご回答をさせていただきたいと思えます。先ほど委員の質問の中でも少しSDGsについての説明等がございましたが、再度うちの方でも説明の方をさせていただきたいと思えます。

SDGsにつきましては、2001年に作成されましたミレニアム開発目標、MDGsの後継として2015年9月の国連で採択されてございます。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年度までに国連加盟国193カ国が国際的に取り組む世界共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲット、232の指標が掲げられております。SDGsは各国の国内事情に沿って実施され、日本国内では2016年の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長として、全ての国務大臣をメンバーとするSDGs推進本部が設置されたところでございます。また、2016年12月におきましては、国内の実施方針が示されました。本年2019年には政府が発表いたしましたSDGsアクションプラン2019では日本は豊かで活力ある誰1人取り残さない社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた人間の安全保障の理念に基づき、世界の国づくりと人づくりに貢献することとし、3本柱を中核とする日本のSDGsが示されたところでございます。

本町の認識に入る前に、昨年、全国の自治体に対するアンケートというのが国の方で実施されましたので、それについて少しアンケートの報告をさせていただきたいと思えます。全

国の自治体1,788団体にアンケートを実施されました。そのうち57%の自治体が回答されたということでございます。その中で「SDGsについてどの程度ご存じですか」という質問がございました。一番多かったというのは「持続可能な開発を目指す上で経済、社会、環境の統合が重要であることを知っている」が39%、「17のゴール、169のターゲットから構成されていることを知っている」が28%、「SDGsという言葉は聞いたことがある」かもしくは「ロゴは見たことがある」が20%、「2030年までに達成すべきゴールであるということを知っている」というのが7%、「存在を知らない」というのが5%というようなアンケートの結果でございます。

少しアンケートの結果を説明させていただきましたが、これを踏まえまして上牧町といたしましても、なかなか本町におきましても、職員の中では中によりますと「名前しか知らない」というような職員もおるといふふうにも認識しておりますので、まだまだ認識が不足しているところの現状でございます。今後の取り組みといたしましては、まず職員がSDGsの内容をきちんと理解を深めることが大事であると考えておりますので、今後、理解を深めるための取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。今、理事からもありましたとおり、先ほどの自治体向けのアンケートでも20%が聞いたことがあるけれども、よくわからないということが出ておりました。SDGsという言葉は、職員さんの中には言葉は聞いたことがあるけれども中身がよくわからないという方が多くいらっしゃると思います。私もまだまだ勉強中ございまして、先ほど理事からありましたように、もう先に今後の取り組みについてもおっしゃっていただきました。行政としてもまずはSDGsの内容、ちょっと言葉で言いにくいというものなんです、その内容をきちっと理解をしていただくことが大変重要かと私も思っています。自治体行政においてのまちづくり等の政策や日常の業務の中でやはりSDGsの17項目の目標、どれかしらに合致しているということは確かでございますので、しっかりと意識するということが大事ではないかなと思っておりますので、これをちょっと紹介いたしますけれども、自治体向けには「私たちのまちにとってのSDGs導入のためのガイドライン」、このようなことが改訂版もありますし、また、自治体向けのプログラムを使って研修を行っているという市町村もございますので、職員さんも広くこのようなことをしっかりと触れていただいて、学習していただいて、私も同様ですけれども、認識をしっかりと持ていただきたいと思っておりますので、今、認識をしっかりとしていきたいということでしたけれども、

具体的に今後どのような取り組みをと考えておられることがあれば、具体的にどうしていく取り組みをした方がいいというようなことがあればお願いできますか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 少し2番目の方の回答と重なる部分があるんですが、2番目の総合戦略、総合計画の反映ということであるんですが、国におきましては第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けまして閣議決定されまして、まち・ひと・しごと創生基本方針というのが示されております。その中でも時代の流れを力にするという視点からSDGsを原動力とした地方創生を重点施策ということで位置づけられてもおりますので、こういった取り組みをするに当たりましても職員の認識というんですか、理解を深めていくことが大事であるというふうに思っております。

先ほど少し議員の方からもございましたように、ほかの地方公共団体の研修の事例を見ますと、あとカードを使った研修等も実施されているというようなこともネット上にも載っておりますので、そういう先進地の事例も少し活用しながら、本町としてもこういった形の職員に対する理解を深めていくことについてを少し研究しながら、2年後には総合計画を後期の分を改訂することを考えておりますので、そこまでにはそういった形の研修もしながら、そこに反映できるような形の研修も進めていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。今おっしゃっていただいたように、このSDGsについての認識をしっかりとしていかなければ、次の2項目めの質問になりますけれども、これを進めていくことができないので、しっかりお取り組み、どんな方法が一番いいのか、やりやすい方法というか、理解しやすい方法をしっかり選んでいただけていただきたいと思えます。

では、次、②をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 先ほど②に関する答えを少し回答してしまいましたが、何度も重複する回答で申しわけないんですが、一応国の方でもそういった形でSDGsを原動力として地方創生を重点施策として位置づけるというふうになっておりますので、研修を、理解を深めさせていただきまして、2年後に予定しております総合計画、総合戦略を同時に少し、これについても見直しをさせていただく予定をしておりますので、十分そういった中に反映できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、2年後の見直しについて間に合うようにしっかりと取り組んでいくということでございました。これは先ほどからも言いましたように、総合戦略とそれから総合計画の中にSDGsの基本理念とほぼ合致しているところの部分があるので、しっかりと取り入れていただいて、次の世代への幸せ、また幸せで持続可能な社会をつなげていくことを目指しているものでございますので、自治体の取り組みの役割というのは大変大きな、重要な点になってくると思います。世界中、日本中でこれから取り組みが加速されますので、上牧町も乗りおけないように、この乗車をしっかりとさせていただいて取り組んでいただきたいと思います。わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次をお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そしたら、3項目めの新学習指導要領にSDGsの理念の反映ということでご説明させていただきます。

新学習指導要領では、持続可能な開発のための教育、つまり、子どもたちに持続可能な社会や世界のつくり手となるために必要な資質、能力の育成を求めるということになっております。教育委員会といたしましては、新学習指導要領にスムーズに移行できるように、公示時点から管内小・中学校の先生において内容の周知徹底を行ってまいりました。また、県の研修会や説明会にも教職員を必ず参加させ、全ての教職員が新学習指導要領に盛り込まれたSDGsに関する教育を理解し、児童、生徒に持続可能な開発目標を踏まえた学習指導を行っているところであります。

教育においてSDGsに対する取り組みについては、目標のうち「質の高い教育をみんなに」を念頭に置いて、アクティブラーニングによる主体的で深い学びを意識した対話的な授業を行っております。さらにICT機器などの整備を進めて、SDGs関連の教育が広げられるよう、教育環境の整備に努めております。未来を意識しつつ、今を生きている子どもたちの幸せを願ひ、さまざまな施策を進めているところであります。とりわけ本町が力を入れて推進しているまきっ子塾やペガサス教室、台湾との国際交流はSDGs教育の観点に結びついているものだと考えております。また、SDGsの誰1人取り残さないという考え方は本町の教育が古くから大切にしてきた人権教育につながるものであり、人権教育をベースに持続可能な開発目標を目指す子どもたちを育てることだと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 先ほどもありましたように、このSDGsについての認識、また意識を求めた形で、しっかりと理解をしていくという中で、このようなことをしっかりと理解していくというのは大変難しいなと私も勉強しながらちょっと思っているところです。その中で教育2点についてお聞きをいたしました、部長もありましたように、この中で、教育関係においても言葉自体、やはりまだまだ知らないという現状ではないかなと思います。その中でお答えいただいております。

そして、その中で目標4として、この教育については「質の高い教育をみんなに」、全ての人に公正で質の高い教育を確保して、生涯学習の機会を促進するということになっております。このことの中で今、上牧町においてはペガサスとか国際交流であるとかまきっ子塾であるとか、そういうようなことをしっかりとみんなに平等に、そして今後の未来、将来、自身、子どもたちのための教育がしっかりとなされているということでもございましたが、中でもやはり今、ICT、またアクティブラーニングに向けて、また今後の中学生、今、台湾との国際交流は中学生の外国語に対する興味や意欲などを持って、他国の中学生と交流をして国際感覚が、その人の人材の育成、豊かな人生になるというよい機会ではないかなとこのように私も先日、交流会に行かせていただいたときにそのように感じました。

また近隣では、先ほども言いましたように、SDGs未来都市に三郷町、広陵町が選定をされておりまして、まちのさまざまな角度からSDGsの打ち出しをすることによって子ども自身も17項目の中から自分たちが何ができるのかということもしっかり考えが持てるように、また、そのことが世界の平和と社会づくりのために役に立つんだよということ意識をつけてもらいたいし、そのためにはこれから学習の機会が大変に大事ではないかなと思いますので、そこで、今の取り組み等の中で今後についての取り組みについて、教育長にお願いをしたいと思っております。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 先ほどから出ております、ここ数年よく耳にしますこのSDGsということについてでございます。重複する部分が多々あるかとは思いますが、ちょっと辛抱して聞いていただけたらと思います。

17のこの項目の中にはもちろん今、先ほどから出てきておりますこの教育の分野もでございます。学校現場においては、これまで本町におきましても、さまざまな角度からこれに類似した取り組みを少しずつではありますが展開をしております。一例を申し上げますと、私はよくこの話をさせていただくのですが、本町の学校教育の基本方針は日本国憲法、教育

基本法、学校教育法を踏まえ、「人間尊重の精神を養い、心身ともにたくましく、豊かな人間性で正々堂々と生きる児童、生徒を育成する」というのがこれは大前提でございます。そして、そんな中、今よく言われておるのがこれからの学力は一般的に2つあると言われております。1つは受験の学力、偏差値的なもの。それからもう1つは、その子の学力だということも言われておる。ということは、前に9月の定例議会で遠山議員さんのご質問の中でも私は答弁をさせていただいたことを記録にしております。その子の学力とは、その子が得意で、大好きでこだわっていて、夢中になっていて、また、それはスポーツでもまた音楽でも芸術でも何でもいいと思うんです。その子が持っている学力とその受験の学力というのは結構結びついている物ではないかなというふうには考えております。その2つの学力を総合的に今、考えていかなければならないのは人間力だと思います。

人間力には、例えば友達と仲よくすること、先輩、後輩とうまくつき合うこと、また物事を成し遂げるときの達成感や喜び、そういうものがその中にも含まれておるものかなとそのように思っております。先ほどから出ております、すなわち上牧町が連綿と築き上げてまいりました人権教育を基軸とした人間形成づくりをこれからさらに深めることが大切かなと考えております。ICT時代を迎えるからこそ、そういう時代を迎えるからこそ、あえてその一方で基礎、基本となる、今よく学力調査の中でも言われております読解力、また書く力、しっかり読む力、またしっかり聞く力、話す力、そういう部分を4項目、5項目をしっかり身につけることこそがこのSDGsの根底に潜んでいるものかなとも考えております。

本町では、今お聞きいただいておりますSDGsとは目に見える形での直結には至ってはいないものの、今、私が答弁をさせていただきました中身をこれからも大切にしながら、このSDGs教育につなげていくことができたかと、そのように考えております。

ひとつよろしく願い申し上げます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 教育長、ありがとうございました。今、教育長の方からありました。

また学習指導要領が改訂になりますけれども、やはりSDGsの理念をしっかり盛り込んでいただいて、そして各学年に応じて子どもたちに考えることを教えて、その中でそうすることによって教職員の方にも浸透していくのではないかなと思いますので、その点またよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） では、4番目の方に行きたいと思います。ご答弁よろしく願いいた

します。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 質問4つ目の職員、町内業者、町民が認識を共有するための周知の必要性についてということについての回答をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃっていただくとおり、行政だけでできるものでもございませんので、行政、住民一人一人が同じ認識を持って取り組んでいくというのが大変必要だというふうにも思っているところでございます。少し先ほどの答弁とも重なりますが、まず最初に職員がSDGsについて理解することが大事である、あるいはまた、理解を深める取り組みを進めていくと同時に、町民等への周知につきましても研究をしていきたいと思っているところでございます。

先般、奈良県内の教育支援団体が子どもたちが持続可能な社会づくりの担い手として、思いやりの心や豊かな人間性、社会性を育むこと目的としたスタンプラリーを通してSDGsを学ぶイベントの開催の記事が少し新聞の方にも掲載もされておりました。先ほど少し答弁もさせていただきましたように、民間が開発されましたカードゲームを使った研修等、各地方公共団体におきましては利用もされているところでございますので、今後、先進事例等も研究しながらどのような形の周知ができるのかというのも十分研究をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。このテーマは大きなテーマで自治体とかまた個人だけでは取り組みができませんので、大切なことは誰もがSDGsの意識を持って、私たち一人一人が少しでも目標に向けて、そして自分たちの身近な事柄に置きかえていくことで、幾つものテーマがあると思いますので、多くあると思います。皆さんにわかりやすい工夫をしていただいて、周知をしていただきたいと思いますので、このことを添えてこの質問は終わります。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、大きな2項目めですけれども、子育て支援と本町独自の子育て支援の施策についてでございます。

①課税世帯のゼロ歳～2歳児に対して無償化の実施でございます。これは10月から幼保無償化はなりまして、少子化対策、子育て支援の支援を大幅に拡充された大改革です。未来の宝である子どもたちを社会全体で育てていくという大きな第一歩になったのではないかと思います。

います。無償化の概要は3歳～5歳の全世帯、それからゼロ歳～2歳児の住民非課税世帯となっております。子育てしやすい環境づくりはこの子どもたちの教育支援に大変有効でありますので、これは未来の投資でもあるかと思えます。

そこで、今回、国の制度で対象とならなかった住民非課税世帯のゼロ歳～2歳児についてもこの機会に本町独自のこの無償化について取り組んでいただきたいというのが深い、強い思いでございまして、まず初めにその点についての、本町のゼロ歳～2歳児の今の状況を教えていただきたいと思えます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、無償化の部分についてご説明いただきましてありがとうございます。まず、1番目の非課税世帯のゼロ歳～2歳児の無料の現状からということでお答えさせていただきたいと思えます。

まず、当町のゼロ歳～2歳児の現状でございます。令和元年10月、これ、無償化のときですから10月1日現在、住民基本台帳で登録のあるゼロ歳～2歳の児童数は332名の児童がおいでになります。内訳ですが、ゼロ歳児が104名、1歳児が108名、2歳児が120名となっております。そのうちゼロ歳～2歳、3号認定児童の保育所の方に伺って、預らせていただいている児童数は161名になります。内訳になりますが、ゼロ歳児34名、1歳児62名、2歳児65名になります。合計児童数は、332名より3号認定児童数を引きますと171名の児童がご自宅でご家族の方が保育しておられる計算となります。

また、3号認定としてゼロ歳～2歳児のお預かりしている児童161名のうち27名が非課税世帯となり、半額などは36世帯となります。これはゼロ、2歳の多子軽減等々のいろんな部分でございます。161名より非課税世帯27世帯を引きますと134世帯。134の世帯、児童の保護者の方々から徴収させていただいているのが現在でございます。

また、ただ、以前から当町では子育て世代の負担軽減策といたしまして、ゼロ歳～2歳児の児童世帯に対しましても国の公定価格で定められた業者負担額より負担軽減を図るために町基準を定めさせていただきまして、保育料の軽減策を行っております。3歳～5歳児の無償化以後も軽減策を継続しております。その額にいたしまして約900万程度負担し、子育ての世代に支援を行わせていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、上牧町のゼロ歳～2歳児の現状に対する説明をしていただきました。ちょっと整理しますと、10月1日現在でゼロ歳～2歳の児童数が合計で332名ということ

で、内訳はゼロ歳104名、1歳児108名、2歳児が120名になるということで、そのうちゼロ歳～2歳児の3号認定、保育所に通っている児童が161名ということでした。ちょっと内訳は飛ばしますけれども、この中で332名が全体で、161名の保育所に通っている児童を引きますと、171名が自宅で子育てをしている家庭であるということですね。

それで、元に戻ってその中で3号、保育所に通っている児童161名のうち非課税世帯が27名、それから半額、ひとり親とか半額の世帯が36世帯ということでした。

今いろいろと言っていましたけれども、3号の保育所に通っている子どもたち161名の中で非課税世帯27を引いたら134ですね。134世帯から今、保育料を徴収しているという現状だと思いますが、その理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員がおっしゃっていただいたとおり、数字を引かせていただくと134名になりますので、その方々の世帯に属する保護者の方々から現在は保育料を徴収させていただいている形で結構でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回の無償化については、若い世代の保育、教育負担の軽減に対する高いニーズがあったということで、それを反映されたものと思います。今回は国では3歳～5歳は全て無償になっていて、同じ子どものいるゼロ歳～2歳児の課税世帯には有償のままとなっているんですけれども、この部分ですね。上牧町としてはどのように捉えられているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 次に、その134名の方が先ほど保育料をいただいているとご説明させていただきました。これを一応私ども、もしも無償になったときにどれだけの財源が要るのか。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 部長、その前に、こういう現状ですね。今回、ゼロ歳～2歳が非課税世帯だけが無償になっているという現状を、今回のことをどのように捉えられているのかなと思いましたので、そのことを、思っておられることをお願いできますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員おっしゃっていたゼロ歳～2歳が無償になっている世帯の現状ということでしょうか。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ちょっと言い方がまずかったですかね。3歳～5歳、今回の改正になって無償になりました。3歳～5歳が全世帯、それからゼロ歳～2歳は非課税世帯になっています。その方たち、子どもたちは無償になっているんですけど、課税世帯。ゼロ歳～2歳は課税世帯ですよ。そのままずっと有償になるわけですね。だから、その点についてはどう思われているのかなと思ひまして。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） この制度自身、まず3歳～5歳が無償になったということ、ゼロ歳～2歳児というのがもともとはなぜならないのかというのが出てくるかと思ひます。要するに保育所に預けていただく前提といたしまして、保育ができない方ということで私どもは、ご家庭で保育ができないという方に対して保育所ないし3号認定としてお預かりさせていただいております。当然、言っているように、そうしたら、どうしても、私ごとで申しわけないんですが、本当はその部分でなっていない。だから保育を必要、要するに看護ができる方に対しても、またこれは保育所では預かりができないのが現在の規定でございます。そして、その辺についてもやはりそういう方がおられるのであれば、どうしてもその辺の3歳～5歳になってくるのが適当という言い方は失礼ですが、それが今の実情ではないかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 私は、3歳～5歳は全世帯ですけどゼロ歳～2歳の課税世帯は有償だと。そのことについては、やっぱり課税世帯であるということよりは、働いていらっしゃる方は保育所に預けられる。だけど、やはり、そのことによって、変わったことによって、仕事に行きたくても行かれなかったから、今回はそれで行こうかなという方も幾らかは出てくるかと思ひます。その方についてはやはり課税世帯ですから預けても有償になるというような、私はちょっと不公平感というか、公平感がないのではないかなと思ったりもしているんですね。今後、動向的にはどうなるかというのもありますので、しかしながら、そういう実情の中で、上牧町においてはさっきちょっと部長が言いかけていただいております。私はその部分がゼロ歳～2歳児の134名が無償になると保育料というのはどれだけかかるのかなというのをここでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今のご質問で、私どももどのぐらいの財政的な部分が要るのか、

どのぐらいの負担が必要なのかということでざっくり計算させていただくと、約134名分の保育料、今現在されている方の保育料は3,650万円ぐらいの部分が、現在行かれている161名で行かれて、無償以外の非課税世帯以外の134名に対しては3,650万、このぐらいの金額が必要になってくるというふうに試算しております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） かなりやはり、これ、ゼロ歳～2歳といますから、ゼロ歳なんかは特に高いので、3,650万円で約134名だとすると1人当たりが大体約27万円ぐらいですかね。そのような計算になるかと、ざっとちょっと計算してそのような形かなと思います。財政的には独自でとなりますと大変厳しいかなということもございますけれども、今回の無償化にある利用者の負担の変化については、9割以上の人たちが大変に助かっているということで、評価をするということで回答が出ております。いろいろと実態調査、これは私たちが11月、12月で実態調査をさせていただいて、公立の幼稚園、保育所にも行かせていただいて聞いてまいりました。中間報告ということで9割が評価をするということで、あと、事業所からはやはり事務負担がふえたということと、保育士さんの確保をしていただきたいというようなことが大変に希望が高かったというのが現実でございます。

今後、難しい面もあるかと思いますが、何らかの形でこのゼロ歳～2歳児への本町の独自の子育て支援、ご検討いただければと思いますが、その辺。町長にお聞きした方がいいのかな。町長、お願いできますでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長の方から必要財源3,650万程度というお話をさせていただきました。ちょっとほかにもいろんな話をさせていただきますが、先ほどSDGsの話もございました。持続可能な目標と、こういう開発または施策というふうになってまいりますと、これをやるということになりますと、相当な財源がかかるわけでございます。あわせて、例えば上牧町がこれを取り組むということになりますと、先ほど言いました人数でございますが、それだけにとどまるのか、我々としては心配もある。思い切ってやりますということになりましたら、とてもやないけどそんな人数、金額で恐らくとどまらないのではないのかなというふうにも私としては考えておりますので、これについては財政的には大きな危険を伴うというふうにも考えておりますので、やるという決断は今の段階では我々としてはできないというふうにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

あわせて、我々としたら、先ほどおっしゃっているように不公平であるということには、

これは誰しもその感覚は持つておられるというふうに思いますので、我々としては不公平だと、全ての子どもを無償化にしろと、こういう要望を国に対してしっかり働きかける必要があるのではないのかなというふうに私としては考えております。当然、今ご質問いただいている富木議員もそういうことは十分おわかりでございますし、子育て支援については特に公明党さんは力を注いでおられますので、ぜひ地方議員、国会議員も含めてそういう盛り上げをぜひお願いをしたいと、逆に私の方からそういう運動を展開していただきたいというお願いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 町長、ありがとうございます。当然、町長としたらやっぱりこの不公平感ということも考えておられますし、十分にそういうことはわかっておられて今進められていると思います。今おっしゃいましたように私たちも、もう今、町長が先に言っていただきましたけれども、国の方に対しての要望をしっかりと、やはり今後も、このことも含めて、これまでもやってきましたし、ロタウイルスも今回恒久的になりました。町長に逆に頼まれましたけれども、そういうことも含めて取り組んでいきたいと思っております。わかりました。ありがとうございます。

次は学童保育についてですけれども、運営体制をちょっと教えていただきたいのと、2期の子ども・子育てのニーズ調査があったと思います。それによる保護者からの高かったニーズについて、当然延長保育ということがあったかと思いますが、その点も含めて続けて回答お願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 学童保育のまず運営状況からご説明させていただきたいと思えます。

町が実施しております学童保育所の運営体制でございますが、学童保育事業実施規則の第2条に基づきまして、上牧小学校学童保育所、上牧第二小学校学童保育所、上牧町第三小学校学童保育所の公立では3カ所で実施させていただいております。それで定員は各70名とさせていただいております。令和元年11月末現在の学童保育の在籍児童数でございます。これにつきましては、上牧小学校学童が39名、それと第二小学校学童保育所が43名、それと第三小学校学童保育所が36名の児童の、合計118名の児童様をお預かりさせていただいております。

つけ加えさせていただきたいのが、これは平日とありますが長期休業の夏休み等々になりますと、ここの人数から15名ないし20名程度の児童様がちょっとふえてお預かりし、この学

童を今現在、支援員、指導員16名で保育を行っているのが実情でございます。

それと、もう1つの議員おっしゃっていただきました子育てニーズ調査をさせていただきました。これはやはり、議員おっしゃっていただいておりますように延長、もうこれはかなり高い部分でニーズがございます。それもやはり、一応いろんな統計をとらせてもらう中で7時。現状、学童保育所は6時とさせていただきますが1時間の延長、最高でも要するに午後7時、この部分まで延長してほしいというのがニーズ調査の結果から出てきているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。ニーズが最も高かったのは時間延長だということでございまして、このことについては私も保護者に以前からご相談もいただきながら、懇談もさせていただきますながら実現に向けてということでいただいております。しかしながら、やりたいという気持ちは当然あると思います。ニーズがあるわけですから。高いニーズということで。だけれども、これに関して課題点もしっかりとついておりますので、課題点についてどのようなことが課題になっているのか。するに当たってこれをクリアしなければならないという点をお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） おっしゃっていただいているように、以前から町長から、もうここをどうにか延長できないかとかいろいろ伺っています。私どもの方としましても、やはりどうしても行わせていただくとすれば、支援員、指導員、この人員の確保というのが最大のネックといたしますか、その部分が一番難しいところで、やはり人材、どうしても人材確保の部分で、今入っておられる指導員、支援員さんは先ほども言いましたように16名様がおられますが、どうしてもパートのような環境で103万とか130万円の壁という配偶者の控除の壁がありますから、どうしてもその部分を超えないようにやっぱり加減をされるとか時間の配分をされますので、今一番重要となる時間を延長するのであれば、この人員の確保、これが最大の目標となっていると思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） やはり子育て支援をしていくのが一番少子化対策になるんですけども、これはもう子育て支援については財源と人というのが一番重要になってきます。上牧町の場合は今これに向けて、どう実現に向けて進んでいるのかどうか。また人材確保についてはどういうふうになされているのかをお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） いろいろ分析はさせていただきました。まず、指導員がおらなければ補助員をつけるとか、それともシルバーさんをお願いする。その時間的なアウトソーシングに行くのか。それも金額が幾らかかるのか。その部分もやはりいろいろ検討させていただいて、どれが一番可能に向けて動き出せるのか。経費とも相談もさせていただく。ただ、私どもも以前から町長の方がずっと町の施策としてやっぱり要望されて、保護者のニーズも高い。これはもう是が非でもやらなければならないとは考えておりますので、できる部分であるならば町の施策として、令和2年4月より6時部分を7時にできるように、今後努力を重ねて6時を7時にできるように取り組んでいきたいというのが今の考えでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今の実現に向けての取り組み、ありがとうございました。またいろいろとご苦勞をしていただくかと思えますけれども、よろしく願いいたします。わかりました。以上です。

次をお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 大きな3番の回答をさせていただきます。

現在は町民間の連絡や職員によるパトロールを行い、道路の陥没や不良箇所等の点検を行い、修繕をしているのが現状でございます。今回提案のあったSNS等を活用した投函型による意見投函は町民にとって気楽に意見を発信しやすいツールだと思います。町民のニーズにより多く聞くことができる素晴らしい提案だと認識しております。しかし、当町は自治会要望を現在実施しております。これを採用するとなればどちらかやめなければならないと感じております。道路管理者としてなかなか目の行き届かないところの課題や問題が把握できることや、現地の確認の初動化につながると自分自身は考えております。ただ、時代の流れとしてSNS等をしなくてはならないというのは痛感しております。しかし、すぐさま対応できるもの、対応できないものがございます。案件として指摘された問題をほったらかしにして住民に対する不信感が募るのではないかという危惧をされます。当町としても他の行政のSNS等を活用した取り組みを今後研究し、検討していきたいというのは思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長からございました。初めに、私たちは半田市に研修に行きましたので、そのことから質問させていただいております。半田市と上牧町といえど全然人口

も面積も違いますけれども、同じ共通点としては安価な民間アプリを活用した半田市の市民と協働型のまちづくりについて今、紹介をしております。半田市がこの事業に至ったきっかけですけれども、市内広範囲で道路のパトロールや点検を実施しておったと。だけれども見回り切れないとの課題を感じていた職員が、NHKの番組で放送されていた千葉市の取り組みを見たことから開始をしたということでございます。また現在、半田市も含めて21以上の自治体に取り組んでいるということですのでけれども、やはりこのメリット、デメリットというのは当然このようなことですからあります。

この半田市では、市民からは「どこに連絡したらいいのかわからない」「休日は連絡できない」「電話では場所、状況が伝えにくい」。この件については、私たちはタブレットを持っていますので画像を送ったりするんですけども、私も住民さんから電話で聞く場合はどこの場所なのか、それがどうなっているのかというのは大変聞きにくいとか伝えにくいという経験をして、いつもそういうふう感じております。行政では道路パトロールや点検を実施しているが見回り切れないので、そのあたりを市民から直接画像を送っていただくと、投稿された、発信されたものですぐ理解ができる。それから共通に担当課が理解を、その情報を共有できるというすばらしいものがありますので、その点についてもしっかりと、やっぱり利益というか町としての。残り5分ということで来ました。

そういうことですから、やはり町においては見える化、しっかりと、仕事の見える化ができて、また、町民にとっては自分たちが投稿した分の意見が反映をされるということでは住民参加型ということではいろんな面で、このことだけじゃなくて多様というか、多方面でもしっかり町民の理解をしていただくことによってそういう意識が高まって、住民参加型についてはほかの面でも反映してくるのではないかなと思いますので、いろんな自治会要望があるからとかいうことではなくて、それはそれとして、またやはり、この仕事がふえるとかいう心配は私もしました。だけれども、半田市の担当者に聞くとそういうことはありませんということで、始めても、今までの取り組みをしても仕事の負担がふえることはありませんよということで、運用体制としては再任用の職員さんが、やはり土木とか環境とか経験豊富な再任用の職員さんがすぐやる隊として担当課と連携をしてこの事業に取り組んでいるということですね。だから、もちろん町民の声を伝える私たちは代弁者でもありますので、私たちの大きな役割でもありますけれども、そのほかにもやっぱり、それとは別に議員を通さなくても日ごろからいろいろ、災害であるとか、そういうこともこれからやはり踏まえた上で、それとは別に町民から日ごろから声を聞く、行政に届く仕組みをやはりつくっていくことこそ

が私たちの役割でもあるかなとこのように思います。

災害にも役立てるためにも、今言いましたようなメリット、デメリットがございますけれども、取り組みをしっかりと研究をして、また進めていただきたいと思いますので、その点また、今、部長からいろいろと危惧されているところもあるし、いろいろ町民に対しての感想もありましたけれども、進めていただきたいと思います。まちづくりの基本条例の第5条にもやっぱり町民が主体のまちづくりに参加する権利があるということであたわっておりますので、町民と協働型のまちづくりについて今後しっかりと進めていただきたいと思いますので、その点について町長の見解をお願いいたします。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今ちょっと担当部長は説明不足の部分がございますが、いろんな問題を抱えていると。半田市さんと財政規模も職員の数も違うわけでございますので、なかなか同じようにはいかないだろうというふうに思います。しかし、時代の要請でございますので、やらないという選択肢はないわけでございますので、やるという方向では進めていきたいというふうに考えております。ただ、自治会要望を以前からずっと長年我々は受け付けてきておりますので、やっぱりその自治会要望の部分で自治会長さんと一定、やる場合は説明をしていくということも大事でございますので、そういう作業、それと原課、職員の認識、それと再任用職員をどの程度充てられるのか、この問題もでございますので、先ほど申し上げましたように、やらないという選択肢はないということでございますのでその辺の整理をさせていただいてしっかりと研究を進めていきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 町長、ありがとうございます。もう時間ということでございます。ありがとうございます。あと1分ということをお聞きいたしました。

これで私の質問は終わりますけれども、またしっかりお取り組みお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時とさせていただきます。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（服部公英） 次に、5番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 皆さん、改めましてこんにちは。5番、竹之内剛です。よろしくお願い致します。議長の許可を得ましたので、一般通告書に従いまして一般質問させていただきます。

私の項目は大きく2つです。1点目、小・中学校の給食室の設備について。2点目、災害時の対応について。

質問の要旨につきましては、1点目、小・中学校の給食室、配膳室の環境改善に関する対応状況について質問します。

1番、職場環境の改善に向けた対応の進捗について。

2番目、今後の方針について。

大きな項目の要旨につきまして、町内の防災訓練並びに実際の災害発生時の対応について質問します。

1番、防災訓練の成果について。

2番、防災訓練の今後の課題について。

3番、火災発生時の避難対策、情報発信等について質問いたします。

再質問は質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 大きな項目の1つ目ですけれども、小・中学校の給食室の設備について。

この件につきましては6月議会の一般質問にて質問させていただきましたが、それに関しての進捗について内容を伺いたいと思います。6月におきましては、5月、6月、給食室にエアコンが設置されていないということで現場の声、給食室で実際に調理されている町内の小・中学校24名の調理員さんの現場の状況及び実情、健康状態等を述べさせていただいて、これからエアコンについての設置のことについて話し合ってもらえませんかという、最終的

には話し合いの中で現場の意見と行政の意見とを少しすり合わせていってみてはどうかという提案をさせていただいて終わったと思うんですが、それにつきましての進捗状況をお伺いしたいと思います。では、1番から順次お願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現場環境の改善に向けた対策の進捗状況ということで、前回の議会で説明させてもらったとおり、厳しい状態の中で給食をさせていただいている、またエアコンはウエット方式のためにドライ方式との切りかえをめどに同時にするという方向で前回答弁させていただきました。そのことについて中長期でももう令和4年、5年という形で出ておまして、その部分でということで現在の職場改善ということについてはほぼ同じ状態だということになっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 私から冒頭にも言いましたように、6月議会でのときに行政としてはスポットクーラーの設置、及び食材に関しましての管理の食洗器の設置、真空冷却器の設置については調理員の方も非常にありがたく思われているということで、それ以外についてスポットクーラーはその場所だけ涼しくて後ろの方から熱気が出るので今は使用していないとの意見をいただいたので、現場感覚と行政の方の感覚と少し違うので話し合いをということで提案しましたが、その件につきましてはどうですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 話し合いということで、まず今の話し合いについては、まず4月の段階で、質問された同じものの話し合いを一度やっておりました。そのときに話し合いが、うちとしては休憩室のクーラーを利用してお願いしますという答えを出してお願いしたところなんですが、その後に6月にそういう議会での話があって、今後も話し合いということで、ただ、今言いましたように、こちらといたしましても学校給食の管理運用に携わっていただいている学校の栄養教諭、また栄養士等には6月以降も何度も協議させていただいております。当然その中で、やっぱり答えも出ないのに持っていくのもしんどいということで、まずその辺でお話させていただいて、もう一度スポットクーラーの話もさせていただきました。けれども、やはり、1つは部分的な問題以前に空気の循環というのが一番ネックになるみたいで、給食室の中で細菌があるとかないとかでないんですけども、菌またはかびとかも偶然あることもあり、そういうことで空気を循環することによって、子どもたちの食べる給食に影響が出るのが一番心配されるので、空気の循環、スポットクーラーみたいに強い風で循環

するものはどうしても無理ですということの返事をいただいております。また、そういうこと、ほかにも方法ないのかなと何度も協議を重ねておりましたけれども、なかなかええ方法が見つからないということで、結局はお話をしたいんですけども、何の答えもなしに行くわけにもいかないので、そういう形で今この状態となっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 現場との話し合いということは、今、答弁いただいた中で現場24名の全員と対話してしゃべるのではなくて、代表の栄養士の先生が集約されて行政の方と打ち合わせされて、その中では先ほども言いましたスポットクーラーというのはこういう事情で、例えば、前回も意見を聞いてきていて、スポットクーラーで風を出すと一般細菌が舞い上がって、それは非常に衛生によくないということで、それで意見をいただいていたかと思うんですけど、わかりました。では、話し合いという形で6月以降、4月から私が質問しました6月も経過状態で7、8、9、10、11、12とこの半年間も話し合いというか打ち合わせ等はされていたということですね。理解します。

では、来年度の要望という形で毎年上がってくると思うんです。予算のこともありまして11月の半ばで締め切りということは聞いています。年が明けまして1月、2月ですか。そのあたりで査定という形で決定されて、3月の予算ということになってくると思うんですが、今回その要望の中に、話し合いもされたということで、要望の内容等はお知らせいただくことはできますか。全部じゃなくても重要なところというか、聞ける範囲で結構です。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、先ほどの何度もの話し合いというのは、まず当然予算のことがあります。今、議員が予算のことを言われましたが、予算についてはもう12月ではほぼ決定します。その部分で予算を上げる分で今、話し合いをしてきて、ただ、今言ったようにいい方法が見つからない中で栄養教諭、また学校も含めての予算要求の中でこの話もしているんですけども見当たらないということで、普通の備品等はあるんですけども、暑さ対策に対するものについてはあえて予算要求もなかったということになっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） では、その中に大きく言うたら、エアコンはつけてもらいたいという要望はまだ含まれているということによろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その部分はこちらからもう長期計画ということで提出させていただ

いているので、あえて学校から言うてくることはありません。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 先ほど来から予算ということで、前日も3つの小学校と2つの中学校に設置すると1億2,000万以上のお金がかかると。それを今、基金等を取り崩していく予定はないということを聞いておまして、その中で要望は既に出てきて、予算は来年組まれて、どのような形で改善していくかということで、その辺は行政の方にお任せするしかないと思うので、要望は今お知らせいただくことはできなかつたんですが、そのように理解しておきます。

令和2年の予算に盛り込める、あと数年後には予定だということで、前日もウエットからドライにまずしなければいけないという課題も聞いております。この課題をもとに少し私も考えたんですけども、これ、今、施設は、給食室は5つあると思うんですけども、こちらは第5次総合計画の中で、あの中では公共施設の管理計画とあったと思うんです。その中に学校施設は含まれていたのかなと思うんですけども、その中に含まれていて、あの管理計画というのは老朽化したものを統合するとかいう計画だったと思うんです。その点について、この5つのエアコンを設置するのは数年後につけるでありますけれども、その前提にその施設は大丈夫なのかな。エアコンはつける、施設の改善はしなければいけないとなったらどうなのかなと思いますが、その点はどうですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その点につきましては、まずドライ方式にするということが前提で行っているので、クーラーの設置とドライ方式の改築等については一体のものと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。ということは例えば、統合とさっき言わせてもらったんですけども、給食室におきまして非常に上牧小学校と上牧中学校は古いと思うんですよ。耐震性は大丈夫であるので耐震はしていないと思うんですけども、その他の施設について、今ちょっと例を挙げましたら上牧中学校、上牧小学校を1つにしてやるとか。その施設自体の老朽とかは大丈夫ですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 施設自体は大丈夫だと言えるんですけども、ただ今おっしゃられたように、統廃合の話については今後の学校適正化計画進んでいく中でそういう部分も出て

くるかと思えます。また、今、個別施設計画というのも出してっておりますので、その分も含めてそういうことも将来的には、実質この工事にかかるまでには変わることもあるかもしれませんが、今のところは全部できるような考えでやっているということです。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうしましたら施設は5つ大丈夫だということで、私が質問している中では2年後、3年後にはエアコンがウエットからドライに変更になり、エアコンは計画的に進めていただけるということの理解でいいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい。大まかにはそのようだと思いますけれども、ただ今後の計画については、計画ということもありますが、何も保護するという意味ではないですけれども、いろいろな計画が含まれている中で多少の変動はあると思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） では、施設についてのエアコンについてはそのような計画で進めていただけると。これからも話し合いが必要であれば進めていくということで、ちょっと現場サイドの視点に変わりたいと思うんですけれども、今現在12月です。年が明けて現在、僕が調べましたら5月ぐらいから7月ぐらいまで暑くなってきて、そして8月の前倒しになった夏休みですね、あの期間、健康管理のこともですが、食材のことも心配されているということで、そうしましたら来年エアコンはつかない、でも現場の環境は変わらないということになると、前回、現場の調理員さんの健康状態を少し調査しましたら、体調不良で帰宅される方もいる、異常に喉が渇く、そして熱中症の可能性もある方もおられた。意識の低下、猛暑傾向の暑さに不安を感じると。そして、発汗代謝の悪い50代の方は常に気分が悪くなられる方もおられる。そして夏休みの前倒しですね。この件もあるので、エアコンはつかない前提で考えた場合、必ずやってくる5月からの暑くなる、そして今はもう気候変動で猛暑が予測されるんですけれども、来年度のその辺の対策としてはどのようなことを考えておられますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員がおっしゃられたような部分の報告は申しわけないですけれども、まず、まだ上がってきていないというのが正直なところでございます。まだ今、勤務評定等で各職員と給食調理員さんとの懇談もありますので、その部分でもまだ上がってきていない状態が。そういうことを聞いたんですかというのは職員には確認はしているんですけれども、そういうことは何も言われてなかったというので、今ちょっと初めて聞いたとい

う言い方は申しわけないけれども、当然あり得る話だと思いますので、あと、やっぱり休憩室のクーラーの利用やちょっと時間配分を考えながら給食の運営というのはもう1回、給食管理している栄養教諭等ともう一度また考えていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今答弁いただきましたように、すぐやってくると思うんです。年が明けて予算が決定する。3月の予算。そして、もう4月に入るとあつという間だと思うんですよ。ですから、まだ話し合いはされていないけれども、職員等の方の混乱もあるということをお聞きしましたが、この件につきましては、代表の方というよりも別の、例えばコミュニティバスの件であったら、質問させてもらったときにあり方委員会等でアンケートをとって、今回増便という形で決定されていきましたけれども、やはり、もうこの時期でまだ決まっていないということは非常に不安を感じますし、急ぎやりますということを今、伺ったように思うんですけれども、ですから、現場の生の声というのは非常に大事になってくると思うんです。特にこれ、健康管理になると生命にかかわってくる。大げさかもしれませんが、本当に生命にかかわってくることもあるので早急に、予算は予算、健康管理は健康管理、別物やと思うんです。ですから、エアコンはつかないのに対策がまだできていないということはもう4月にはあり得ないと思うので、その点につきましては取り急ぎ、検討していただき、進めていただきたいと思いますが、その点はどうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 一応調査というか確認をさせていただきたいと思っております。まずその第一、施設面のことをいいますと、やっぱり休憩室の活用というのが一番大事なものだと思うので、確かに時間に追われてやるところはあるんですけれども、その辺の活用の、その辺の配分ということはやっぱり考えていく必要があるとは思っていますので、その辺も含めてちょっと考えていきたいとは思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、休憩室の話をしていただいて、休憩室にはエアコンがついているということは聞いております。であっても、現場では大きい鍋に1回火をつけたら目を離されへんと。4時間はやっぱり離されんと作業しないといけないんやということで、なかなか休憩もとれないということで、その辺はうまくいける方法をやっぱり考えていただきたいと。窓をあけるけれども、高過ぎてあけられないとかそんな現状も起こっているの。細かいかもしれませんが、本当にしっかり声を聞いていただいて介入していただければと思

ます。

上牧町の給食というのはもう再三申し上げますけども、おいしいと。町長の意向でもあります温かい物は温かいまま届けるというもとで進められるというふうに思うんです。今週ですけれども、あそこの中学校の桃園でしたか、台湾の桃園の中学校の交換留学生が来られて、一緒に給食を食べておられました。フライのいい匂いがして、校長先生と職員の方がおられて、我々もちょっと見学させていただいて「給食のお味はどうでしたか」と聞いたら「大変おいしかった」という評判もいただいております。

でも、食べておいしい物があるけれども、それをつくっている人が非常に苦勞をして汗をかいて、大げさですけれども命を削ってつくっているというようなイメージは少しおかしいのかなと思うので、やっぱり気持ちよくつくっていただけたいと思います。我々も家で調理するときには気持ちを込めて、「どうぞ」という気持ちで、給食室の調理員の方も本当に子どもたちのことを思って調理していただいております。「きょうはおいしかったか」「おばちゃん、おいしかったで」と「これが一番うれしいねん」と。「それはもう苦勞も飛ぶねん」ということも聞いているんですが、やっぱり健康状態等を考えましたら、今この質問の中で言わせていただいたことが課題になるかなと思います。その辺を全て集約していただいて、来年度に向けて進めていただければと思いますが、どうですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほども言いましたような方向で進めたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 最後に1点だけ、給食室の、これが使えるかどうかわかりません。今、太陽の下で作業する方にエアコンじゃなくてファン付きの空調服。あれはどうなのかなと短絡的にちょっと思ったんです。植木を刈られている方が着られていたので、聞いたことがあるんです。「これはどうなんですか」といったら非常に涼しいらしいです。体内の温度が2度から3度下がっていくと。充電で4時間ぐらい、それももっと多いのがあるかもしれない。疲れたりするので。その辺の何か今あるもので、そういうふうな感じで快適にできる方法もあるのかなと思いますが、その辺、空調のファンって調べられたことはありますか。もしかしたら今、使おうかなと思っておられるのやったら何かあるのかなと思ひまして。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そういう意見も確かに事務局で出ているのは事実です。ただ、それが効果があるのかどうかについてはまだ協議中ということですが。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 質問させていただいたことを総括していただいて、来年度に向けて快適な調理ができるように進めていっていただきたいと思います。では、この件につきましては以上です。ありがとうございました。

次をお願いします。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それでは、次の質問をお願いします。

1つ目ですけれども、防災訓練の成果について。そして2番目の今後の課題についてお願いします。1番につきましては、現在防災訓練は3回行われたと思うんですけれども、この分についての成果を教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1番目の防災訓練の成果についてでございます。上牧町の総合防災訓練におきましては、平成28年度から実施いたしまして今年度で4回目になります。回を重ねるごとに町民の皆様の参加もふえ、今回は約620名のご参加をいただきました。防災訓練を通じまして災害時の救出活動や消火活動、防災関係の展示等を見学をしていただき、さらに体験コーナーでいろいろな訓練を体験していただき、町民の皆様には防災意識の高揚につながったと考えておるところでございます。体験訓練や避難所運営訓練等に参加された方はとても有意義な訓練ができましたとのご報告もいただいているところでございます。

今回で4年目になりますので、当初28年度から実施をさせていただいておるわけですが、年々訓練のやり方と、それと内容等につきましても、同じ内容ではやはり参加される住民の皆様方が、言葉は少し悪いかもわかりませんが、飽きたというふうな形になってもだめなので、そこはこの総合防災訓練を通じて意識を高揚していただくために訓練内容を考えながら毎年行わせていただいたというふうな内容でございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 現在まで4回行われまして、今お聞きしましたように500人以上600人前後の方が来られているということで、非常に住民の方も熱心に参加されているということを受けとめられます。

展示型体験コーナーに私もことは参加させていただいたんですけれども、展示型体験、そして、ことははしご車ですね。30メートル上空に上らせていただけるはしご車というのがありまして、そして地震の体験の車もありまして、はしご車が非常に人気があったという

ことで、今月の広報にも表紙になっておりましたけれども、子どもたちも喜んでいただいております。

1回、2回、3回、4回と行われて、部長が今言われました、言葉はあれですが「飽きた」という言葉が出てはいけないのですが、この「飽きた」ということは私の方でも全然聞いておりません。4回やったうち全部内容は違って、工夫されていて、よい体験になったということ聞いております。その中で1回目、2回目、3回目、4回目の場所を確認させてもらっていいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 日程も同時にご報告させていただきます。28年には11月20日、上牧小学校、平成29年は11月の26日、第三小学校、30年は11月の25日、上牧町第二中学校、令和元年、ことしでございますが、10月の20日、健民グラウンドと上牧中学校のグラウンドをお借りして開催をさせていただいたところでございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、4年間の日程と場所をお聞きしました。少し質問なんですけれども、防災訓練というくくりで始まりまして4年間たつと思います。そして、この防災訓練、例えば行われるときの時期が全て違うということで、大体過去3年は11月20日、26日、25日と近寄っていたんですけれども、ことしは10月20日ということで、これは4つとも開催日が違うということで、これに関しましてですけれども、日程について、これを決められている根拠はありますか。根拠をお聞きしていいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 根拠といえますか、まず開催する場所に当たりまして、体育館等を使用させていただく部分がございます。そういうふうな部分も考慮させていただきまして、あいている日を押さえさせていただいて日程を決めさせていただいているというふうな内容でございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） これは私からの提案なんですけれども、防災訓練という形でもう今年4年やられて、住民の方には定着しつつあると思うんです。48回、47回やられている体育祭につきましても、これは日が決まっているということで4月から1年間のスケジュールを組むときに自分のスケジュールはここはあけておこうという形であけて大体やると思うんです。それで、あと、いろんな団体の行事があると思うんです。子どもさんをお持ちであれば、スポ

ーツ少年団であればサッカーの試合、野球の試合、陸上の試合、いろいろ入ってくると思うんです。その曜日になかなかマッチできないとか、フィットできないとか、そういう現状が起こっているのも確かなんです。私も4回中1回行けなかったのは、これは子どもたちの陸上の試合があって参加できなかったのも、これが1年間で決まっていればな、4月に陸上の試合をどうのこうのできる可能性もあるのになと思ったことがあるので、野球の関連の方もそんなことをおっしゃっている方がおられました。ですので、これはできるのであればですよ、できるのであれば時期を年明けのところにはずらすとかいろんな工夫で、防災の日という形で町の行事で設定されたいかがかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 4回させていただいて、年々、内容というか参加されている人の顔を拝見すれば同じような人も何回も参加されているというような内容等もございます。それで今、議員が言っていただきましたように、団体の行事とまたそういうふうな日程を決めていただければ参加も違った形で参加していただけるのかなというようなご提案をいただきましたが、この部分につきましては再度内部の方で調整をさせていただきながらどういうふうな部分でやれば一番いいのか、それをもう上牧町の防災の日として決めて、この日程でやらせていただくというふうがいいのかということも全体的な部分も計画をしながら決めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そのように検討をしていただければよいのかなと思います。

場所につきまして、今回の4回目に限ってちょっと質問させていただきたいんですけども、今回は健民グラウンドと中学校と一部のグラウンドを使われまして、私の地元からも30人ほど参加したんですけども、今回は緊急の放送があってシェイクアウトが終わった後に、もう直接グラウンドに集合ですよということで集まりました。点呼をして、参加させていただいたんですけども、上牧中学校から上がってくるところに階段が50段弱あったので、足の少し不自由な方とかがおられましたので、なかなか移動に苦労したところがあるんですが、でも、これはもしかしたら災害時も階段はあり得るよというそういう設定の中でされていたのかなと思ひまして、その辺は想定の中にあっただのかどうかお聞きしてよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 本来ならば健民グラウンドで1カ所でさせていただくのが一番いいと思うんです。なぜこういうふうな形で上牧中学校のグラウンドをお借りしたかということ

でございますが、健民グラウンドにおきましてはパトカーの配備もさせていただきました。それと、上牧中学校の方では防災関係機関の展示等もさせていただいた内容になっております。スペース的に見て、展示させていただいたブースがその健民グラウンドのところで賄えるのかどうかという部分も含めながら検討をさせていただいて、今回、展示の部分につきましては上牧中学校の方でさせていただいたというふうな内容でございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。実際、防災のときには避難するときもどこをどのように通っていかねばいけないというのも、階段もあれば起伏もあるだろうし、それは今言っていた中でそういう形になったということで理解します。

では、この項目の中の最後に今回も防災ヘリが来まして、上牧小学校の校舎の上で実際に救助される場所があったんですけども、非常にリアルで子どもたちも喜んでいたと思います。防災ヘリにつきまして、ちょっとここで防災ヘリとドクターヘリというのをなかなか住民の方が理解されていなかったところがあるので、前回の質問でお聞きしたんですけども、ここに限っては上牧町は健民グラウンドに防災ヘリとドクターヘリが飛来するランデブーポイントということで認定されていますけれども、認定というかおりることになっているというのはお聞きしているんですけども、ここは防災ヘリはおりたことがないと聞いていて、ドクターヘリは何度かおりたことがあると聞いているんですが、これはあれですか、何度ぐらいおりたことがありますかね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、最後にドクターヘリのお話をさせていただきました。ドクターヘリにつきましては上牧の健民グラウンドを指定させていただいております。そこにドクターヘリがおりてきまして、救急車の方が待機をしているというような状況になっております。その部分を含めまして、令和元年度におきましては4回ドクターヘリが参っております。ちなみに昨年度、平成30年につきましては4回、平成29年におきましては2回のドクターヘリが健民グラウンドの方におりております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） もう少しだけ聞きたいんですけども、ドクターヘリは元年度が4回、30年4回、29年2回。これは日中だけですか。夜も来るんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この部分につきましては、やはり上空の関係もございますので、日

中だけになっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ではドクターヘリが、例えば連絡があつて現場に着陸するまでの流れをちょっとお聞きしておいてよろしいですか。どのような通報でどのように流れていくのか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず流れるに、急病の方のご家族が消防署の方に連絡を入れられます。その部分を含めまして、上牧の場合でしたら西和消防になるわけなんですけど、その方から上牧町の健民グラウンドにおりてきますので、体育館の方に連絡を先に入れます。その状況を判断されるわけですが、健民グラウンドを使用されておれば、やはり使用されている人に連絡をさせていただいて、ドクターヘリがおりてきますのでというふうな内容もお伝えしなければならない部分がございます。そういうふうな形でお知らせをさせていただいて、その後、救急車と消防車が来まして、グラウンドの方に、上空でドクターヘリがおりてきますので砂ぼこりが舞うわけなので、そこを放水をしていただきまして、ドクターヘリがおりてくるというふうな流れになっています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 使用されていても使用されている人に周知して、ちょっとどけてくださいと、ヘリがおりてきますとそういう形でいくんですね。

緊急の場合で、これ、鍵をあけていただくと。緊急の場合で使用できない場合は、現場直近というシステムがあるんですけども、それはランデブーポイントがどうしても使えなくて、判断した場合、緊急のところにおりるんですよとそういう状況はご存じですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その場合、健民グラウンドがもうおりられないというふうな状況になれば隣の指定されている場所におりていくふうな内容になっています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そのような流れがあるということをお聞きしました。今回10回ですか。今まで10回おりてきたということで、特に問題はなかったということで理解しておきます。ドクターヘリと防災ヘリをちょっと区別をつけたかったので、お聞きしました。では、この項目につきましては以上です。

では、次の火災発生時の避難対策情報発信について少しお聞きしたいんですけども、続けて質問でよろしいですか。上牧町内で年間に何度か火災が発生します。そして、大切な命

が奪われたりもしておりますので確認をしておきたいんですが、火災が発生しますよね。僕ら一般人はサイレンで音が鳴って、「ああ、火事かな」というのをまず思うんですけども、火災というのと何かしら違うサイレンというのがあるので、例えば、日曜の9時半なんかだどこかでサイレンがウーッと鳴って、火事かなと思ってもそれは違うんだということであるので、火災時の認識をしたいので、住民の方からもその質問があったので、これは火事やなというサイレンを教えてもらっていいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 火災発生時におきましては、建物火災と林野火災とその他火災というのがあるわけなんですけど、建物火災と山林の火災におきましてはサイレンは5回鳴ります。それが火災の合図になっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 5回は鳴ってとまって、鳴ってとまってるの5回ですね。わかりました。

火災が発生して消防車が現地に向かいます。ここでも少し住民の方からいろいろ質問があったんですが、これは多分、現代社会において非常に僕も難しいと思ったんですが、どこが火事なのかというの。それはなぜかといいましたら、自分が住んでおるところがあり、買い物や仕事に出かけています。そこでサイレンが鳴った場合、「もしかしたらうち違うやろかな」という心配があるらしいのは少し聞いたので、その辺の情報発信については、できるのかできないのかで結構ですので、お答えをもらっていいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その情報発信というのはなかなか難しいと思います。火災が発生した場合は消防から消防団と町職員の方に対しましてメールで場所の、大体この辺の位置だというふうなメールは入ってきます。それに基づきまして町の職員の方もそれをもとに対応しているというふうな状況でございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、メールという回答がありましたが、我々は緊急のメールをいただくシステムを持っていて、アプリとかでもらうんですけども、こういう一般の住民の方もそういうメールはもらえることは可能なんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その部分につきましては難しいと思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。では、5回サイレンが鳴って火事になったということで、どこが現場なのかということとはなかなかそれは周知することはできないということで理解しました。

では、もし、そこのおうちで火災が起こって、現場の近隣のことで少しお聞きしたいんですが、これは上牧町で出されている「上牧町防災ガイドブック」というのがあると思うんですが、そちらを見ましても、火事が起こさないようにとかいろんな形で書いているんですが、火事が起こったときにどうするとかがなかったんで、少し確認をしたいんですけども、火事が発生します。A地点のA宅で火事が発生しました。隣近所の人が多分危ないですから出てくださいと言われたという話を聞いたんです。出てくるのはいいけれども、現場で火事が起こっているし、自分たちは一体どこに避難をしたらいいのか。じっとされていたということで、その場合の対応と、そして火事が起こりましたら、キープアウトの黄色いラインがありますよね。規制線を張られて、その規制線の中に入ってしまったらおうちの方は出られない、入れない、トイレに行けない、どうしたらいいのかなどという形でちょっとお聞きされたので、それはちょっと細かい点はわからないので、ちょっと確認して僕も勉強かたがたちちょっと調べてみますということでお伺いするんですけども、その辺、火事が起こりました。危ないから出なさいよ。その後の誘導というか、そういうところのガイドラインというのがありますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたガイドライン的なものはございません。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうしましたら火事が起こりまして、その近隣の人は出されます。そして公共施設、コミュニティセンターとかあるんですが、その辺を、僕の提案ですけれども、そこに避難をするという形をとられている、もしかしたら自治会のところもあるかもしれません。自治会は24でしたっけ。その中でやはり、こういう場合はこうして鍵をあけてという行政の方からアドバイスのものを少し周知していただいたらありがたいのではないかなと思うんです。これは提案としてですけれども、冬は非常に寒いんです。毛布もなく、何もなくて、それを見ていなければいけないというのは非常に辛いと思うので、その辺の周知をしていただければと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その近隣の方が住んでおられるところの近くで火事が起こったと。

今おっしゃっていただいたように、その部分につきましては、そういうふうな長時間にわたる部分でありましたら、やはり公民館等で避難していただくというのが一番大事かなというふうには考えていますが、この周知の方法というのはなかなか難しいところがあると思うんです。その火事がいつ鎮火するのか。例えば小規模な火災でしたら、もうそのまま終わってしまうような部分もございます。11月の11日でしたか、起こった火災につきましてはもう全焼的な火災というふうな形になっておりますので、やはりそこは自治会の役員さんと住民さんとの中でいろいろと、そういうふうな部分があるのであれば公民館を使用していただいてそこで避難をしていただくというのが一番いいのではないのかなというふうには考えますけど。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、答弁の中では公民館のところに避難ということで、鍵のあけ閉めが必要になってくるわけで、その、それはそうしましたら自治会長さんが持っておられるか、そのときの担当の当番の方が持っておられるのかいろいろ違うと思うんですが、その辺、鍵のあけ閉めも十分になってくるので、その辺はやはり一度話し合ってくださいねという形のアドバイス等は必要なのかなと思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っておられるのは、なかなか鍵のあけ閉めまでと言われましたら、こちらの方があけに行くのかというふうな話にもなってくるというふうな部分も、今お話の中ではそういうふうな部分でも少し聞こえたりもするので、やはり自治会の中で、例えば、何区、何区、何区というふうな形で分かれていると思うんですけれども、そういうふうな代表の方々がおられると思いますので自治会の中で一度、そういうふうなことが起これば鍵の部分についたらどうというふうな形で対応していったらいいのかというのも相談された方がいいのではないのかなというふうには思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、相談された方がというアドバイスをいただいたんですが、自分のところではこうしようよということは言えるんですけど、あとのところにどういうふうな。僕が言うこともできないので、それをちょっと何かしら発信できないかなという質問だったんですが、そこもちょっと今の段階では難しいと。これから、今質問させていただいた中でいい案がありましたら、また提案というかやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後です。火事の中で火事が起こりまして、今、部長が言っていたこの前の火事で

も玄関から煙が出ているから近所の方が通報されたということで、あと、火事が起こっている最中は消火作業をされます。鎮圧、鎮火になってくるんですが、火が治まってきたら鎮圧、火が消えて煙もなくなったら鎮火という形になると思うんですけども、近所の方でキープアウトの中におられる方で鎮火しているのかどうかちょっとわからないので、でもパトカーがとまったりしているのも、一体どうなっているのかなと。SNS等の発信で鎮火したというのを確認されたんですけども、なかなか高齢者の方とか鎮火がどうであるのかということ、家族がおられて、例えばお父さんが夜勤の勤務をされていて、小さいお子さんが3人おられて、もういつ逃げなあかんのかなという状態でずっと翌朝、夜中まで待っておられたというのを聞いたので。だから鎮火となると安心ですよ。鎮火しましたとなると安心なんです。鎮圧となると、ああ、まだもうちょっとかなと思うんですけども、ここの周知も多分難しいのかなと思うんですけども、僕は今、質問していますけれども、これは多分答えは今、出ないのかもしれませんが。その辺について何かいい案がありましたら、また検討したいと思うんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 鎮火の判断をするのは町職員ではないわけで、やはり鎮火の部分について消防の方で判断されて、もう安全ですから中に入ってくださいというふうなことになると思うんです。なかなか鎮火の情報云々という部分につきましては難しいところはあると思うんです。やはり、今回の件でも警察もそこで常備しておりました。町の消防団員の方も夜中の12時までと、翌朝また6時の消防署と交代で配置していたような状況でございます。そういうふうな部分も含めまして、やはり消防署が鎮火したというふうなことになってくるのかなというふうには思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 周知は難しいと。今回の件も夜中に2回ぐらい見に行かせていただいたら、今、答弁していただいたように、パトカーがとまって消防車が回ったりされていたので、僕の中では「ああ、もう鎮火したんだな」と思っていたんですけども、そういう意見もありましたので、そのような状況になっていたらほぼ大丈夫だなと、SNSを見て鎮火したになったらこれで安心やなという把握の仕方でも確認していただければ一番かなと思うんですけどもね。いろいろ難しいことも質問させていただいたんですけども、やはりできることとできないこと、今の状況において難しいことが多々あると思うんですけども、災害もそうなんですが、やっぱり火災というのも起こらないことが一番だと思います。ですから、その辺

またきっちりと、これからも寒い時期は火事が多いと思うので、役場の方もあの赤い消防車のような車でぴゅっと動いていただけているのは、僕も非常に感謝して見ておりますので、またこれからも寒い冬が続きますが、今質問させていただいた中で検討できる件があれば引き続き進めていっていただきたいと思いますけども、その辺についてはまた。一言いただいて終わりたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今この災害時の対応についていろいろご質問をしていただきました。最後に回答させていただくわけでございますが、できる部分とできない部分というのがございます。やはり、できる部分につきましてはやらせていただくというふうには考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そのようによろしくお願いします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

○議長（服部公英） 再開いたします。

◇木内利雄

○議長（服部公英） 次に、4番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（4番 木内利雄 登壇）

○4番（木内利雄） 4番、木内利雄です。議長より指名、許可をいただきましたので、通告書に従い順次質問を行わせていただきます。

その前に、私ごとで恐縮でございますが、私にとりましては今回が100回目の一般質問となります。思い起こせば私が38歳の紅顔可憐な美少年のころでございまして、1987年4月の初当選以来一度も欠かすことなく一般質問をさせていただくことができました。この100回という節目を機会に初心に戻り、次の事項を重点に取り組みを今後いたしたく思っております。

その1点目は高齢者、心身障害者の方々、いわゆる社会的弱者が安心して暮らすことのできる上牧町。

2点目は安心して出産、子育てのできる上牧町。

3点目が教育施設と教育環境の拡充。そしてICT機器の導入、活用を含む質の高い教育。そして、学力向上を目指す上牧町等々であります。

これらにしっかりと取り組んでまいりたいと決意をしているところでありますので、理事者の皆さん方、また議員の皆さん方にはよろしくご指導のほど、お願いをいたすところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。質問事項は4点です。

1点目が読字障害に対応するUDフォントの導入について。

2点目が町道の適正管理について。

3点目がフロンガスR22冷媒の生産終了に関して。

4点目がフロン排出抑制法に関してであり、それぞれについてお尋ねをいたします。

では、早速ですが、1点目の質問事項である読字障害に対応するユニバーサルデザインフォントの導入についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、さきの6月議会での質問の続きであります。よって通告書に記載しているとおり、1点目、教育現場への導入計画について、2点目、イニシャルコストについて、3点目、ランニングコストについて、それぞれ答弁を求めるものであります。

次に、町道の適正管理についてお伺いをいたします。

私が居住する松里園地域内においてもアスファルト舗装のひび割れや凹凸箇所が散見されます。よって、松里園地域とその周辺道路の管理及び更新計画について。また、他の地域、上牧町行政区域内道路の管理及び更新計画について、まずは町当局の見解を伺います。

この3点目、4点目は若干専門的なことがあってまことに恐縮なんです、とりあえずお聞きいただきたいと思います。

次に、H C F C。ハイドロクロロフルオロカーボン、つまりフロンガス、R22冷媒の生産終了に関してお伺いをいたします。

約15年以上前、つまり2004年以前のエアコン類はH C F C、R22冷媒が主流でした。この冷媒にはオゾン層を破壊する成分が含まれているため、モントリオール議定書により規制が進んでおり、来年の話なんです、2020年には実質全廃となる。そのため、冷媒の入手困難や価格高騰によりエアコンが故障しても修理が困難になる場合がある等々の報道があります。ちなみに誤解があってはいけませんので付言をしておきますが、モントリオール議定書では2020年時点で現存する冷凍空調機器への補充用途のH C F Cに限り2029年末まで生産を認める特例が存在します。ただし、通商産業省化学品審査議会オゾン層保護対策部会1996年3月14日の中間報告においては、上記の補充用途も含めて、来年2020年のH C F C生産、消費量の削減、全廃を目標とすることとされています。世界的に温室効果ガス削減への取り組みが急務となっています。

経済産業省では2015年にパリで開かれた温室効果ガス削減に関する国際的取り決めに話し合う国連気候変動枠組条約締約国会議、通称C O Pで合意されました。この国際的な枠組みのもと、主要排出国が排出削減に取り組むよう、国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長の両立を目指していきますと発表されています。くしくもスペインの首都マドリードでは日本から小泉進次郎環境大臣が出席し、第25回締約国会議C O P 25が12月の2日から本日12月の13日までの日程で開催をされているところでございます。

そこで、環境負荷の少ない冷媒を採用した省エネエアコンが求められているところであります。具体的には古い型式の冷媒、R22のオゾン層破壊係数は0.05に対して新しい型式の冷媒R32などはオゾン層破壊係数はゼロです。また、地球温暖化係数についても、もう古い形のR22は1810。新しい形のR32は675。つまり地球温暖化係数については新しい冷媒は3分の1ということになります。そこで、上牧町の公共施設等においてH C F C、R22冷媒のエアコン類を設置、使用している施設名と今後の対策についてお伺いします。なお、施設名については多数あり、先日資料の提出をいただいておりますので、まずは今後の対策についてのみ答弁を求めるところであります。

次に、これまでのフロン類の回収、破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策がとられるよう、2013年6月に法改正があり、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、通称フロン排出抑制法と改められました。そして、2015年4月1日に施行されたところであります。同法の第3章、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置の第16条から第26条で業務用エアコン、冷凍冷蔵装置で冷媒としてフロン類が充填されているものの点検等が義務づけされたところでございます。

よって上牧町の公共施設等における点検等の取り組みについてはどのようになっているのかを伺うところであります。

質問事項は以上でございます。よって、再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それでは、質問の第1点目、教育現場へのUDフォントの導入の計画についてということで返答させていただきます。

まず、小・中学校、幼稚園を含めて全部の学校に10月末までにUDフォントの導入は行いました。内容といたしましては、幼稚園の2台の校務用パソコンにUDフォントのソフトの導入、小学校各4台の校務用パソコンはことし更新時期だったためにパソコンごと交換して、もともとUDフォントが入っているパソコンを導入しました。また、上牧中学校においては6台の校務用パソコンにUDフォントを導入しました。上牧第二中学校は4台の校務用パソコンにUDフォントを導入しました。あと、保育所のパソコンにも1台導入させていただきました。

○4番（木内利雄） 次も答弁してください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そしたら、2番、3番も続けて言わせてもらいます。

イニシャルコストにつきましては、先ほど言いましたパソコンにUDフォントを導入したというものについては無料ソフトとして、現在ウィンドウズ10と同一のものが出ていますので、イニシャルコストはかかっておりません。また、パソコンの入れかえについては当然パソコンの入れかえをすることなのでUDフォントとしてのイニシャルコストはかかっていないということで、また今後のランニングコストについてもソフトという形なのでかからないということになっております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そうですね。私も6月に質問して以降、気がついたんですが、私が今、家で使用しているパソコンは2017年9月に購入した分なんですが、自然にバージョンアップされてワードとかエクセルとか、私は一太郎を使うとるんですが、それなんかも全部UDフォントが入っているなというてこの間、気がつきまして。もうそういう時代になってきたんですね。

そこで、答弁いただいたところなんですが、一番大事なのは要はツールはできたけれども、しっかりと現場へおろすだけのことがどのようにこれから取り組んでいくんだということ

すね。要は、この間もちよっと話とったかもわかりませんが、現場の教師の皆さん方、現場の児童、生徒に直接かかわる皆さん方にしっかりと伝わるように指導者、いわゆる教師の皆さん方がどのように取り組みをされるかなんですが、このところについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 10月末に導入したということで11月当初に行いました校園長会において各パソコンにUDフォントの導入を伝えました。また、そのときに、あわせて各校園長には読みやすいUDフォントの活用というチラシをこちらで作成させていただき、ディスクレシアとは、またディスクレシアの症状、またディスクレシアの支援方法等の部分を含めた説明を書きながら、学校で使う発行する文書、案内文、試験問題等にUDフォントの活用をお願いしますという文書を出させてもうたところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） ここで教育長にご登場いただくわけなんです、今、部長から答弁がございました。保護者も本人もそういう読字障害があるということがわかっていない子もやっぱり何人か、何%かあるわけですよ。それをきちっと現場の教師が見つけてあげる。また見つかったからそれをきっちり助けてあげる、一助となるようにこのUDフォントを活用してほしい。ここら辺はしっかり教育長、現場の校長、教頭、また本当の最先端におられる教師の皆さん方に教育長から徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） もう皆さんご承知のとおり、このディスクレシアにつきましては学習障害の一環で知的能力、一般的な知識理解能力に特に異常はないものの、文字の読み書き学習に著しい困難を抱えるお子さんのことでございます。失読症、難読症、識字障害、発達性識字障害と言われているようでございます。治療の1つとしては、個々のニーズもございまして、ハンデを持っておられる方もかなり多く、世界の人口の約3%から7%。特に男性が多いというふうに聞いております。

そこで、私ごとなんです、校長をさせてもらっておったときに、タイムリーにこのたびのケースと全く同じ内容で、ちょうど高校入試前に親御さんから私の方に担任を通じてご相談いただきました。それで入試事務にかかわる各受験高校へのお願いと調整、それから、それに当時の奈良県教育委員会学校教育課、いわゆるこの当日の選抜試験のある教科を担当する指導主事等各5教科の先生にも上牧中学校の方に来ていただきました。度重なる話をさせ

ていただいたことを覚えております。

調整内容は別室受験、それから入試時間の延長、それから今、議員お述べのごとく問題用紙の拡大。さらには高校入試でございましたので、教科によって支援ですね。特に外国語、ヒアリング等の試験にかかわる補助等もつけさせていくということで、その辺の話を細部にわたってさせていただいたことを記憶しております。当時はまだ研究調査段階の初歩の段階でございましたので、今ほどのディスクレシアにかかわる情報発信、また、それにかかわる認知能力というのは私自身にもなかったと思うんですが、当時は新聞にこのことも大きく掲載されたことも記憶にしております。

どれだけ私自身もできたかわかりませんが、そのご本人さんは無事県立高校に入学していただいて、今ちょうど大学を卒業されて23歳の年になってくれていると思います。もちろんこの町内の方ですが。そういうお母さんが特に熱心な方で、東京大学の先端科学技術の当時の講師の方も私の校長室の方に来られて、話を聞かせていただきました。

いずれにいたしましても、私はここで大切にしなければならないことは、社会的にやっぱり思わぬ差別や、それから蔑視、疎外を受けることのないように、その障害を持っておられる方々への権利を少しでも擁護していく努力はしなくてはならないのかなど。今、議員お述べのことは、この学校と教員の連携というのがやっぱり大事だと思います。その連携というのがただやってくれということやなしに、そのスキル。それからICTの方も出ておりましたが、やっぱりどう使って、どんな形で子どもに伝えることが一番学習効果が上がるのか。ただ、これがツールになって、かえって子どもとパソコンだけが密着してしまって、教員と子どもの関係が希薄になるというおそれもございます。そんなことのないように、今、議員お述べのごとく、きちっと町の校園長会等で再度このことについての周知を図っていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 教育長、ありがとうございます。

現場でおられたときの校長時代の体験も踏まえてしっかり取り組んでいただいているようございまして、どなたが保護者がどうかわかりませんが、一議員として御礼を申し上げるところでございます。

それでは、継続的にやっぱり現場へきちっと、ソフトとして活用できているのかどうか。こういった障害を持つ子に関しては継続的なフォローが必要で、一時的にやったって意味がないですね。継続的なことが必要なので、今後とも教育長はじめ部長も課長もしっかりとお

取り組みをいただくように、ここからお願いを申し上げて、この質問は結構でございます。
ありがとうございました。

では、次をお願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2番の大きな質問でインフラ施設、町道の適正管理についてご回答させていただきます。

本町は平成25年度にいち早く道路の路面性状調査を行いました。現在は国の舗装要綱も変わり、個別計画の義務化、交付金の考え方の変更等もございまして、これらを調査実施し、舗装の断面の予測化を実施しております。今まで交通量の多い箇所幅の広い幅員、路盤からやらなあかところの1・2級を対象にやっておりました。今後は古い住宅といえますか、生活道路を重点に置き、今現在、令和元年度で自治会の要望を取りまとめて、令和2年度からまんべんなく町全体の安全な道路に自治会の要望を聞き、舗装修繕をやっていきたいというふうを考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） これは上牧町公共施設等総合管理計画、2017年、平成29年3月に出された分で、この間も誰かの質問のときに引用されとったん違うかなと。ここの10ページに道路とか橋梁とか上水道、下水道のインフラ施設について更新の考え方。これは手元にありますか。10%の下の方に更新の考え方として道路の更新年数15年となつとるんですね。これは、この15年というのはどこのを指して。全般的に15年、幹線道路も含めて、今おっしゃっている生活道路も含めて15年という意味でおっしゃっているのか、ここのところをもうちょっと説明していただけますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 先ほども言いましたように、上牧町の道路の調査をさせていただいて、今、大きい道路もそうだし、生活道路も含めて15年という形で考えてもらいたいと思います。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 私は1993年に今の松里園の居住地へ移りました。おおむね27年たつていると思います。オーバーレイもされたことがないと思います。ざっくり言うたら30年たつんですよ。正確に言いましたら27ですが。これは15年と今、部長おっしゃったんですよ。もう2サイクル来ているんですよ。私は住んでいますけど、オーバーレイもやったことがないと

思いますよ。だから、やったというのであればいつやったか教えていただきたいし、やっていなかったらやっていないで結構です。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 自分がこの調査をしてからでは松里園の方は全面的な改修をやっていないというふうに認識しております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） ここに15年となっているわけやから、そろそろ数年のアナウンスというんですか、それは別に構わんと思いますけれども、少なくとももう2サイクルしようと思っているわけですね。もう30年近いわけですから。オーバーレイもやっていませんし、路盤からもやっていませんし。だから、私が壇上で申し上げたように、松里園地域とその周辺道路の管理及び更新計画について答弁をいただきたい。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今現在、先ほども言いましたように、全体的な路面の計画をしております。今年度自治会からの要望を聞かせていただいて、3月中に取りまとめて、できるだけ、できるというか令和2年度で、言葉は悪いですけども旧村も、自分の地元の三軒屋もそうだし、新町もそうだし、旧村の方に重点的においてやっていくというのは、今、道路管理者としての考え方でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） ありがとうございます。だから、僕が壇上で言うた松里園もそうですが、上牧町の行政区域内道路の管理及び更新計画について。今、これ以上聞いたって具体的には無理なんですよね。無理やね。しっかりところら辺のところは、これは15年とここに明確に書いてあるわけやから、これはやっぱりきっちり15年でなかってもいいかと思うんですけど、その路面の状態を見ながら、やはり適正な管理をしとかないかん。

と申しますのは、後でまたお聞きしますけれども、私の記憶によると25年ほど前、つまり1994年前後かと思うんですが、10代の女子学生が二輪車に乗っている状態で町道のくぼみに車輪をとられて転倒。そして、その結果死亡するというまことに悲しい事故が発生したものであります。その後、上牧町は遺族に2,000万円を払い、謝罪をしたところであります。希望に満ちあふれていたであろう10代の女子学生。とうとい命が失われ、まことに残念であるとともに、遺族の皆さん方の悲しみはいかばかりかと思うものでございます。重ね重ね思うに、まことに痛ましい事故であります。これは、私、25年くらい前の話なので、私の記憶に錯誤、

要は間違いがあつてはいけませんので、理事者の皆さん方でこの事故に記憶のある方は挙手いただけませんか。あります。それでは、どちらでも結構ですから、私の記憶の間違いのあるところとかつけ加えるところがあつたら登壇いただけませんか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員がおっしゃっているのは、恐らく武安町長の時代の話だというふうに思います。名阪沿いで転倒されてお亡くなりになられたというのは記憶にございます。ほんで、弁護士さんを通じて調整をされたと。一時期役場の庁内的にも大騒ぎになったという記憶がございます。

○4番（木内利雄） 副町長は別につけ加えるところはございませんか。記憶ですのですね。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 私も直接その当時担当もしておりませんし、詳しい内容はちょっと記憶にはないんですけども、今、町長が申されましたように、当時、たしか西名阪の側道のたばこ屋さんがありまして、その少し東向きに坂を上っていく手前のところでたしか穴があいておつてそこで事故が起こつたと。そういってお亡くなりになられて、町の内部でもそういうふうな重大事象が発生したというんですが、重大事件があつたというのは記憶しているとその程度でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 町長、副町長、ありがとうございます。おおむね同じような記憶で、私の記憶には余り間違いがなかったかなと思うんですが、ただ部長の皆さん方はほとんど知らないんですよ。今ここにおられて手を挙げていただいたのは町長と副町長だけなんです。ほんで今、道路行政に携わっている杉浦部長もご存じなかった。こういうことは風化はさせてはならないから言い伝えていってください。道路行政に携わる人だけでなく全職員が同じ認識を持って、重大事故が起こつたんだと。道路管理が甘くて、至らなくて、女子学生のとうとい命が奪われたんだということをやっぱりずっと風化させないようにやっていただきたいと思いますが、これは部長、よろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 自分も道路担当として肝に銘じて、今後安全な道路を目指すために邁進していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そんなことで200人ほどの職員ですけれども、ひとつしっかりと継承はし

ていつていただきたい。私が申し上げているのは、こういうことが二度と起こってはいかないので、くぼみがあったり、でこぼこがあるような道路は速やかにパトロールをし、修正、管理をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） また繰り返すんですけれども、自分がこの調査をしようとした経過については今の西名阪の側道沿いがかなり傷んでいたと。町全体も見て補修もされていないという状況で、いち早くこれを取りかかったということで、今現状で見ると大分舗装自体もよくなっていると思いますので、今後もまた気をつけてパトロールをして安全に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 蛇足で申しわけないですが、当該事故の起こった西名阪道路の横の町道だけじゃなくて、上牧町全域の話を上申しているの、しっかりとお取り組みをいただきたいと思います。

それでは、次をお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） R22冷媒の件でございます。

施設の部分については、資料請求していただきまして提出させていただいたというふうに考えております。その分について今後の対策ということになると思います。私どもの2000年会館の方で使用する機器はもう19年を経過しております。災害時の避難所という重要な施設でもあることを踏まえ、継続して使用できるよう簡易点検、それと定期点検を十分に行い、運営を図ってまいりたいと思います。そして、個別施設計画の中でもそうですが、C O P 21があるように、温室効果ガスですか、その部分も今後削減していかなければ。2030年までには何%削減というふうなこともうたわれております。そのH C F Cの代がエフロンにつきましてもフロンガスであり、温暖化の部分になりますので、その辺も十分わきまえて、まず2030年までに中長期計画を策定し、いろんな施設がございます。順次財政とも相談していきながら、機器の交換を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教育委員会といたしましても、答えとしては今の部分と同じになりますけれども、まず学校部分につきましても当然まだそのような機械が残っていることは事実であります。その部分については、軽微な修理な済む分ではある程度使いたいとは考えて

おりますが、やはり、もう交換ということを考えて進めていきたいと思っております。

また文化センター、中央公民館につきましては、もうかなり機器が古いということもありますので、今、中長期の方でもう更新計画を立てて、かえていく予定をしております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 基本的なことを聞いておきたいんですが、当然これにはペガサスホールの大ホール、1,003席のあのホール。あれはこれには載っていないんですが、どういった装置になっているのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） あのクーラーにつきましては、吸収式でありますので、媒体がこのような物を使っていないので一旦除外にさせていただいているということでもあります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） もう一度確認しておきますが、大ホールの方に関しましてはガスの吸収式であって、冷媒に私が申し上げている当該のR22等を使っていないという見解でよろしいのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そこで、とりあえずお聞きしておきたいんですが、どちらにもお聞きしているんですが、今、出されている今のペガサスホールを含めた施設に関しましては、1993年、平成5年なんですよ。少なくとも二十七、八年、30年近くが経過しているの。2000年会館も当然、あれは私がちょうど議長の時でしたから、2000年からちょうど20年が経過していると。これらは全部当然更新時期に来ているわけですよ。ペガサスホールなんかの方はもう更新時期をちょっと過ぎているかもわからんですよ。

ちなみにお聞きするんですが、ざっくりで結構ですが、費用としては見積もりをとったことがあるのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今お聞きの件なんです。まず30年の10月にこれは2000年会館の方になりますが、見積もりを上げさせていただきました。1社は8,491万7,000円、もう1社につきましては1億965万3,000円。これはその当時、30年の10月及び11月ごろにとらせていただいております。この見積もり額は8%でっておりますので、これを8%から10%に変

えた金額で今お答えさせていただいております。ただ、この部分につきましても、見積もりをとった時期がありますが、これはR410Aの冷媒の部分でしていただいております。今、議員のおっしゃっているR32の部分ではなく、R410Aの部分の見積もりの額となっております。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 中央公民館と文化センターの方についても見積もりはもうできておりまして、約5,300万程度を予定しております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 5,300万。それは先ほど申し上げたような大ホールの入れかえ等も含んででしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） これはあくまで今言われましたR22を使っている平成5年度の個々に入っているクーラーの部分になります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そうですよね。そうでないと五千何万というのは安過ぎますよね。だから、少なくとも今の施設で2000年会館とペガサスホール、中央公民館等に関しましては更新しようと思ったら1億、1億は優にかかるんですよ。だから町長、総務部長もまた背中がぞくぞくとしたかもわからんけど、近いうちに2億とか3億の設備投資をしなければ更新ができないというふうになっていくので財政の方もしっかりと。今9億ぐらいしか積立金がないわけでしょう。そのうちから3億も4億も出ていったらあれなんで、しっかりと財政計画を立てて、長期的な計画を立てて取り組みをせんといかんのではないかなというふうに思いますので、老婆心ながら質問をさせていただいているところでございます。しっかりと取り組みをいただきたいと思います。それでは、この件は結構でございます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 続きまして、フロン排出抑制法に関して、上牧町の公共施設の取り組みについてというご質問でいいかと思います。

私ども福祉の憩の家等々につきまして実情は、その定格出力のキロワット数に応じて3カ月に1回の簡易点検をするのか、それとも1年に1回以内の点検をするのか。それでやって、まず実情といたしましては、私の認識不足でございますが、指定管理をさせていただいているところは簡易点検は今現在行っていないというふうな状況でございます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 学校及び中央公民館、ペガサスホールについて、この部分についての7.5キロワット以上については委託してしているところではありますが、また中央公民館、文化センターにおいては館内をお任せしている会社によって簡易点検も行っております。ただ、学校、また先ほど、こちらの方もありました地域公民館のクーラーの部分は全て7.5以下ではありますが、これについては今まで簡易点検を行ってきていないということがありますので、今後またそこも考えていきたいとは考えております。

○**議長（服部公英）** 木内議員。

○**4番（木内利雄）** それと、この管轄がわかりませんが、壇上で申し上げたように、2015年4月1日からこの法は施行されているんです。少なくとも四、五年たつわけですよ。これももうちょっと触れておきますと、冷媒としてフロン類が充填されている機器等については2015年4月1日から点検等が義務化されているわけですよ。これは今、部長お二人は、あなたたちが承知しておってやってないのか、承知をしていなかったのか。これの是非はいかがですか。

○**議長（服部公英）** 教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** まことに申しわけありませんが、勉強不足、認識不足で認識ができていなかったというのが答えになります。

○**議長（服部公英）** 住民福祉部長。

○**住民福祉部長（濱田 寛）** 私も今おっしゃった右に同じでございまして、認識不足というかそこまで深く認識していなかったのが事実でございます。

○**議長（服部公英）** 木内議員。

○**4番（木内利雄）** これは総務部長も副町長も含めて聞くんですが、これは当然、国・県から当然通達という形で、市町村が、市ぐらいやったらわかるかわからんけど、町村がこういったことに一定の知識がなければわからないと思うんですよ。そやから法律が施行される前に必ず県・国からの通達はあったかと思うんですよ。成立したのは何年ですか。これは2年ほど前やったと思うんですけどね。2012年か2013年やったと思うんですけどね。施行されたのは2015年、今から四、五年前の話です。通達というのはなかったですか。

○**議長（服部公英）** 総務部長。

○**総務部長（阪本正人）** この部分につきましては、通達はあったのかどうかというのはちょっと私の記憶の中にはないわけなんですけど、こういうふうな法律改正の部分につきましては、国から県を通して市町村に通達があるというふうには認識しておるわけなんですけど、この一

般質問の通告書をいただいてからちょっとさかのぼって、この通知があったかどうかというのを確認させていただいたわけなんですけど、なかなかその分の実際の通達というのはちょっと見つからなかったというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） では、日本管財をはじめとしてメンテナンスとかいわゆる保守点検を業者にやってもろうとするわけですよね。ここらの業者から当然あってしかるべきなんですよね。これはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その部分も一応担当の方に確認はしたんですけども、担当の方は知っていたみたいなんですけど、ただ情報の共有ができていなかったということになると思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 福社会館の方も日本管財の方から一応担当の者がお聞きしたということはあったというふうに聞いております。ただ、私も申しわけありませんが、その担当の方から上がってきていなかったというのが今、正直なところでございます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 本庁の方につきましては定期点検、また年1回の定期的な検査はさせていただいております。このフロンガスにつきましても以前ちょっとどこかで話を聞かせていただいたことがあったかというふうなのは自分の認識の中にありまして、本庁を管理していただいておりますのは大和美装さんの方で管理していただいておりますわけなんですけど、そういうふうな中で点検はしていただいておりますわけなんですけど、以前に僕もちょっと自分で手元の古い資料がありましたので、その部分のメモ書きを見てみましたら、27年4月1日から施行になるというふうな形で報告をいただいてメモ書きをしておったというのはございました。それと、今、この議場の中は空調を入れかえさせていただいているんですけども、以前の部分につきましたら議場の方に2台があって、ロビーの方にも1台があるとそういうふうな話の内容では聞かせていただいたという経緯はございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 例えば車の話やけど、この法律、ルールを知らなかったからスピード出し過ぎましたというのは通らないですよ。「ここ、右折れ禁止って知りませんでしてん」、これは通じないですよ。これと一緒になんです。私はお話をしたかわかりませんが、私、

そういう空調の仕事をしておりまして、この法律が始まったときに、私どものお客さんからとにかく全部見てくれと、この法律に従って見てくれと。私はいみじくも、とにかく、そんなのもったいないですよという話をして、そのお客さんからえらい怒られたことがあります。

「木内さん、今はそんな時代違いますよ」と。そこは一部上場の企業ですけどね。「法令遵守、コンプライアンスがどれだけ厳しいか。私どもみたいに上場している企業はこういうことを1点犯してでもむちゃくちゃ社会から厳しく非難されるし、株価にも影響しますと。だから金のことは次の話なんです」いうて、私も「ああ、そういうこと、やっぱり違うんだな」というふうに感じたことがあるんですけども、それと一緒にこういう団体が、上牧町という団体がこういうコンプライアンスを、要は法令遵守をしないというのはいかがかなと言わざるを得ないと、少し厳しく申し上げておきたいと思います。

そこで、各自治会の公民館、並びに老人の憩の家等に関してはどのようになさっているつもりですか。答弁をいただきます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 地域公民館のことになると思いますが、現在、地域公民館の運営と管理については指定管理者制度をひいて、自治会の方にやっけていただいているということは事実であります。そのことから指定管理者にフロン排出抑制法の説明を行い、また簡易調査の方法等も協議しながら指定管理者の方でしていただくように、指導またお願いしていききたいとは考えております。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、教育部長が言いましたように、私どもの方も指定管理を行っている施設につきましては、まず、十分な説明を申し上げ、その中で3カ月の簡易点検については実施者の具体的な権限がないということで、目視等による腐食、製品の破損、音などの点検などを指定管理者に行っていただき、その点検は当然これは記録が要ります。機器廃棄まで点検記録を作成し、その3カ月に1度作成していただいた部分については、一応私ども管理者の責任もございますので、その副本を管理者の方も必ずそれを持って、最終の破棄に至るまでさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） きちっとしておきたいんですが、今、議論させていただいているのはコンプレッサー出力が7.5キロワット未満の機械で、極端な話、ここにいらっしゃる資格のない皆さん方でも点検ができると。要は簡易点検という呼び方をしていますが、ただ一定の指導

は日本管財とかダイキンとか大和美装とかみたいな専門であるところにレクチャーを受けてからやらんといかんと思いますよ。一定のことをせんといかんのですが、これ、今、公民館、憩の家、指定管理者、つまり自治会の会長等が納得しますかね。3カ月に一遍ですよ。ちなみに松里園ですと、僕はあれ、要はキロワット数、コンプレッサー出力はようわかりませんが、大体3.75ぐらいやと思うんですけど、これも簡易点検でいけると思うんですけど、それがベランダに2台座っていますよ。下の階もありますけれども、それ、一々3カ月に一遍、自治会長が了解しますかね。どうやって説得するの。嫌や言うたらどないしますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まずはやっぱりちゃんとした説明をさせてもらってというのは当然なので、当然嫌がられる方もあるかもわかりませんが、まずちゃんと説明は果たしていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） そうですね。今、議員おっしゃられますように余計な仕事がふえるわけですから、それは当然「んんっ」という声も聞くかと思えますね。ただ、その分にも今、部長も申しましたように十分ご説明差し上げて、あくまでもその差、今おっしゃっていただいたキロワット数75以下、50未満以下ですから簡易点検の趣旨もご説明しながら、またその辺、重々にしていただくよう努めて説明をさせていただきます。それでまた、ここで、その後の話は別になると思いますが、その辺でまず進めていきたいというふうには考えています。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 両部長がしっかり指定管理者、つまり自治会の役員の皆さん方にご説明をして、やっていた。これは一定の費用、やってくれたら幾ばくかの手当というか報酬は出しますよという考え方があるという、それとも、いや、それはもうゼロでやってくださいという考え方なんですか。答弁いただきます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 一応指定管理者ということで施設の管理をお任せしているという立場からいうと、こちらからお金を出すことはできないと考えております。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 現段階では教育部長がおっしゃいましたそのとおりだという判断をしております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） それはほんだらお聞きはしておきますけど、そんなやったらもう指定管理者になりませんかと言うたら、これほどないなるんですか。そういう自治会長、自治会役員さんは出てくるかもわかりませんよ。3カ月に一遍やらなあかんわけやから。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、あくまでもその指定管理者というお受けをいただいた上でのお話をさせていただきました。たまたまその福祉部分、私の方が担当している部分で指定管理を行っていない部分はどうするんやということに当然なってきます。それと同じ形になるんですが、その部分につきましては担当課の方がやはり3カ月に1度は定期点検を行わなければ、これはさっき議員が申しあげましたように法令遵守がなっていないとなりますので、その辺は重々考えていきたいと思えます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） これ以上申しあげませんが、松里園の自治会もこの3月、4月でまた役員交代の時期です。うちは本部役員は2年に一遍なんですけどね。各自治会もそういうところも多いかなと思うんですけれども、しっかりとお取り組みをいただいて、また機会があるときに議員懇談会とかそういう場でも結構ですので、ご報告をいただくことを約束していただけませんか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい。その分についてはちゃんとまた報告をさせていただきます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議員懇談会ないしそういう場所があるものであれば、その経過、それとどういうふうになったのか、今後の検討、その辺も十分にご説明させていただきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 副町長も総務部長も答弁は要りませんから、私が今から言うことをしっかり肝に銘じとってください。住民の皆さんはそんなに暇やないですよ。だからしっかりとお取り組みをせんと現場が混乱する場面もあるかと思えますので、しっかりとお取り組みをされるよう、老婆心ながら申しあげ、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（服部公英） 以上で、4番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時15分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（服部公英） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） それでは、2019年12月の一般質問を行わせていただきます。

11番、日本共産党、東 充洋です。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。私の質問は、令和2年度、2020年度の予算編成について、安全対策について、防災対策についての3項目について質問を行ってまいりたいと思います。

質問に入る前に、日本の政治状況について少し触れておきます。12月9日、67日間の会期で第200回国会が閉会となりました。今回の国会で与野党の攻防は、安倍晋三首相の主催する「桜を見る会」が本来の趣旨である各界で功労、功績のある人を推薦するという本来の招待基準の趣旨を勝手にゆがめて公的行事を私物化した疑惑についてでした。この問題は日本共産党が発行する新聞、赤旗日曜版がスクープ、11月8日の参議院予算委員会で日本共産党の田村智子参議院議員が追及し、急浮上しました。

税金の私物化は許さないと野党全体の追求となりました。公的行事の私物化、招待者問題では、2019年の招待者約1万5,000人のうち、約8,000人が官邸、自民党関係者の推薦枠、うち首相ら官邸幹部枠は約2,000人と発表されました。が、2014年の資料では3,400人、19年度枠はさらに多かった可能性がある。首相推薦枠の中で私人である首相夫人、昭恵氏の推薦枠があり、安倍首相の後援会関係者が多数参加、首相の事務所名で「桜を見る会」を含んだ観光ツアーの参加者を募る案内状も明らかになりました。また、自民党が参院選改選議員に

後援会関係者らを4組まで招待できるとした案内状を送ったことも判明しました。前夜祭の会費問題では、パーティー料金の相場1人1万5,000円が5,000円で、差額を穴埋めしていれば公職選挙法が禁じる有権者への寄附の可能性。安倍首相は料金はホテル側が設定というもの、見積書、明細書はないと説明、安倍晋三事務所後援会の主催なのに首相が関係する全ての政治団体の政治資金収支報告書に収支の記載がなく、政治資金規制法違反の疑いがあるという問題も起こりました。

まだまだ多くの問題が解明されておらず、安倍首相も説明には不誠実で閉会で逃げ切ろうと図りましたが、閉会後もこの問題について議論することが与野党で合意されました。ぜひ国民の血税の使途を明らかにすることを強く求め、本題の一般質問に入ってまいりたいと思います。

質問項目の1つ目は2019年度予算編成についてです。現在、上牧町では予算編成が進められていると思われます。

1、予算編成方針、予算規模、重点施策について。新規施策を含め。また、4つ目としましては公共料金の動向について。以上の4点について答弁を求めます。

質問の項目の2つ目の安全対策についてです。

安心・安全なまちづくりを掲げる上牧町に住民の皆さんから、1、自転車の歩道の往来は危険。自転車が利用できる歩道には利用可の標識を標示するようにしていただきたい。

2、県道も含め、町内の道路のセンターラインや横断歩道や道路標示が消えており、夜や雨の日には危険。

3つ目としまして、西名阪自動車道にかかるつくも橋交差点の防音壁をおかあり橋のように一部透明化を要望します。

4、家庭菜園で野菜づくりを楽しんでいる人たちがたくさんおられます。作物を育てるためにいろいろな薬品が使用されていると聞き及んでいます。必要がなくなった薬品はどのように処理されているのか。また、上牧町の対応及び施策についての答弁を願います。

質問の項目の3つ目は防災対策についてであります。

上牧町は役場を防災対策本部として電力の供給が受けられなくなった場合のために72時間使用できる装置を導入し、充実に努められています。災害時に通信が途絶え、安否確認に時間がかかり、身内の者は心配するも連絡がとれない状況が続きます。通信手段の1つとしてWi-Fi設備の対策を対策本部及び避難所に設置する自治体が増加しています。上牧町におかれましても災害時のためWi-Fi設備を設置するよう要望いたします。

以上3項目について質問をいたします。

再質問につきましては質問者席で行わせていただきます。それではお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目の予算編成方針についてご回答の方をさせていただきます。

予算方針につきましては、将来の人口の変化を見据えた持続可能なまちづくりや支援が必要な人への途切れることのない支援体制づくり、公共施設の管理や老朽化への対応、ごみ処理など多くの課題解決が求められる中、第5次総合計画に掲げる全ての目標を達成し、目指す将来像は「ほほ笑みあふれる和のまちづくり」を実現するためには着実に、かつスピード感をもって施策を推進しなければなりません。

一方で、令和2年度一般会計予算は町民税の一般財源の増加が見込めない中、扶助費や繰出金等の社会保障経費は依然として増加が見込まれ、さらに公共施設等の老朽化対策、不燃ごみ中継施設の建設や山辺・県北西部広域環境衛生組合の建設負担金などさまざまな課題に取り組む費用の計上が必要であることから、大変厳しい予算編成になることが予想されます。

また、財政状況についても類似団体と比較すると依然厳しい状況にあり、そのため職員一人一人がこの現状に課題意識を持ち、限られた財源を有効に活用するため、既存事業のあり方を再度見直す必要がございます。

これらを踏まえて、来年度においても町民ニーズを的確に見きわめ、町民の視点を大切に事業展開を図ることとし、政策立案と予算編成の視点に基づき、町政を運営をしていく予定をさせていただいております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。まあまあそういうことであろうなというふうに思います。スピード感を持ってということと、それから、やはり総合計画はきちっと立てられたわけですから、それに基づいての財政運営を図っていくということを基本に置いていただければというふうに思います。ぜひ厳しい中でも我々、住む住民が充実感が持てるようなそのような施策を講じていただけてというふうに。それはお金をたくさん使えということではなしに、満足感というんでしょうか。やはり知恵と知識を絞られて、そういう中で施策を講じていただけてというふうに取り組んでいただきたいというふうに希望しておきたいと思います。

それでは、予算規模についてお伺いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 予算規模についてでございますが、現在各課との予算ヒアリングを実施させていただいておるところでございます。その部分につきましてはまだ協議を進めておりますので、予算規模につきましてはまだ幾らというふうな金額の方は出ておりませんが、令和元年度の予算規模でいいますと、約74億1,600万円の予算規模であったというところがございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 今後どういうふうに精査されていくかというのは別として、大体予算規模としては七十四、五億というあたりを推移しておいていいというふうに踏んでよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。最近の予算規模を見させていただきましたら、大体72億、73億、74億、その辺の予算規模になっておりましたので、先ほど予算編成の方針でもお話をさせていただきましたが、まだまだ課題的な部分が多々ございます。そういうふうな部分も見きわめながら予算編成をやっていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。そういう中で今度は重点施策、新規施策も含めてなんですけれども、先ほど部長がおっしゃったように、当然ごみの問題で、不燃ごみの置き場等をきちっと整備をしていかなければならないというのは1つの大きな課題としてあるのかなというふうに思いますので、多分この辺は来年度予算で措置されるのかなというふうに思うんですけれども、新たな施策として、また重点的な施策としてどのような特徴を持たれておるのかご説明をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 3点目の重点施策及び新規施策と申しまして、これについてご回答の方をさせていただきます。

重点施策につきましては、これまでに引き続き第5次総合計画や総合戦略に伴う事業を中心とした、例えば、まきっ子塾や子育て支援など社会ニーズに応じた施策の展開を検討していくというところがございます。

新規施策につきましては、学校給食会計の透明性の向上、安定的な給食の実施、また教職員の負担軽減を目的とした学校給食の公会計化の予定もさせていただいております。それとまた、今議会の方にも、総務委員会の方にも補正予算で計上させていただいたわけござい

ますが、高齢者や交通手段のない方の移動手段としてご活躍していただいておりますコミュニティバスについても来年度より1台増便し、この部分につきましてはアンケートや自治会要望なども反映をさせていただいております、新たなルートで運行をする予定をさせていただいておられるというのが、簡単ではございますが主な新規施策になってくるのかなど。

また、これ以外にもまだまだ新しい部分につきましては出てくるとは考えております。そういうふうな部分も含めまして予算編成をやっていききたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 先ほど私の申したのは外れていますか。不燃ごみの施設とかそういうのは。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議員おっしゃっていただいたそういう部分も含めて、ごみの中継施設の部分につきましては以前から少しお話がありましたので、今の回答の中には外させていただいたところがございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。それでは公共料金の動向についてお願いをいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 4つ目の公共料金の動向でございます。これにつきましては来年度の引き上げの予定はしておりません。しかし、今後、施設の老朽化や管理コストなどによる維持管理経費の増加は予想されますので、受益者負担の公平性を考慮した公共料金の適正化を検討する必要があるというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 適正化を図るための検討はしていこうということで、来年度そのものにはそれは反映されてこないというふうに理解してよろしいですね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○11番（東 充洋） 了解しました。結構です。

そしたら、次をお願いします。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 昨日、遠山議員の方から法令的な話だとかそういうのは詳しくお聞かせをいただいたわけですが、私はもう少し簡単な話で、私の考えていたことは当然自

転車というのは車道を走るものであろうというふうに考えておりました。そういう中で、例えばの話なんですけれども、この役場前の県道なんかは自転車で走れば非常に危ないなというような気がしてまして、そういうところは歩道を通っても仕方がないのかなというような考えを持っていたんですね。そういう中で住民の方からお話があったのは、歩道を自転車が走るにしても今言うた中で走っていいところと悪いところがあるだろうと。そういう中で、もし広い歩道で自転車が走って、歩行者も安全を図れるような歩道であるならば、ここは自転車走ってもいいですよとかいうようなそういう住民が歩いていて、自転車がここを通るんだなという状況がわかる、こういうついている、自転車のマークをしてやっている標識ありますよね、そういうのを示してもらえないかなと。ただむやみやたらにどこでも歩道を自転車が往来するということについては危険を感じるというふうにお年を召した方々はおっしゃっておられるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 歩道を通行できる条件、自転車の道路交通ルールというのを少し調べさせてもらって、今、議員がおっしゃった内容で一応軽車両という形で基本的には歩道は走ったらあかんと、車道を走りなさいというのが改正された道路交通法だと思います。その中で歩道を通行できる条件としては、今議員がおっしゃったように、自転車通行可能な標識では大人と子どもが手をつないでいるやつと自転車がいる青の表示なんです。

それで、上牧町の状況を調べさせていただきました。一定の3メートル、4メートルほどの確保が必要やということで、今現在町内には下牧高田線と米山新町線、片岡台6号線、桜ヶ丘1号線、桜ヶ丘12号線が挙げられるというふうに現場担当の方で確認をとれています。ただ、昔のマウンドアップ式の歩道なので、通ってちょっと車道に寄り添ってけがをされたら危険な場合もございますので、防護柵等も必要かなと思いますので、そういったこともいろいろなこと考えながら、そういう標識もできますので、最寄りの西大和警察、奈良県警の方にご相談をして協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） それはそれとしてぜひお願いしたいというふうに思うんですけれども、片岡台の3丁目のバス停をご存じですか。王寺行きの方です。団地側の方です。あそこは歩道があって、バス停のところを少しURの土地の方に削ってこういう形でやっているところがあると思うんですよね。あれがあっても危ないんですね。今は昔ほどバスに乗る方というのは減って、あんなもう列を並ぶような、歩道の人バス停でバスを待っているという状況

は見られなくなっただけですけれども、それでもやっぱりバスに乗る方が非常に多い中で、やっぱり自転車で車道じゃなくて歩道を走ってこられる方もたくさんいらっしゃいます。そこを並んでいる横を自転車が走って抜けていくわけですよね。そういうこともありますので、そういうところにはやっぱり今おっしゃっていた、広陵町なんかでもありますが、青い線を引いて自転車が通れますよと。あの道は団地の前から片線で車2台は十分通れる広さがあるんですよね。ですから、その辺は自転車が通行してもいいという、道路をしなさいというような標識があってもいいのかなというふうに思うんですけども、その辺は皆さんの判断にお任せするんですけども、ぜひそういうところでの安全を図ってほしい。

特にこのおくやまの交差点付近のところの歩道なんですけれども、やはり車の往来が多いですので、歩道を走っておられる方というのは非常に多いですよね。やっぱりそういうところにも自転車が往来しますよというのだったら、していいのであるならば自転車が往来するということを十分住民の皆さんに意識してもらえるような、自転車に乗っている方においても、また歩行している方においてもどちらにも一目で「あ、ここは自転車が来るところなんだな」ということがわかるように、そういうような区分をぜひやっていただきたいというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、提案ございました。遠山議員からもこういった広陵町がしている矢羽根という自転車をマークしたラインも、また自転車専用帯ということもございます。今、歩道も含めてなんですけれども、基本は自転車は車道を通りなさいということをやまず徹底をして、自転車に乗っている人が注意喚起というか、わかってもらうというのが建前なので、道路管理者としては十分これから警察と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） それで、こういう丸い標識で自転車のマークを書いている標識があるじゃないですか。あの標識というのは町が独自につけられるものなんですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 自分の今の認識では多分警察の決定をもらえるというか、警察のが要ると思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 総務部長はわかるか。公安とかそういうところが必要なのか。

(「警察」と言う者あり)

○11番(東 充洋) 警察が要る。わかりました。

警察の許可が要ると、また警察との協議が要るといような状況になるような感じですので、その辺は十分協議していただいていち早くそういう区分ができるようなそのような安全対策を図ってください。これは本当に多くの住民の方からの要望がありますので、お願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、次をお願いします。

○議長(服部公英) 都市環境部長。

○都市環境部長(杉浦俊行) 続きまして、2番ですけれども、センターラインとか横断歩道、道路標識が消えて、夜も日中もちょっと危ないということなんですけれども、県道もそうだし、警察が、公安委員会がやるべきことも、遠山議員の質問の中で道路管理者もやらなくてはいけないこともございます。そういったところを丁寧に写真を撮って現場を把握して、十分関係機関に説明してやってもらえるように協議を重ねていきます。また、道路管理者としては公安交付金をいただいてやっていますし、道路舗装と修繕的にも消えているところも十分やっていっていますので、そういうところを取り組んでいきたいと思っております。

○議長(服部公英) 東議員。

○11番(東 充洋) きこの遠山議員の資料から見てもほとんどのところが、もう歩道だとかそういうところがもう消えかかっているということで、よく見えるのは新しく舗装されたところとか、最近舗装されたところだけですね。あとのところはもうほとんど消えかかっているところばかりというふうに言い切ってもいいぐらいの状況であるというふうに理解しています。それにおいては公安委員会もまたここにかかわってくるわけなんですけれども、県道は当然県が管理をし、やるというふうに思うんですけど、町道の場合も当然公安委員会との協議があつて、許認可があつて白線を引くんですよね。違うんですか。

○議長(服部公英) 都市環境部長。

○都市環境部長(杉浦俊行) 基本的に横断歩道とセンターの黄色、とまれの標示、そういったものは基本は警察がやってくれます。路側線については上牧町がやります。ただ、先ほども述べたように、道路補修で切削したら全部消えますので、それは道路管理者が原状復旧という形でやっているのが状況でございます。

○議長(服部公英) 東議員。

○11番(東 充洋) 町道の場合、歩道は県の公安委員会の認可が要るといことなんですし

ょうけども、その費用はどうなるんですか。町道の場合、白線を引く、また黄色い線を引くという費用はどこから出ているんですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 交通安全対策特別交付金というのは、言ったら奈良県下で罰則金で特別公安交付金という歳入の補助金をもらっております。その中で施設としてカーブミラーの補修だったり、道路の補修だったりを上牧町が今やっているという状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その交付金というのは予算で言うたらどこになるの。何費。土木費ですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 歳入の総務費。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 歳入だけあって歳出はどこにあるの。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 歳入で交通安全対策特別交付金です。出では土木費の道路水路管理費の工事請負費の道路交通安全工事で出の方では見えています。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら30年度で結構ですので、そういう白線とか横断歩道を引きかえたという、新たにしたというようなところ、新たにというか当然上塗りですよ。そういうふうに行っているのは何カ所ぐらいあるんですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今年度は片岡台1丁目のところをやらせていただきました。それを1カ所やらせていただいております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） それはあれでしょう。新たに片岡台幼稚園から河合町との境目のところまで真っすぐに道路補修をし直したところに緑の線だとか白線だとか横断歩道だとか、1丁目のところの片岡台の団地の前のところとかというところに引いただけですか。

○都市環境部長（杉浦俊行） はい。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） だったら、そういう交付金にもよると思うんですけども、やらなけ

ればならないことがたくさんあると思うんですね。白線だけにその費用を使うということにはならないと思うんですけれども、それだったらそれで、この財源というのは交付金ですの
で毎年幾らというふうには決まっていないというふうには思うんですね。それで、やはり、こ
れにおいてもそれなりの計画というんでしょうか。今年度はこことこことかいうふうなもの
を立てないと、今の話では全然、1カ所新たなところに引くだけのことであって、ほかの消
えているところにおいては手を施さないというような状況に受け取っているんですけれども、
その点はどうなんですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員のおっしゃるとおり、今、計画性も持っていないので、今
後はそういった交付金を使わせていただきますので、きちっと計画性を持ってやっていきま
す。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、東議員がおっしゃっているのは白線の部分の話で、どういうふ
うな形で今後やっていくのかというふうな内容でございます。部長が言っていますのは、交
付金を使って一緒に道路の部分と白線の部分をやりたいというふうな意味合いで説明してい
るのかなとは思っています。それじゃなしに、議員いわくは、もう白線の部分だけでもできな
いのかというふうな、その部分の年次計画はあるのかというふうなこともおっしゃって
いただきました。確かに今その部分のだけの計画というのは実際まちづくり創生課の方では
できていないというのが現状でございますが、その部分も含めまして今後もっと検討させて
いただいて、どういうふうな形が一番いいのかというのをまた議員の皆様へ報告できるの
であればさせていただきたいというふうには考えます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。それを聞きたかったんです。ですから、新
たなところだけではなしに抜けないとね。だから、部長のところの課は一体どこが白線が消
えてしまっているんやら、何なんやらということをして「いや、つかんでます、つかんでます」と
言ったところで剥げているところがあっても直す意志がない、直さないというようなこと
があっただから、我々がいくら言っても何ら解決しない話じゃないですか。

ですから、一応新たなところを引くというのはこれはもう目に見えてわかることです。や
らなければならないというのは当たり前です。しかし、それ以外のところで危険なところ
があると言うてるんですから、そこの危険度の度合いもあるかもわかりませんが、横断

歩道がある、それから停止線があるというふうな必ず危ないところじゃないですか。そやから、そういうところがあるわけですから、消えているというのであるならばいち早く協議をしていただいて、そこに、そら何十カ所もできないかわかりませんが、年間やっぱりここが危ないなというところをきちっと補修をしていくというようなことがされないで、したら安全・安心のまちづくりってどこにあるんですか。そらやっぱりだめだと思いませんか。やっぱりそういうふうに掲げている以上はそういう細かなところも、費用は要るんですけども、そら何十カ所もできないかもわかりませんが、やはり安全を図ってこうという1つの目安として、計画とそれからやっぱり実行をしていかないとだめだというふうに思っています。その辺、副町長。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 少し整理させていただきます。横断歩道が消えかけているところにつきましては、公安委員会の方に施工になりますから随時要望させていただいてきました。ただ、先般の遠山議員の一般質問でもありましたように消えかけているところが多々あるというところもございます。この分につきましては横断歩道の点検を行いまして、公安委員会の方にこういう状況だと写真を添えて強く要望したいというふうに思っております。

それと今の白線の部分でございます。黄色の追い越し車線、それから停止線、とまれの部分です。これも同様に横断歩道と同等になっておりますので公安委員会の方に、状況を見てわかるように関係書類を添えて強く要望したいというふうに思います。

それと白線でございます。この分については先ほど交付金の方でちょっとお話をさせていただきましたが、約200万弱の交付金だと思います。その部分の中で例えば、安全対策として横断歩道のカラー舗装なり、それからカーブミラー等々が交付金では賄われない部分についても町費を加算して施工したわけでございます。おっしゃいますように白線部分、これまで道路の補修する部分もたくさんございますので、それにあわせて白線等を施工してはいますが、おっしゃいますように、たくさん見えにくいところ、また消えかけているところ等々ございます。この部分につきましても一斉点検を担当課の方に指示をしまして、全てが全てできるとは、予算の関係上もございますが、危険と思われるところを特にその部分について施工をするように、考えるようにという形で指示をしたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 副町長、ということは歩道の白線があるやないですか。横断歩道の白線、それから停止線とかいうのは、引く場合は部長がおっしゃっていた安全対策の交付金と

かではなくて県の方の予算でされると。ですから時間がかかるというふうに解釈していいわけですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） はい。今、議員が申されましたように、これも先ほどの交通規制の看板と一緒に、横断歩道、それから停止線、それから道路の中央にある黄色の追い越し禁止の線でございます。この部分につきましては公安委員会の施工となっております、道路管理者であっても直接それは施工できないと。そのことから、これまでも消えかけている部分については公安委員会の方に要望はしておりましたが、先ほども申しましたように、先日の遠山議員のこういう写真が届いてますよというところも大変安全に対しては速やかにでも行わなければならないところもあるかなというふうに再認識したところでございます。そのことも踏まえまして町の方といたしましても、特に消えかけているところにつきましては写真も添えて、こういう状況ですというふうな形で、再度強く公安委員会の方に要望はさせていただきたいと思います。その部分の中で、公安委員会も予算を持ってされておられますので、全てが全てはできないかもわかりませんが、町としては1カ所でも2カ所でもこういう状況を説明をさせていただいて、1カ所でも2カ所でも横断歩道、また線を引いてもらえるように強く要望していきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。ぜひ早急に手立てを打っていただいて、やはり安全を図っていただくというふうに。これはもうそういうふうな話になれば全県的な話になるわけで、非常に難しい面があるんだろうなというふうに思うんですけども、やはりその辺はきちっと示していただいて、早く補修されるように強く望んでおきたいというふうに思います。

それでは、次をお願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 3番目のおかあり橋のようにつくも橋も防音壁の透明化をしてほしいということで、これの議員から質問が以前あったかなというふうに自分自身は認識しております。それで、29年、30年に2カ年に分けてNEXC O西日本に町長名で要望してきました。回答としましては、つくも橋についてはおかあり橋と違って信号機があるから安全確保がされるということで、現在のところ透明化にするということとはできないということを一応回答いただいております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番(東 充洋) それはおかしいねん。そんな話。何で。おかあり橋も信号あんねんで。それからもう1つ、言っても河合町のまほろばホールの北側も細いけど、あれは透明になってんねんで。その向こうの大きな通り、バス通り、走っている通り、あの大きな交差点でも透明になってんやで。何で片岡台だけ安全が図られるって。向こうの方がずっと広いし、あれやのにからどうしてできているんですか。その理屈はそれはちょっとわからんな。

29、30と言っていたいたんですけど、31はどうだったんですか。私はできるまで毎年やってくれと。この話は下間さんが部長のときから僕は言い続けている話ですな。そやから、それが原因で死亡事故が起こったわけではないんですけどね。透明性でなかったから見通しが悪かったということで事故が起こったのではないと思うんですけれども、しかし、あの交差点で死亡事故が起こっていることは確かじゃないですか。そして、あそこはまさしく通学路であることは確かじゃないですか。帰りはちゃんと見守りの方がそれぞれの信号機のところに立って子どもたちの安全を図っておられるんですけれども、実は通学の時も集団で行っていますけれども、帰りほどたくさんの方が出られてやっているわけではないんですな。ですから、そういうことも踏まえて、やはりできるまで言い続けてください。別にお金がかかるわけではありませんで。

○議長(服部公英) 都市環境部長。

○都市環境部長(杉浦俊行) 議員の方から今、強い要望をいただいております。私の方も2年間かけてNEXCOの方に足を運んで要望をさせていただきました。回答としてはできないということなので、やってもらえるということは僕も回答はできないけれども、議員もおっしゃるように毎年要望を続けるようにしていきます。

○議長(服部公英) 東議員。

○11番(東 充洋) 私の言っているのは理屈が合わんということを言ってくださいな。向こうがおっしゃっている理屈が、言っていることが全然合わないと。言うてください。言うんでしたら、耐用年数がまだあるんですと。それが壊れてきたときに、やり直すときにやり直すなんて言うんやったら、まだしゃれた回答じゃないですか。ここは安全やからやると、向こうと比べてどこが安全なんかと。そういうことも全く話が矛盾していますので。ですから、一々行っていただかなくても、電話でも結構ですから、ずっと毎年やってください。それはもう本当に毎月やってください。それぐらいお願いします。

次をお願いします。

○議長(服部公英) 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 4番目の回答をさせていただきます。

最近農業で薬品が使われているということで、必要でなくなった薬品はどのようにされているかということですが、当町のごみの分別のご家庭で配っている中で一番後ろの方に薬品という形で載っております。その中で農薬の薬品について専門的なところに持って行ってください。それと今、JAの方で11月に年1回その薬品を回収するというので、聞き及んでいるところではしてくれているそうなので、基本的に上牧町はごみの分別の中に農薬というのは危険物であるから、それはその廃棄物業者に出してくださいというのを住民に多分知らせていると思いますので。例えば、僕は農業をしています。殺虫剤やら消毒の方は年に1回JAの方に袋に入れて持っていくというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その分別の袋というのはどんなのですか。僕が知っているのは黄色と緑しかないんやけど。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 袋と違って、自分でそういうところに持って行ってくださいというふうにお知らせしています。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 先ほど部長も答弁されていたと思います。改めてお話しさせていただきますけれども、農薬ということで、これにつきましては一応薬品でございます。ですので、全戸配布させていただいております「ごみの分け方&出し方」、ここに「町で収集できないごみ」というところのチャンネルの中に掲載させていただいております。先ほど部長からも話がありましたけれども、それとあと回収につきましては購入店で相談いただくか、あとは町で収集しております許可業者にお問い合わせしてくださいというようなことを書かせていただいております。あと、今言うように農協ですね。JAの方でも年1回、回収していただいているということでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） JAが回収してくれるというのはいいんですけども、どこのJAに持っていくんですか。来てくれるんですか。それとも持っていかなきゃだめなんでしょう。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 自分は先ほど言うたように、西大和の方にビニール袋に入れて持って行っていきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 部長のところだとか、それからいろいろやっている方というのは多分そういうことはご存じだと思うんですよ。ちゃんと管理もされているというふうに思うんですね。ところが、何て言うんですか、ちょっとだけやっている方ってじゃないですか。楽しみでやっている方ってたくさんいてはって、その人たちが使ったときに皆さんみたいにきちっと管理されているんやろうかという不安が住民の方において、同じく畑つくっている人、もうちょっと大きく畑をつくっているんですけども、その人たちが「みんなどうしてはるんやろうな」という疑問があって「1回聞いてくれへんか」という話があったからちょっと聞いているんですけどもね。そやから、みんながみんな部長みたいにきちっと管理をして、ナイロンに入れて持って行くというふうなことがされているんでしたら、多分この方もそういうことは言っておられないというふうに思うんですけども、そういう心配があるから1回役場の方に聞いてくれへんかというから聞いているんです。わかりました。そしたら、そういうことを多分そこに書いているというものをもう少し啓蒙してもらえますか。お願いしておきたいと思います。

そしたら、次をお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 防災対策についてというところのW i - F i の設置をされるよう要望しますというところのご回答をさせていただきます。

前回、平成29年の12月議会でございました。このときにも東議員の方からこのW i - F i の部分のご質問がありました。そのときと今回との内容は少し違うわけですが、前回の部分につきましては、自動販売機の売り上げでW i - F i はどうだったんだというような話の内容だったと思います。その後、業者と打ち合わせをさせていただいて、そのときの流れだけ少しお話をさせていただきます。その後、お話をさせていただいて、上牧町の自動販売機の部分については余り売り上げがないので、そういうふうなW i - F i や防犯カメラの設置は難しいというふうなご回答をいただいたところでございます。

今回、W i - F i の要望の方の回答をさせていただきますが、昨今の状況と国の示されている内容、それと町の考え方につきましてご回答をさせていただきます。携帯電話のインフラ網が整備され、スマートフォンやタブレット端末を日々たくさんの方が利用される時代となりました。そんな中、突然の災害発生時には一斉に連絡を取り合うこととなり、携帯電話回線の混雑などによるトラブルなど利用不能な状況が発生するおそれもあります。そういっ

た状況の中、固定回線をベースとする公衆W i - F i を無料開放し、連絡、情報収集を行えるよう環境を整備しておくことは有効と考えられます。国においても防災等に資するW i - F i 環境の整備計画による避難所、それとまた避難場所や公的な拠点に整備を進める整備計画が示されておるところでございます。

さて、上牧町におきましては今、現状、一つ一つの整備させていただいておるわけですが、具体的にいいますと、ここにも書いていただいているように、防災力の向上を目的として72時間の本町の非常発電機の整備をさせていただきました。令和元年度におきましては、2000年会館におきましても非常用の発電機の整備も進めてきたところでございます。それとまた、今年度の当初予算におきまして、避難所といたしまして各小・中学校の体育館の改修の実施設計の委託も計上させていただいたところではございますが、この改修は避難場所もそうでございますが、通常時の多目的トイレや洋式化の改修を進めておるところでございます。それと、今後は避難者の方が避難された場合の安心の向上を目指し、公衆W i - F i の整備も1つの手段と思われま。

ご提案いただいた内容につきましては、この部分につきましては大事な部分でございます。どのような方法がいいのか、また何カ所に必要なのかを、近隣市町村で既に導入されている事例もございますので、そういう部分も参考にさせていただきながら研究をさせていただきます。できるだけ早く前向きに検討をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） この時代になってW i - F i の施設もないというのは、もう広陵はあるんですよ。王寺もあるんですよ。上牧町はないんです。いくら災害の少ない町だと言われても何が起こるかわからないということが先般からこの議会の中でもいろいろと論議されているという状況です。やはり、W i - F i の施設、そんなに何千万というような費用をかけなければならないなんていうようなことは考えられません。ですから、一応その辺もきちっと各メーカーがありますので、それと1回相談しはったらいかがかなというふうに思うんですけども。

それと、やはり、どうして通信が大事か言うたら、私の経験から言いますと、私の姉が石巻にいてるんです。あの震災のとき1カ月安否がわからなかったんです。安否がわかったのは、学校に避難していて、私はここにいますということで自筆で紙に自分の名前を書くんですね。ですから、それを違うおいが見つけて、同じ名字と名前の人がおるということで、

そこにおるといことが明らかになって安心したんですけど、1カ月わからなかったんです。通信も地震が起こったというときに義理の兄が電話を入れて話をしている、「大変や」という「行くな」というのに家まで戻ったというから、もう津波に多分飲み込まれたの違うかなという心配があったんですけどね。無事だってよかったんですけど、結局は1カ月、みんなもうどなかったかなということわからなかったというのがある、やはり、Wi-Fiなどの通信手段があれば、手持ちに電話があれば何とか連絡とれるという状況になりますので、それぐらい大事なものだという認識をぜひ改めてしていただいて、早く実現できるようにぜひお願いしておきたいというふうに思います。これがやはり今中町長の掲げる「安全・安心のまち」の1つだというふうに確信はしておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時12分

令和元年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和元年12月16日（月）午前10時開会

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 3 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 5 議第 4 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 6 議第 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 7 議第 6 号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 7 号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 1 3 号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第 1 0 文教厚生委員長報告について
- 第 1 1 議第 8 号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議第 9 号 西和地域病児保育室設置条例の制定について
- 第 1 3 議第 1 0 号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 第 1 4 議第 1 1 号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定について
- 第 1 5 議第 1 2 号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について
- 第 1 6 議第 1 4 号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第 1 7 議第 1 5 号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第 1 8 議第 1 6 号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第 1 9 議第 1 7 号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第 2 0 議第 1 8 号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎総務建設委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第1、総務建設委員長報告について。

木内委員長、報告願います。

木内議員。

（総務建設委員長 木内利雄 登壇）

○総務建設委員長（木内利雄） 皆さん、おはようございます。4番、木内利雄です。

総務建設委員会の報告を行わせていただきます。

去る12月6日の本会議において総務建設委員会に付託されました町長提出議案は8議案であり、以下のとおりです。

議第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議第6号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算(第

3回) についてであります。

以上の8議案について、12月10日、全委員出席のもと総務建設委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。結果、さきの8議案は全委員異議なく可決すべきものと決したことをご報告いたします。また、各委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第3号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

問い、当該条例制定の理由についての質問に対して、答え、今まで臨時並びに非常勤職員の採用要件等が法令上明確でなかったことから課題もあった。適正な任用並びに勤務条件を確保するということを踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことから、本町においても条例の制定をしたとの答弁がありました。次に、問い、会計年度任用職員の給与及び手当等の説明をとの質問に対して、答え、フルタイム会計年度任用職員については、給料、地域手当、勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当が支給される。また、パートタイム会計年度任用職員については、報酬及び期末手当が支給されるとの答弁がありました。

次に、議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

歳出に関しては、款総務費、節備品購入費、コミュニティバス購入費619万3,000円について。問い、コミュニティバスの運行開始は令和2年4月からとなっているが、スケジュールと進捗状況についての質問に対して、答え、現在時刻表を作成中である。ルートや時刻表を作成の上、来年3月の広報かんまきに折り込みを行う。そして、バス購入とバス停の看板は1月に入札を行い、業者を決定の上、3月中旬には全ての準備が整うものと予定しているとの答弁がありました。

次に、問い、款民生費、節扶助費、障害児施設給付費について、1,400万円の増額補正が計上されている。その要因について説明を求めるとの質問に対して、答え、障害児施設給付費については、当初予算では過去年度を精査し9,417万2,000円計上したが、対象経費3月から9月までの実績が5,996万7,000円となり、10月から2月、対象経費の実績見込みが4,820万5,000円となり1,400万円の不足が見込まれるため、補正計上を行った。要因は、児童発達支援と放課後等デイサービスが特に当初より増額となっており、児童発達支援を1人の人が複数のサービスを受けられている傾向が一因と思われるとの答弁がありました。

次に、款農林商工業費、節報償費、有害鳥獣狩猟者の謝礼7万2,000円について。問い、1回3,000円で6回の4人分、つまり3,000円掛ける6回掛ける4人で7万2,000円の報償費を1頭ごとの報償に変更できないかとの質問に対して、答え、捕獲は難しい箱わなと足わなのた

め、委託業務で安全かつ慎重に捕獲してもらいたいので変更は困難であるとの答弁がありました。

以上、総務建設委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第2、議第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第3 議第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第4 議第3号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5 議第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第6 議第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第7 議第6号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する
条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第8 議第7号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第9 議第13号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第10、文教厚生委員長報告について。

遠山委員長、報告願います。

遠山議員。

（文教厚生委員長 遠山健太郎 登壇）

○文教厚生委員長（遠山健太郎） 文教厚生委員会委員長の遠山健太郎です。文教厚生委員会の報告を行います。

文教厚生委員会は、去る12月9日月曜日、午前10時より、全6名の委員出席のもと、12月6日の本会議において付託をされた議第8号から議第12号、そして議第14号から議第18号まで全議案を慎重審議し、それぞれ採決の結果、全10議案について全委員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、各議案に対する主な質疑内容をご報告いたします。

議第8号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

この改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴う条例改正です。その中で第16条に規定された審査委員会について、以下の質疑がありました。

問い。新たに16条で支給の審査が加わり、自然災害による死亡等か判断が困難な場合は審査委員会を設置することができるかとされましたが、その説明を。答え。自然災害から数年後の死亡等について審査するもので、審査委員会委員として医師、弁護士、大学教授、医療ソーシャルワーカー、担当部長の5人前後を考えている。委員の委嘱期間の設定などの問題があり、規則はまだ定めていない。問い。審査委員会について、台風19号で被災されたところの設置事例はあるのか。答え。事例についての情報は今のところない。

議第9号 西和地域病児保育室設置条例の制定について。

この改正は、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町及び王寺町において締結をした連携協約に基づき、西和医療センターの敷地内に病児保育室を設置するための条例制定です。この条例制定について、以下の質疑がありました。

問い。通称をいちごルームとしたいきさつは。答え。かわいい名前をと考えたことと、上牧町、平群町、三郷町、斑鳩町、王寺町の5町が一つになって取り組む5町が一つという思いもあり命名をした。問い。当施設の運用について。答え。利用にはその日に予約をとっていただく必要がある。5町で連携協約のため、1つの病気につき7日以内、1日の利用は6人以内、利用時間は午前8時から午後6時までで、基本的に延長保育は行っていない。定員は先着順である。問い。西和7町のうち河合町と安堵町がこの保育事業に入っていない理由は。答え。河合町は政策の違いから入らないと聞いている。また、安堵町は、ほかの市町村と連携協約を結んでいるためである。

議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定について、議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定について。以上の2議案については、一括で質疑を行いました。

この2つの条例は、学校給食費及び幼稚園給食に係る給食費を公会計とするための条例制定です。この条例制定に際し、以下の質疑がありました。

問い。公会計に変わるにより、徴収の流れと滞納時の対応はどうなるのか。答え。給食費の支払い事務は教育総務課が担当し、口座振替あるいは口座振替を希望しない家庭には納入通知書を発行して金融機関で払っていただく。滞納時は学校と連携し徴収するが、学校や幼稚園での現金の取り扱いは実施しない。問い。公会計システム以前の未収分の回収した分の処理はどうなるのか。答え。市会計で入金し学校設備等に使うか、雑入で役場に対する寄附が考えられるが、教育委員会で決定をする。問い。第7条に規定する学校給食費の徴収を猶予する特別な理由とは何か。答え。生活困窮者あるいはアレルギーを持った児童等に対し、徴収を猶予する場合がある規定である。

議第12号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について。

この規約変更は、組合市町のうち御所市が令和2年4月1日より、し尿貯留中継施設からし尿処理施設までのし尿運搬業務を単独で行うことになったことによる変更です。この規約変更の際し、以下の質疑がありました。

問い。8市町が共同で行っているし尿中継施設から処理施設までの運搬の業務から御所市

が抜ける理由の説明を求める。また、この変更による上牧町の負担への影響はどうか。答え。御所市のし尿中継所は取り扱い業者の敷地にあり、今後は8市町の共同処理単価より安くその業者が運搬するためと聞いている。変更に伴う上牧町の負担に影響はない。

議第14号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

問い。マイナンバーカードは令和3年3月から健康保険証にかわりとして使えるとされているが、上牧町はカードの取得を推奨するのか。答え。カードを取得されていない方にはこれまでどおり保険証を発行する。問い。健康優良世帯表彰記念品の対象者について説明を。答え。表彰を行う前年度中に療養給付支給を受けていない世帯で、特別健診を受診し、対象年度1年間国民健康保険に滞納なく加入の方である。問い。人間ドックと助成金の増額分の説明を。答え。令和元年度より2年間助成額の上限を4万円としたため、申し込み者が予想を超えて増えたため増額となった。

議第15号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について。

問い。人間ドック費用助成金が138万円の増額となった要因は。答え。費用の2分の1、上限2万円を助成している。昨年度の利用者は51名で、今年度は11月末で90名が申請されているため補正計上した。健康に関心が高まっていることが増加の要因ではないかと考えている。

議第16号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

問い。自立支援・重度化防止の取り組み状況の説明を。答え。通いの場や認知症の事業に力を入れており、自主グループがふえ地区組織の芽が出てきている。問い。見守りQRコードシール普及事業は利用者の家族から大変助かっていると声が多いが、利用状況はどうか。答え。今年度の秋から実施しているが、現在10名の登録となっている。地域の商店や介護事業所にも登録いただき協力を得たいと考えている。問い。認定審査等訪問調査費の増額理由の説明を。また、調査員の人数は足りているのか。答え。訪問調査費の更新分が激増し、認定審査の委託料がふえたため増額となった。調査員は現在2名で足りていると考えている。問い。保険者機能強化推進交付金、インセンティブ交付金について、理事者側から提出された資料によると、上牧町の評価指標1と2は奈良県内平均を明らかに下回っているため、保険者機能強化推進交付金の割り当てが少ないと思う。来年度の上牧町の評価指数1と2は、奈良県内平均に近づけるかそれ以上を目指すべきである。答え。評価査定方法は細かく多岐にわたっているため、十分考慮して事業をやっていく。

以上となりますが、最後に、令和元年に文教厚生委員会に付託をされた全議案、全て円滑に審議を実施し可決すべきものと決することができたのも、理事者側より工夫を持ったわか

りやすい説明資料と委員各位の事前準備に基づく適格な質疑、そして、それに対する理事者の適格な答弁があったからこそと思います。この場をおかりしてお礼を申し上げ、新しい年、令和2年も引き続きよろしくお願ひし、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、議第8号 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第12、議第9号 西和地域病児保育室設置条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第13、議第10号 上牧町立学校給食費の管理に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第14、議第11号 上牧町立幼稚園給食費の管理に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第15、議第12号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第16、議第14号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第17、議第15号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第18、議第16号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第19、議第17号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第20、議第18号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○議長(服部公英) お諮りします。

本定例会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長(服部公英) 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 今中富夫 登壇)

○町長(今中富夫) 全議案議決をいただきましてありがとうございます。本議会中に皆さん方からお寄せをいただきましたご指摘、またご提案、こういう事柄につきましてもこれからしっかりと研究、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

今年は温暖化の影響で、日本でも大きな災害が多発をいたしました。また、世界中でも災害が多発をしております。このままでは地球がおかしくなっていくというふうに大変危惧をいたしますが、我々といたしましては、できるだけ環境に気をつけながら日々暮らしていくということが大事なのではないのかなというふうに考えております。

そういう中で気候も冬らしい気候にはなっておりますが、昔に比べて不順な気候になっております。これから年末、皆さん方も大変忙しい時期をお迎えになられますが、健康には十分ご留意をいただきまして、いい年をお迎えいただきますよう祈念を申し上げまして、閉会のお礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(服部公英) これをもちまして、令和元年度第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 康 村 昌 史

署 名 議 員 遠 山 健 太 郎